

IV. 事例－広域化（事業統合）検討中

広域化に向けた検討事例のアンケートをもとに、事例集に整理した項目は原則として次のとおりである。

1. 事業の概要

- ・ 事業名
- ・ 都道府県
- ・ 事業統合の形態
- ・ 構成団体
- ・ 直近の認可（目標年度、計画給水人口、計画一日最大給水量）
- ・ 平成23年度実績〔給水人口、一日最大給水量、組織部署数、職員数（事務職、技術職、技能職）、位置図〕
 - 施設概要（資料が整理されている事業体のみ）
 - 組織体制（公開可能な事業体のみ）

2. 事業の沿革

3. 事業統合を目指す主たる理由

4. 事業統合に向けた過程

- (1) 事業統合の検討主体
- (2) 事業統合に向けた検討経緯
 - ①経緯
 - 覚書（公表可能な事業体のみ）
 - ②協議会や検討会等の設置状況
- (3) 事業統合を進める中で生じた課題とその解決策
- (4) 今後の広域化実現に向けたスケジュール（ロードマップ）
- (5) 事業統合までに実施する広域化メニュー

八戸圏域水道企業団

1. 事業の概要

八戸地域の市町村は、昭和50年3月「広域水道圏計画基本調査（厚生省）」以来、国の生活審議議会の答申及び青森県水道整備基本構想に沿い、広域的視野に立って計画を検討してきた。

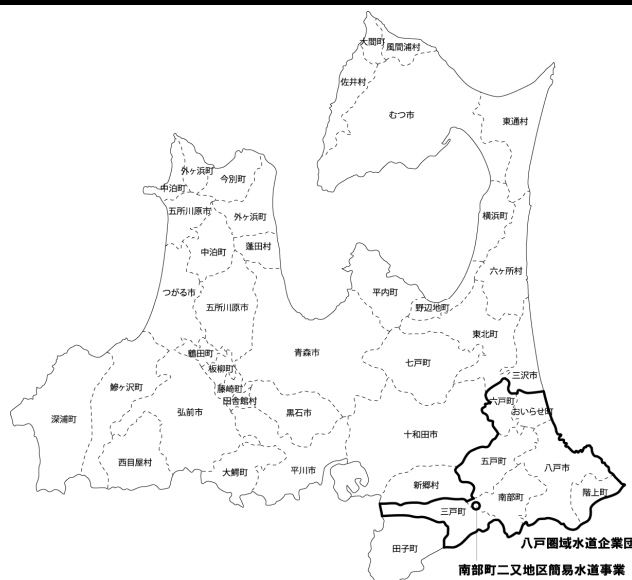
その結果、新規水源の開発が困難である11市町村（現在は7市町）が、水源を新井田川系世増ダムに求め、圏域内の長期的な水需要に対処し、安全で安定した給水を確保するとともに、料金格差の是正、維持管理水準の向上、経営基盤の強化及び未普及地域の解消を図るため、末端給水型広域水道事業として「八戸圏域水道企業団」を設立し、昭和61年4月に事業を開始した。

その後、平成13年には杉沢簡易水道、金山沢簡易水道、頃巻沢簡易水道を統合し、平成17年には市町村合併に伴い不習簡易水道を統合、平成23年には島守簡易水道を統合している。

二又簡易水道の統合については、南部町が策定した簡易水道事業統合計画に基づいて実施するもので、国庫補助制度を活用した施設整備による事業統合である。

事業体名	八戸圏域水道企業団					
都道府県	青森県					
事業統合の形態	水平統合					
事業統合年度	平成26年度					
構成団体	①八戸圏域水道企業団水道事業 ②南部町二又地区簡易水道事業					
直近の認可	単位	①	②			計
目標年度		平成28年度	平成29年度			—
計画給水人口	人	365,500	102			365,602
計画一日最大給水量	m ³ /日	142,500	34.5			142,535
平成23年度実績	単位	①	②			計
給水人口	人	317,910	66			317,976
一日最大給水量	m ³ /日	108,292	15			108,307
職員数	事務職	人	54	0		54
	技術職	人	104	0		104
	技能職	人	0	0		0
	計	人	158	0		158

位置図



※直近の認可及び平成23年度実績は水道統計（平成23年度、社団法人日本水道協会）、簡易水道事業年鑑（平成23年度、総務省）より。

〔八戸圏域水道企業団〕

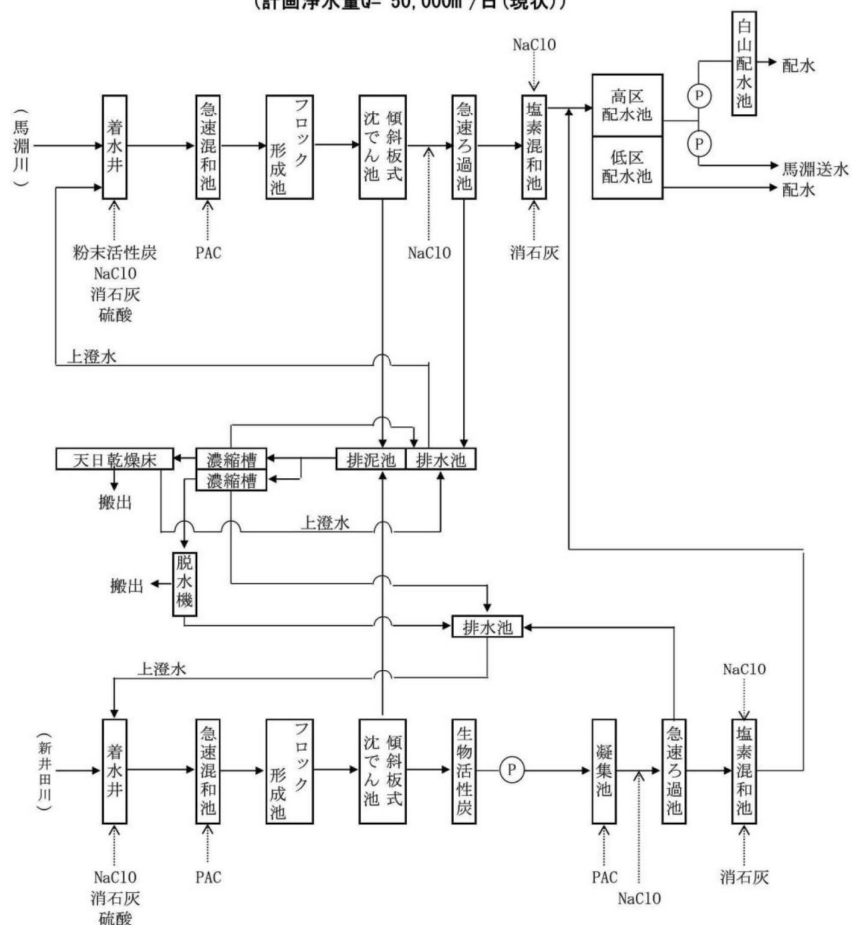
●施設概要

八戸圏域水道企業団の主要浄水場は白山浄水場であり、馬淵川を水源としていたが、新規水源として開発した新井田川水系世増ダムが平成15年度に、取水ポンプ場が平成21年度に完成し、現在は馬淵川 80,520m³/日と新井田川 50,000m³/日の2系統 130,520m³/日の取水となっている。

ここを主軸として、圏域内の各ブロックへの安定した送水の確保、未普及区域の解消、安全な水質の確保と有効な水運用を図るため、統合した各水道事業体の施設を有機的に活用しながら送水施設及び配水施設の整備を行い施設形態の一元化及び圏域全体のライフラインの確保を図っている。

浄水施設の処理フロー

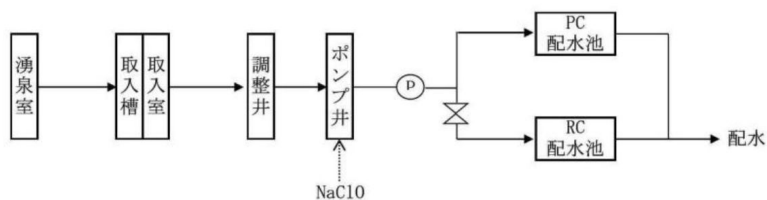
- ・ 白山浄水場(馬淵川系) (計画浄水量 $Q=80,520\text{m}^3/\text{日}$)
- ・ 白山浄水場(新井田川系) (計画浄水量 $Q=100,000\text{m}^3/\text{日}$ (最終)
(計画浄水量 $Q=50,000\text{m}^3/\text{日}$ (現状))



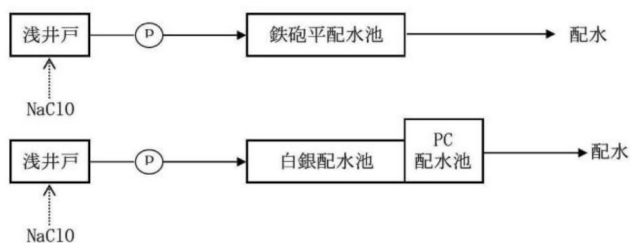
八戸圏域水道企業団の施設概要 (その1)

(出典：八戸圏域水道事業経営変更認可申請書、平成23年度)

・蟹沢浄水場（計画浄水量 $Q=15,000\text{m}^3/\text{日}$ ）（廃止予定水源）



・三島浄水場（計画浄水量 $Q=10,000\text{m}^3/\text{日}$ ）（廃止予定水源）

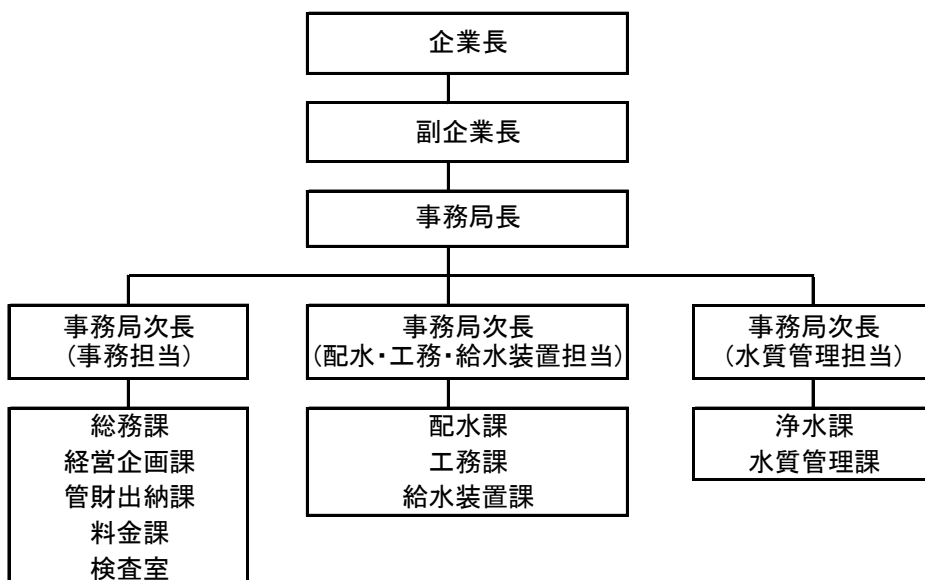


八戸圏域水道企業団の施設概要（その2）

（出典：八戸圏域水道事業経営変更認可申請書、平成23年度）

●組織体制

平成25年4月1日現在の組織体制は、次のとおりである。

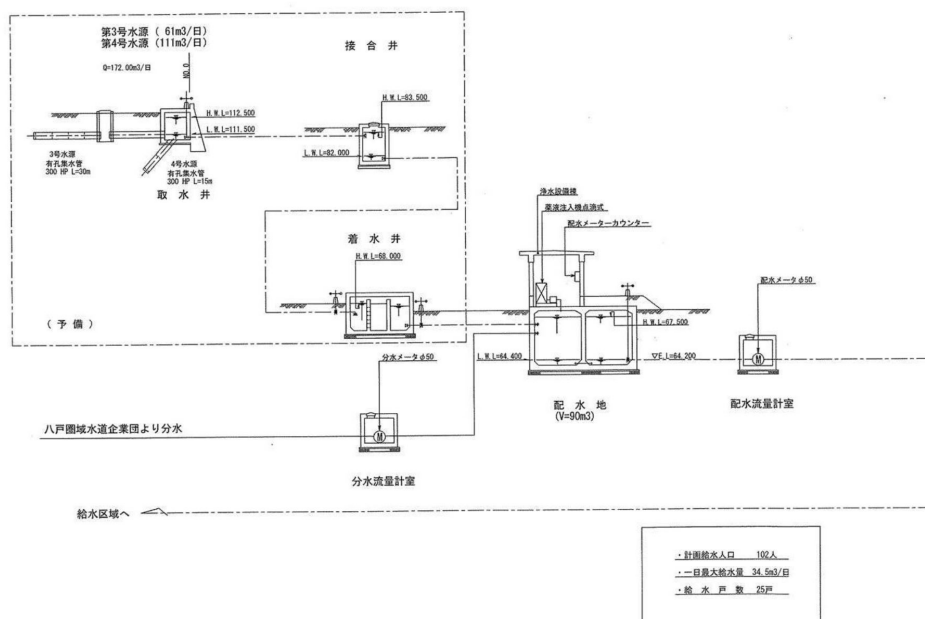


八戸圏域水道企業団の組織体制（出典：八戸圏域水道企業団ホームページ）

〔南部町二又地区簡易水道事業〕

●施設概要

二又地区簡易水道は、清廉な湧水を水源とし、塩素消毒のみで給水してきたが、原水から大腸菌群が検出されたことから、八戸圏域水道企業団より浄水を分水することで安定給水を行っている。



南部町二又地区簡易水道事業の施設概要

(出典：南部町二又地区簡易水道事業経営変更認可申請書、平成 20 年度)

2. 事業の沿革

八戸圏域水道企業団は、昭和 61 年 3 月に、八戸市、三戸町、五戸町、名川町、南部町、階上町、福地村、南郷村、百石町、六戸町、下田町の 11 市町村の水道事業を統合する創設認可を受け設立された（なお、合併により現在の構成市町は八戸市、三戸町、五戸町、階上町、南部町、六戸町、おいらせ町の 7 市町である）。その後、平成 17 年 3 月の八戸市と南郷村の合併を機に、旧南郷村不習地区簡易水道は当企業団上水道給水区域へ統合し、同村島守地区簡易水道については、青森県知事の認可を受け、同年 3 月 30 日より経営を引き継ぐなど、事業統合に伴う変更認可も行い現在に至っている。

南部町二又地区は南部町の西端に位置し、北西に新郷村、南は三戸町に接する丘陵地帯の一角である。本地区は古来より飲料水の確保に困窮している地域であった。また、近年における生活様式の変化及び農業形態の変化により飲雑用水の需要が拡大し、安全で衛生的な飲料水の安定供給と、営農経営向上の基盤となる水道事業が望まれていた。二又地区簡易水道は、農村総合整備モデルの一環として計画され、平成 4 年 11 月 25 日に簡易水道事業の創設認可（指令第 4177 号）を受け、平成 8 年 1 月に供給を開始した。平成 21 年 2 月

にはクリプトスポリジウム対策として八戸圏域水道企業団から分水を受ける事業変更認可を行い現在に至っている。

事業体名	八戸圏域水道企業団		南部町二又地区簡易水道事業	
創設認可年月日	S61. 3. 25		H4. 11. 25	
	年月日	内容	年月日	内容
沿革	S61. 4. 1 S62. 12. 26	給水開始 第1期拡張事業変更認可 計画給水人口 393,480人 計画一日最大給水量176,440m ³ /日 新規水源を世増ダムに求める 水源(ダム)：100,000m ³ /日 浄水処理施設：750,000m ³ /日 (新井田川系浄水場)	H8. 1 H19. 5 H21. 2. 27	給水開始 指標菌検出 変更認可 計画給水人口 102人 計画一日最大給水量 34.5m ³ /日 変更理由 ①水源の種別の変更(湧水→分水) ②取水地点の変更(南部町→八戸市)
	H13. 3. 30	変更認可 計画給水人口 371,100人 計画一日最大給水量175,920m ³ /日 変更理由 ①給水区域の拡張(3簡水編入) ②水源の種別・取水地点の変更 (小規模水源の統合及び廃止等) ③浄水方法の変更 ④事業計画	H24. 4. 1	企業団からの分水開始
	H16. 3 H17. 3. 15	世増ダム竣工 (創設認可) 島守簡易水道 八戸市と南郷村の合併による創設 (南郷村創設S34. 8. 15、変更S63. 7. 7)		
	H17. 3. 24	経営変更届 計画給水人口 365,500人 計画一日最大給水量142,500m ³ /日 変更理由 ①給水区域の拡張(不習簡水編入) 八戸市と南郷村の合併による編入		
	H18. 3. 31 H21. 3. 23	白山浄水場(新井田川系)完成 (変更認可) 島守簡易水道 変更理由 ①浄水方法の変更(湧水→分水)		
	H22. 3. 23	是川ポンプ場完成 (新井田川取水ポンプ場)		
	H24. 3. 30	変更認可 計画給水人口 328,100人 計画一日最大給水量117,900m ³ /日 変更理由 ①浄水方法の変更(奥入瀬浄水場廃止) ②事業の全部譲受け(島守簡水統合)		

3. 事業統合を目指す主たる理由

事業統合を目指す主たる理由は、次のとおりである。

- 施設の統廃合・効率的な更新
- 水源の確保・多元化

(具体的理由)

南部町二又地区簡易水道事業における水源水質悪化(大腸菌検出及び大量降雨時の濁度上昇)対策のため、水道施設整備事業の検討を実施しており、経済性・維持管理性等の5つの面から比較検討した結果、八戸圏域水道企業団からの受水を採用(水源は廃止)した。このことを受け、現在は八戸圏域水道企業団より分水(平成24年3月分水契約締結)を行っているが、平成26年4月を目標に事業統合を検討している。

4. 事業統合に向けた過程

(1) 事業統合の検討主体

事業統合の検討主体は、次のとおりである。

▶ 中核となった規模の大きい水道事業体

具体的には、事業統合先となる八戸圏域水道企業団である。

(2) 事業統合に向けた検討経緯

①経緯

事業統合に向けた検討の経緯は、次のとおりである。

年月	事業統合関連事項 (会議等の名称)	左記の内容 (会議等の検討項目)	出席者
H12.10.4	※統合に向けては、経営企画課（旧計画課）が窓口となり協議等を実施している。会議等の名称や、部会等はない。	南部町より企業団へ依頼 ・南部町二又地区簡易水道へ分水する場合の配水管布設の概算費用試算 ・クリプトスポリジウム対策検討のため	○企業団：3名 ○南部町：2名
H16.12.7		再度、南部町より企業団へ依頼 ・統合の方法（5つのケース）、事業費試算 ・結果を送付	○企業団
H19.1.25		南部町と協議 ・二又地区簡易水道の動向 ・分水計画案（統合は未確定）	○企業団：2名 ○南部町：3名
H19.2		二又地区簡易水道事業検討書（クリプトスポリジウム対策）策定	○南部町
H19.3.8		青森県と協議 ・変更認可申請や統合計画書、事前評価報告書、補助要望書の手続き等について	○企業団：1名 ○南部町：2名 ○青森県：1名
H19.5		二又地区簡易水道事業事前評価	○南部町
H19.7.5		二又簡水統合について方針決定 ・簡易水道事業及び飲料水供給施設の統合に関する調査にて、それぞれ青森県へ回答	○企業団 ○南部町
H19.8.6		二又地区簡易水道の統合計画について ・H19.7.6 協議書 ・H19.8.6 回答書（異議なし）	○南部町 ○企業団
H19.9.22		南部町と協議 ・送水管口径 ・給水区域 ・土地譲渡 ・消火栓用水	○企業団：5名 ○南部町：1名
H20.10.17		南部町と協議 ・送水管の口径変更 ・消火栓 ・配水池容量	○企業団：2名 ○南部町：1名

年月	事業統合関連事項 (会議等の名称)	左記の内容 (会議等の検討項目)	出席者
H21. 2. 11		住民説明会開催 ・企業団からの給水(統合)、料金改正等について了解済み	○南部町
H21. 8. 11		二又送水管布設に係る設計図書の作成について ・H21. 6. 22 依頼 ・H21. 8. 11 設計図書送付	○南部町 ○企業団
H22. 12. 20		南部町と協議 ・新配水池の機械設備、電気計装設備、伝送設備、無停電電源装置について	○企業団：3名 ○南部町：1名 ○コンサルタント：4名
H23. 2. 7		南部町と協議 ・遠方監視装置について(補助対象、事務処理等)	○企業団：3名 ○南部町：1名
H23. 2. 24		南部町と協議 ・遠方監視装置について(企業団の機能増設等)	○企業団：2名 ○南部町：村1名 ○メーカー：1名、コンサルタント1名 ○青森県：1名
H23. 3. 18		二又地区簡易水道遠方監視装置の接続について ・H23. 3. 4 協議書 ・H23. 3. 18 回答書(異議なし)	○南部町 ○企業団
H23. 10. 27		南部町と協議 ・分水契約(契約書案、分水単価、分水水量等)	○企業団：2名 ○南部町：3名
H23. 11. 29		南部町と協議 ・分水契約(契約書案、検針・請求方法、遠方監視の管理方法等)	○企業団：2名 ○南部町：3名
H23. 12. 7		南部町と協議 ・分水後の水質管理について	○企業団：5名 ○南部町：1名
H23. 12. 28		二又簡水分水契約の締結 ・H23. 12. 20 協議書 ・H23. 12. 28 回答書	○企業団 ○南部町
H24. 2. 24		南部町と協議 ・分水に向けての最終確認(工事の進捗状況、料金体系)	○企業団：6名 ○南部町：1名
H24. 3. 8		洗管水量の分水料金減免について ・H24. 3. 8 協議書 ・H24. 3. 14 回答書(承諾)	○南部町 ○企業団
H24. 4. 1		分水開始	
H24. 11. 29		二又簡水統合時期変更の申入れ ・当初 H27. 4. 1 ・変更 H26. 4. 1(1年前倒し)	○南部町
H25. 3. 26		南部町との事前協議 ・進め方等の確認	○企業団：2名 ○南部町：3名

年月	事業統合関連事項 (会議等の名称)	左記の内容 (会議等の検討項目)	出席者
H25. 4. 5		二又簡水の上水道統合について ・ H26. 4. 5 協議書(協議開始) ・ H25. 4. 9 回答書(承諾)	○南部町 ○企業団
H25. 8. 12		*以後、調査・検討・協議・改善を実施 二又簡水統合に関する基本合意書締結 ・ H25. 8. 8 協議書 ・ H25. 8. 12 回答書	○企業団 ○南部町
H25. 9	企業団構成7市町議会	企業団規約改正 議決 ・ 簡水債の元利償還金は南部町負担	○企業団
H25. 10. 3		青森県規約変更届出受理	○青森県
H25. 12. 5	南部町議会	条例廃止等 議決 ・ 二又簡水給水条例等	○南部町
H25. 12. 20	企業団議会	企業団条例改正 議決 ・ 設置等に関する条例 ・ 給水条例	○企業団
H26. 1予定		南部町二又簡水廃止届出	○南部町
H26. 2予定		企業団上水道変更届出	○企業団
H26. 2予定		住民説明会開催 ・ 検針、支払い、手続き等説明	○南部町、企業団
H26. 3予定		・ 資産、文書の引継 ・ システム登録、変更	○企業団
H26. 4. 1		統合(予定)	

②協議会や検討会等の設置状況

統合に向けては、八戸圏域水道企業団経営企画課が窓口となり個別の協議を実施している。協議会や検討会等の特別な組織は設置していない。

(3) 事業統合を進める中で生じた課題とその解決策

事業統合を進める中で生じた課題については、幾度も協議を重ね解決策を検討済みである。主要な課題とその解決策は次のとおりである。

課題	内容	解決策
事業体格差の扱い (財政水準)	<p>○水道料金の格差 家事用基本料金で2.8倍の格差がある。 南部町 1300円/20m³ 企業団 1836円/10m³</p> <p>○水道料金体系の統一 南部町、企業団とも用途別であったが企業団はH23.10.1より口径別となった。</p> <p>○水道事業会計の違い 企業団は企業会計であるが、南部町は官庁会計であり、財務状況等を比較する場合、これを整理する必要がある。</p>	<p>○水道料金の格差 ○水道料金体系の統一 南部町は、統合時に企業団の水道料金及び料金体系と同じになるよう、条例を改正した。</p> <p>○水道事業会計の違い 企業団が南部町から関係資料を収集し、整理・比較した。</p>
事業体格差の扱い (施設・維持管理水準)	<p>○施設管理水準の統一 遠方監視設備がなく、配水池等の水量、水位、水質等がリアルタイムで監視されていない。</p> <p>○配水量と水質のバランス 施設規模に比べて配水量が少なく、水質保持が厳しい。</p>	<p>○施設管理水準の統一 将来、企業団へ統合する予定であることから、補助による施設整備事業を行う前に、設備等について協議調整した。また、遠方監視システムについては、二又簡水のデータを取り込めるよう企業団の既設遠方監視システムを改造した(補助対象)。</p> <p>○配水量と水質のバランス 配水池の残塩保持対策として、上記事業により電気式追塩設備を設置した。また配水池の回転率を上げるため、2槽のうち1槽のみ使用している。</p>
他会計繰入金等の調整	<p>○起債の元利償還金の費用負担 統合時に残っている簡水債の元利償還金は、協議の結果、南部町が負担することとなった。統合後、南部町は一般会計から企業団へ繰り入れる必要があり、議会議決が必要。</p>	<p>○起債の元利償還金の費用負担 南部町は、一般会計から企業団へ繰り入れるための手続きを行う。企業団は、その旨を企業団規約に規定(要構成7市町議会議決)。</p>
地域に密着したサービスの継続	<p>○検針、支払方法の違い 南部町の二又簡水は町内会長が検針、集金し、町へ支払っている。</p>	<p>○検針、収納の違い 南部町が住民説明会を開催し、統合後は企業団の方法で行うことで住民の了解を得た。なお、企業団では、口座振替の他、コンビニでも支払えるよう、お客様の利便性向上を図っている。</p>
災害時・事故時対応	<p>統合時に職員が減ったことにより、緊急時、あるいは危機管理体制が困難となった。</p>	<p>構成団体の応援、管内水道施設工事業者との災害協定、日水協北海道地方支部道央地区協議会との災害協定を結んだ。</p>

課題	内容	解決策
統合事務	○統合準備期間が短いことによる業務の過密 統合が計画より1年前倒しとなったため、業務が過密となった。	○統合準備期間が短いことによる業務の過密 担当課から出された調査検討事項を基に作業計画を作成、情報共有を図りながら、事務遂行に努めている。
その他	○引継がない施設の利用 二又簡水は農村総合整備モデル事業で整備した営農飲雑用水施設である。住民から南部町へ「企業団へ引き継がない取水施設～着水井までを営農雑用水として使用したい」と要望があったため、これら施設を廃止せず、活用するための工事や維持管理等が必要となった。	○引継がない施設の利用 整備事業により、着水井と配水池の切り離し等の工事を実施。事業完了後は、南部町がこれら施設を所有し、維持管理する。

(4) 今後の広域化実現に向けたスケジュール（ロードマップ）

平成 26 年 4 月 1 日の統合を目指して協議を進めているところである。

(5) 事業統合までに実施する広域化メニュー

事業統合までの期間が短く、事業規模が小さいため、二又地区簡易水道事業との間で統合までに別の広域化メニューを実施する予定はない。

ただし、北奥羽地区水道事業協議会のメンバー（青森県南、岩手県北の 22 水道事業体）との間で、経営の一体化、管理の一体化、施設の共同化といった将来を見据えた戦略的な広域化の検討を始めたところである。

岩手中部広域水道企業団

1. 事業の概要

水道施設の大量更新時期と人口減少社会を迎えるにあたり、岩手中部広域水道企業団とその構成市町は、平成16年1月に「在り方委員会」を設置し検討した結果、平成18年3月「統合は大きな効果をもたらす」旨の報告を受けた。その後各事業体で策定した地域水道ビジョンで広域化（垂直統合）を目指すことを掲げ、平成23年3月に「広域化基本構想」を策定し、同年5月に水道広域化推進協議会を設置。同年10月に「統合に関する覚書」締結した。平成24年3月には「広域化事業計画」を策定し、同年4月から統合準備室を設置し事業統合に向けた準備を進めている。

事業体名	岩手中部広域水道企業団						
都道府県	岩手県						
事業統合の形態	垂直統合						
事業統合年度	平成26年度						
構成団体	①岩手中部広域水道用水供給事業 ②北上市水道事業 ③花巻市水道事業 ④紫波町水道事業						
直近の認可	単位	①	②	③	④	計	
目標年度		平成22年度	平成31年度	平成37年度	平成28年度	—	
計画給水人口	人		95,000	94,200	32,430	221,630	
計画一日最大給水量	m ³ /日	(65,500)	35,400	39,200	12,540	87,140	
平成23年度実績	単位	①	②	③	④	計	
給水人口	人		92,903	86,050	32,060	211,013	
一日最大給水量	m ³ /日	(32,912)	31,368	33,810	11,720	76,898	
職員数	事務職	人	3	7	13	6	29
	技術職	人	10	16	15	5	46
	技能職	人	0	0	0	0	0
	計	人	13	23	28	11	75

位置図



※直近の認可及び平成23年度実績は水道統計（平成23年度、社団法人日本水道協会）より。
花巻市の直近の認可はH24.3のもの、H23実績は、花巻、石鳥谷及び大迫水道事業の合計。

〔岩手中部広域水道企業団〕

企業団の用水供給事業においては、県営の入畑ダムから一日最大 38,000m³/日を取水し、岩手中部浄水場で浄水処理した後、一日最大送水量 35,500m³/日（施設能力）の浄水を企業団構成市町（北上市、花巻市、紫波町）の配水池（12 箇所）に供給する計画となっている。

〔企業団構成市町〕

北上市の水道は、平成 3 年 4 月の北上市・和賀町・江釣子村の合併により、旧市町村で運営してきた上水道を引き継ぎ運営されている。

花巻市の水道は、平成 18 年 1 月の花巻市・大迫町・石鳥谷町・東和町の合併により、旧市町で運営してきた上水道および簡易水道事業を引き継ぎ運営されている。

紫波町の水道は、紫波上水道を主体に、船久保営農飲雑用水施設（船久保簡易水道）及び中平飲料水供給施設、紫野、山屋、大志田の簡易給水施設により、水を供給している。

岩手中部広域水道企業団及び構成市町における主要な水道施設の諸元及び分布を次に示す。

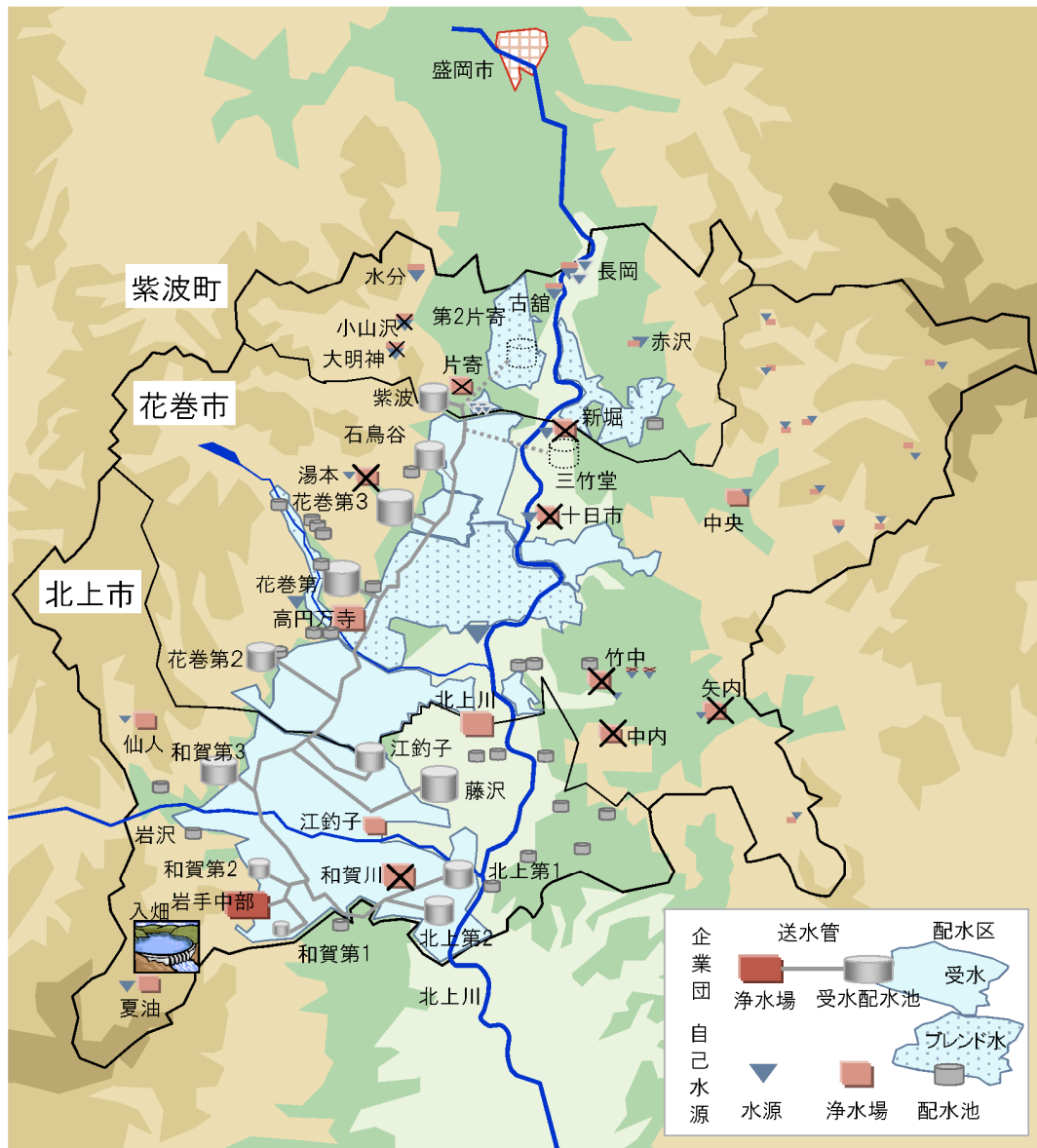
事業種別	水源種別	取水能力 (取水可能量)	浄水場名	浄水種別
岩手中部広域水道 用水供給	ダム水	水利権許可水量 38,000m ³ /日 ^{※1} (給水能力 35,500)	岩手中部浄水場	急速ろ過
北上市上水道	表流水	20,000 m ³ /日 ^{※1}	北上川浄水場	急速ろ過
	浅井戸	3,600 m ³ /日	和賀川浄水場	滅菌処理
	表流水	6,700m ³ /日 ^{※1}	(休止中)	急速ろ過
	浅井戸	2,360 m ³ /日	江釣子浄水場	滅菌処理
	湧水	868 m ³ /日	仙人浄水場	滅菌処理
	浅井戸	(472 m ³ /日)	横川目第 2	滅菌処理
	湧水	(700 m ³ /日)	岩沢	滅菌処理
夏油保養温泉 給水施設専用水道	表流水	(158 m ³ /日)	夏油浄水場	緩速ろ過
花巻市上水道 (旧花巻市地区)	表流水	10,000+ 11,550 m ³ /日 ^{※1}	高円万寺浄水場	急速ろ過+ 緩速ろ過
	表流水	1,500 m ³ /日 ^{※1}	湯本浄水場 (休止中)	急速ろ過

事業種別	水源種別	取水能力 (取水可能量)	浄水場名	浄水種別	
花巻市上水道 (旧大迫町地区)	表流水	2,180 m ³ /日 ^{※1}	中央浄水場	急速ろ過	
	表流水	864 m ³ /日 ^{※1}	立石浄水場	急速ろ過	
	湧水	120 m ³ /日 ^{※1}	樋の口浄水場	滅菌処理	
	湧水	85 m ³ /日 ^{※2}	旭ノ又浄水場	滅菌処理	
	湧水	50 m ³ /日 ^{※2}	沢崎浄水場	滅菌処理	
	湧水	43 m ³ /日	堅沢浄水場	滅菌処理	
	湧水	124 m ³ /日 ^{※2}	小又浄水場	滅菌処理	
	表流水	84 m ³ /日 ^{※2}	折壁浄水場	滅菌処理	
	表流水	97 m ³ /日 ^{※2}	小呂別浄水場	滅菌処理	
	湧水	80 m ³ /日 ^{※2}	岳浄水場	滅菌処理	
花巻市上水道 (旧石鳥谷地区)	伏流水	2,310 m ³ /日 ^{※1}	新掘浄水場	滅菌処理	
	浅井戸	650 m ³ /日	十日市浄水場	滅菌処理	
(旧東和町地区)	土沢簡易水道	伏流水	500 m ³ /日	土沢浄水場	滅菌処理
		伏流水	110 m ³ /日	晴山浄水場	滅菌処理
	東和第1簡易水道	表流水	1,442 m ³ /日 ^{※1}	竹中浄水場	急速ろ過
		表流水	877 m ³ /日 ^{※1}	谷内浄水場	急速ろ過
	東和第3簡易水道	浅井戸	1,050 m ³ /日	中内浄水場	急速ろ過
	田瀬簡易水道	浅井戸	360 m ³ /日	田瀬浄水場	急速ろ過
紫波町上水道	深井戸	2,408 m ³ /日	片寄浄水場	急速ろ過	
	湧水	526 m ³ /日	小山沢	滅菌処理	
	湧水	564 m ³ /日	大明神	滅菌処理	
	湧水	3,134 m ³ /日	水分	滅菌処理	
	伏流水	4,320 m ³ /日	古館揚水場	滅菌処理	
	浅井戸	530 m ³ /日	長岡揚水場	滅菌処理	
	深井戸	217 m ³ /日			
	湧水	1,115 m ³ /日	赤沢浄水場	膜処理	
	湧水	(予備水源)	沢田	滅菌処理	
	浅井戸	(予備水源)	佐比内	緩速ろ過	
船久保営農飲 雑用水簡易水道	表流水	(190 m ³ /日)	船久保浄水場	緩速ろ過	

※1 取水能力のうち、水利権のある水源は既得水利権を示す。

※2 花巻市大迫地区の急速ろ過浄水場は配水能力＝取水能力。

(出典：岩手中部水道広域化基本構想 概要版、平成23年3月、岩手中部広域水道企業団、北上市、花巻市、紫波町)



岩手中部広域水道企業団構成市町村 上水道主要施設配置図

(出典：水道事業統合及び施設の統廃合・再構築の事例集、平成 22 年 3 月)

2. 事業の沿革

構成団体の沿革は、次のとおりである。

事業体名	岩手中部広域水道企業団		北上市	
創設認可年月日	S58. 12. 27		S28. 2. 25	
	年月日	内容	年月日	内容
沿革	S55. 9. 22	設立許可	S 33. 4	給水開始
	H2. 3. 30	変更認可 供給対象に紫波町を加える	S38. 3. 18	第1次拡張事業変更認可 計画給水人口20,000人 計画一日最大給水量6,000m ³ /日
	H3. 4. 1	供給開始 供給水量を30,000m ³ /日増やし65,500m ³ /日	S46. 3. 24	第2次拡張事業変更認可 計画給水人口27,000人 計画一日最大給水量9,450m ³ /日
	H13. 3. 31	供給能力35,500m ³ /日 30,000m ³ /日増設を計画していたダム建設中止	S51. 3. 31	第3次拡張事業変更認可 計画給水人口28,000人 計画一日最大給水量27,600m ³ /日
			S61. 10. 27	第4次拡張事業変更認可 計画給水人口66,000人 計画一日最大給水量34,450m ³ /日
			H3. 4. 1	北上市、和賀町、江釣子村が合併し、新北上市となる
			H5. 3. 31	第5次拡張事業変更認可 計画給水人口99,400人 計画一日最大給水量58,300m ³ /日
			H22. 3. 19	計画変更認可 計画給水人口95,000人 計画一日最大給水量35,400m ³ /日

事業体名	花巻市		紫波町	
創設認可年月日	S4. 12. 4		S35. 3. 28	
	年月日	内容	年月日	内容
沿革	不詳	給水開始	S 35. 4	給水開始
	S27. 4. 28	第1次拡張事業変更認可 計画給水人口30,000人 計画一日最大給水量6,000m ³ /日	S41. 4. 24	第1回変更認可 計画給水人口13,000人 計画一日最大給水量3,250m ³ /日
	S39. 12. 21	第2次拡張事業変更認可 計画給水人口30,000人 計画一日最大給水量10,500m ³ /日	S45. 3. 30	第2回変更認可 計画給水人口16,000人 計画一日最大給水量6,000m ³ /日
	S48. 3. 13	第3次拡張事業変更認可 計画給水人口47,500人 計画一日最大給水量21,000m ³ /日	S46. 3. 30	第3回変更認可 計画給水人口19,000人 計画一日最大給水量6,800m ³ /日
	S54. 5. 29	第4次拡張事業変更認可 計画給水人口49,800人 計画一日最大給水量21,000m ³ /日	S47. 3. 31	第4回変更認可 計画給水人口19,000人 計画一日最大給水量6,800m ³ /日
	S56. 11. 13	第5次拡張事業変更認可 計画給水人口58,400人 計画一日最大給水量22,600m ³ /日	S53. 10. 6	第5回変更認可 計画給水人口20,000人 計画一日最大給水量9,000m ³ /日
	S62. 4. 22	第6次拡張事業変更認可 計画給水人口72,300人 計画一日最大給水量33,500m ³ /日	S60. 4. 6	第6回変更認可 計画給水人口26,600人 計画一日最大給水量10,080m ³ /日
	H18. 1. 1	花巻市、石鳥谷町、大迫町、東和町が合併し、新花巻市となる	H2. 4. 1	第7回変更認可 計画給水人口28,410人 計画一日最大給水量10,080m ³ /日
	H24. 3. 30	計画変更認可 計画給水人口94,200人 計画一日最大給水量39,200m ³ /日	H4. 3. 31	第8回変更認可 計画給水人口31,700人 計画一日最大給水量14,460m ³ /日
			H19. 8. 30	第9回変更認可 計画給水人口32,430人 計画一日最大給水量12,540m ³ /日

3. 事業統合を目指す主たる理由

事業統合を目指す主たる理由は、次のとおりである。

- 水需給の不均衡解消
- 施設の統廃合・効率的な更新

(具体的理由)

水需給の不均衡解消について

施設最大稼働率が 97%で水源に余裕がない町がある一方、62%と水源に余裕がある市もある。しかし、用水供給事業における市町確保水量枠の変更は難しく、事業統合し一体で市町の境を越えた水運用を行うことで不均衡解消を図る。

施設の統廃合・効率的な更新

水需要が少しずつ減少していく見通しであるのに対し、更新需要は増大していくことから、安定水源を中心に市町の境を越えた水運用実施を基本に、施設を統廃合し、効率的な更新を行う。

4. 事業統合に向けた過程

(1) 事業統合の検討主体

- 中核となった規模の大きい水道事業体

事業統合の検討主体は、岩手中部広域水道企業団とその構成市町である北上市、花巻市、紫波町の各水道事業体で、事務局は企業団が行った。

(2) 事業統合に向けた検討経緯

①経緯

岩手中部広域水道企業団及び構成市町では、早くから広域化の有用性に着目し、企業団用水の供給市町区域（以下、「岩手中部地域」という。）における広域化について情報を共有して検討を重ねてきた。そして、企業団及び構成市町とも平成 22 年 3 月までに、「安全・安心・安定」の水道を「効率的・効果的・持続的」に推進する「岩手中部の広域化」を目指して、を基本理念とする水道ビジョンを策定するとともに、平成 23 年 3 月には、「岩手中部水道広域化基本構想」を策定、公表している。平成 23 年 10 月には企業団及び構成市町の 4 者で、平成 26 年 4 月の事業統合を目指して覚書を締結した。

また、平成 23 年 10 月から 12 月にかけて、外部有識者による事業評価委員会を設置・開催し、「水道広域化促進事業費」の国庫補助申請に向けた事業評価を行うとともに、平成 25 年 10 月 10 日には企業団及び構成市町で水道事業統合に関する協定締結を行った。

年月	事業統合関連事項 (会議等の名称)	左記の内容 (会議等の検討項目)	出席者
H16.1～18.3	岩手中部広域水道在り方委員会	企業団・市町の現状把握と統合の効果、課題について調査検討	○市町水道担当部所長、課長及び担当係長 ○企業団事務局長、次長及び担当係長
H19.1～19.5	企業団構成市町水道担当者会議及び部所長会議	地域水道ビジョンの策定について協議 ・共通認識のもと水道のあるべき将来像を描く ・広域化についてより詳細に検討する ・策定検討委員会を設置し、共同でコンサルタントへ委託する	○市町水道担当部所長、課長及び担当係長 ○企業団事務局長、次長及び担当係長
H19.5～21.3	地域水道ビジョン策定検討委員会	地域水道ビジョン策定 現状分析・評価、施設調査、水需要推計、課題の抽出、将来像と目標設定、実現方策の検討を行い、平成26年度の事業統合をめざす方向を示した	○企業団副企業長（副市長） ○市町水道担当部所長、課長及び担当係長 ○企業団事務局長、次長及び担当係長
H21.5～23.3	水道広域化推進検討委員会	水道広域化基本構想策定 水道サービス水準の把握と評価、課題の整理、水需要推計、施設整備計画（概略）、財政計画、広域化の効果（給水原価・供給単価の試算）	○市町水道担当部所長、課長、課長補佐及び担当係長 ○企業団事務局長、次長及び担当係長
H23.5～	水道広域化推進協議会	水道広域化事業計画策定と統合に向けて、総合的に協議し、合意形成を図る	○企業長、構成市町長（企業長の属する市は副市長）、企業団議会議長 ○市町水道部所長・課長等と企業団事務局長・次長等
H23.10.6	水道事業統合に関する覚書締結	統合の目的、時期、方法、資産引継ぎ、水道料金の統一について基本的合意	企業長、構成市町長
H24.4.1	統合準備室設置	統合に係る事務を行う	
H25.9	構成市町議会	新企業団設置について議決	
H25.10	水道事業統合に関する協定締結	統合の目的、時期、方法、事務所の設置、組織、職員構成、資産引継ぎ、水道料金等について合意	企業長、構成市町長

②協議会や検討会等の設置状況

協議会や検討会等の設置状況は、次のとおりである。初期段階としては、各事業体の現状把握と統合の効果、課題について調査する目的で、平成16～17年度にかけて「岩手中部広域水道在り方委員会及び同専門部会」を設置した。構想・検討段階では、企業団及び構成市町で広域化に対する共通目標を持ち、取組の方向性を検討する目的で「地域水道ビジョン策定検討委員会及び同専門部会」、「水道広域化推進検討委員会及び同専門部会」を設置した。最終の調整段階では、具体的に事業統合に関わる課題解決、合意形成を図る目的で「水道広域化推進協議会及び同幹事会」を設置し、平成26年4月の事業統合を目指している。

段階	協議会・検討会等の名称	設置目的・位置づけ	構成メンバー
1. 初期段階	岩手中部広域水道在り方委員会及び同専門部会 (経営財政と施設管理の2部会)	各事業体の現状把握と統合の効果、課題について調査検討	委員会：市町水道部所長・課長と企業団事務局長・次長 専門部会：市町及び企業団係長級職員
2. 構想・検討段階	地域水道ビジョン策定検討委員会及び同専門部会	企業団と構成市町は、共通の目標を持ち、互いに役割分担しながら水道のあるべき将来像を示す地域水道ビジョンを策定する。	委員会：企業団副企業長、市町水道部所長・課長と企業団事務局長・次長 専門部会：市町及び企業団の課長補佐、係長級職員
	水道広域化推進検討委員会及び同専門部会	地域水道ビジョンの方針に基づき、水道広域化を推進するため、調査検討を行う	委員会：市町水道部所長・課長と企業団事務局長 専門部会：市町及び企業団の課長補佐、係長級職員
3. 調整段階	水道広域化推進協議会及び同幹事会	企業団及び構成市町の水道事業統合に向けて、総合的に協議し、合意形成を図る。	協議会：企業長、構成市町長(企業長の属する市は副市長)、企業団議会議長 幹事会：市町水道部所長・課長等と企業団事務局長・次長等

※段階の説明

1. 初期段階（まず広域化検討のスタートラインに立つため、関係者と広域化検討を行う場を持っている段階）
2. 構想・検討段階（広域化の形態や枠組みの検討、施設の共同整備、人事交流、遠い将来も含めた着地点の検討等を行っている段階）
3. 調整段階（住民や議会等との合意形成を図りつつ、関係者との調整等を進めている段階）

(3) 事業統合を進める中で生じた課題とその解決策

事業統合を進める中で生じた課題については、ほぼ解決策を検討済みであるが、災害時・事故時対応で一部検討中のものもある。

課題	内容	解決策
事業体格差の扱い (財政水準)	<ul style="list-style-type: none"> 水道料金の格差 家事用で最低1,860円、最高2,350円で約1.3倍の格差がある。 水道料金体系の統一 用途別と口径別の2種類の料金体系があり、統一が必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> 水道料金の格差 料金体系が変わる市町に激変緩和措置を講じ、段階的に現行料金と新水道料金との差額を調整し、5年後に統一する予定。 水道料金体系の統一 統合エリア内では、口径別または用途別を採用しているが、わかりやすい区分であることや全国的に口径別料金体系が増えていることから口径別体系に統一する予定。
事業体格差の扱い (施設・維持管理水準)	<ul style="list-style-type: none"> 施設の更新状況の格差 これまでの建設改良費の投資具合により、老朽施設を多く抱えているところと更新が進んでいるところがある。 	<ul style="list-style-type: none"> 施設の更新状況の格差 アセットマネジメントの手法により、資産の保有状況に応じ、老朽施設を多く抱えているところは今後の更新費用も多く計画し、更新ペースを上げる。
他会計繰入金等の調整	<ul style="list-style-type: none"> 一般会計からの繰入金の負担割合 広域化促進事業に要する経費に係る一般会計繰入金の負担割合の調整が必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> 一般会計からの繰入金の負担割合 アセットマネジメントの手法により、資産の保有状況に応じ、老朽施設を多く抱えている市町は今後の更新費用も多く計画し、国庫補助事業期間の一般会計負担金もそれに伴って多く負担いただく予定。
職員人員配置	<ul style="list-style-type: none"> 職員の確保 統合後もスムーズに事業を継続させるため職員をどう確保するか。 	<ul style="list-style-type: none"> 職員の確保 構成市町職員から新企業団へ移籍を希望する人を募るとともに、現企業団職員と合わせ、ほぼ予定した人員を確保できる見通しとなったが、若干不足している分は市町からの派遣を予定している。
条例・例規等の見直し	<ul style="list-style-type: none"> 職員給与体系の調整 市町によって運用の違いがある。 	<ul style="list-style-type: none"> 職員給与体系の調整 統合時は現在の号給を踏襲することとし、統合後数年かけて調整する予定。
地域に密着したサービスの継続	<ul style="list-style-type: none"> 料金徴収の窓口業務など住民サービスの維持・向上 料金徴収等業務を委託しているところと直営で行っているところがあり、その調整が必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> 料金徴収の窓口業務など住民サービスの維持・向上 料金徴収等業務を委託しているところの状況を視察したり、費用や収納率、誤検針率などデータで示し包括委託でも住民サービスの維持向上が見込まれる。
災害時・事故時対応	<ul style="list-style-type: none"> 夜間、休日の住民からの連絡を受ける態勢再構築 職員が交代で当番をしたり、浄水場運転管理受託業者が受けたりとそれぞれなので、態勢の再構築が必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> 夜間、休日の住民からの連絡を受ける態勢再構築 浄水場運転管理受託業者が受ける方法を検討中。

(4) 今後の広域化実現に向けたスケジュール（ロードマップ）

事業統合に向けたスケジュールは、次のとおりである。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">■ 平成 26 年 2 月ごろ…新企業団議会を開催し条例、予算等を議決する予定。■ 平成 26 年 3 月まで…事業認可を受ける予定。■ 平成 26 年 4 月から…統合事業開始予定。 |
|--|


(5) 事業統合までに実施する広域化メニュー

事業統合を目指した検討を優先して進めており、その他の広域化メニューに関する検討は行っていない。

群馬県東部3市5町

1. 事業の概要

群馬県東部3市5町（太田市、館林市、みどり市、板倉町、明和町、千代田町、大泉町及び邑楽町）では、水道事業の運営基盤を強化する方策として水道の広域化を検討している。

事業体名	群馬県東部3市5町					
都道府県	群馬県					
事業統合の形態	水平統合					
事業統合年度	平成28年度					
構成団体	①太田市水道事業 ②館林市水道事業 ③みどり市水道事業 ④板倉町水道事業		⑤明和町水道事業 ⑥千代田町水道事業 ⑦大泉町水道事業 ⑧邑楽町水道事業			
直近の認可	単位	①	②	③	④	⑤
目標年度		平成32年度	平成20年度	平成25年度	平成12年度	平成35年度
計画給水人口	人	218,400	90,500	54,100	27,400	11,600
計画一日最大給水量	m ³ /日	99,000	59,000	28,900	13,630	6,600
平成24年度実績	単位	①	②	③	④	⑤
給水人口	人	219,912	78,457	49,674	15,638	11,357
一日最大給水量	m ³ /日	90,227	34,090	21,654	11,169	5,988
職員数 計	人	22	19	28	5	4
直近の認可	単位	⑥	⑦	⑧		計
目標年度		平成23年度	平成32年度	平成20年度		—
計画給水人口	人	20,000	50,000	37,000		509,000
計画一日最大給水量	m ³ /日	15,000	39,000	23,800		284,930
平成24年度実績	単位	⑥	⑦	⑧		計
給水人口	人	11,673	40,274	26,639		453,624
一日最大給水量	m ³ /日	6,444	18,390	11,529		199,491
職員数 計	人	4	8	7		97
位置図						

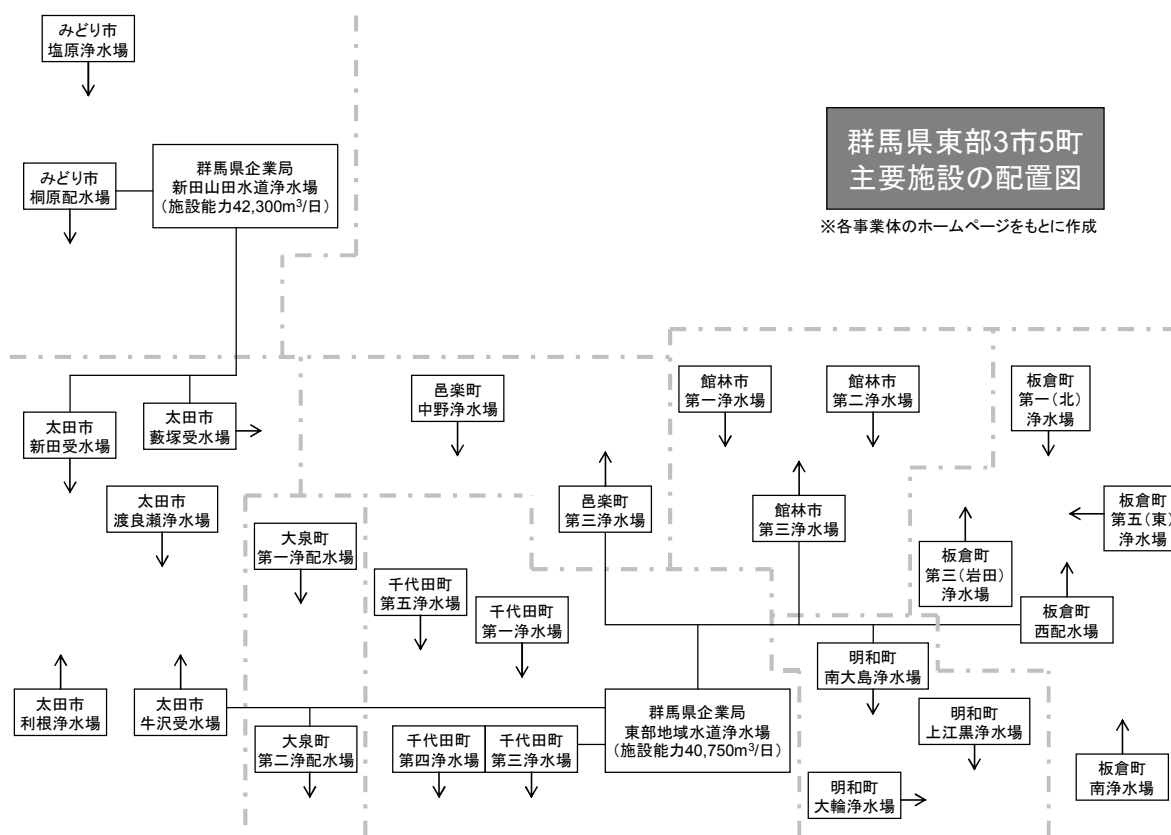
※直近の認可及び平成24年度実績は各事業体決算値。

〔群馬県東部3市5町〕

構成団体の水道事業の概要は次に示すとおりであり、平成24年度時点における当該地域の給水人口は約45万人、一日最大給水量は約20万m³/日である。

また、本地域における特徴的な事業運用の概要を以下に示す。

- ・ 太田市及び館林市では、民間企業に第三者委託（包括業務委託）を実施している。
- ・ みどり市は桐生市と共同検査体制を構築している。
- ・ 各構成団体は、群馬県用水供給事業の受水団体であり、東部地域水道用水供給事業と新田山田水道用水供給事業から受水している。



主要施設の配置図（群馬県東部3市5町）

群馬県東部水道広域研究会構成団体概要比較表

区分	太田市	館林市	みどり市	板倉町	明和町	千代田町	大泉町	邑楽町	計
計画給水人口	218,400	90,500	54,100	27,400	11,600	20,000	50,000	37,000	509,000
計画1日最大給水量	99,000	59,000	28,900	13,630	6,600	15,000	39,000	23,800	284,930
条例定数	40	22	67	10	5	4	18	9	175
職員数 H24.4.1 (課長を除く)	18	18	25	4	3	3	7	6	84
〃 H25.4.1 (課長を除く)	17	16	25	4	3	3	7	6	81
行政区域内人口 決算 H24	220,407	78,831	52,223	15,701	11,383	11,871	40,681	27,454	458,551
行政区域面積	176	61	208	42	20	22	18	31	577
給水区域内人口 決算 H24	220,861	78,831	49,699	15,638	11,383	11,871	40,681	27,449	456,413
給水人口 決算 H24	219,912	78,457	49,674	15,638	11,357	11,673	40,274	26,639	453,624
給水戸数 (年度末給水) H24	87,320	31,408	18,424	5,258	3,849	4,165	17,377	10,145	177,946
普及率 H24	99.6	99.1	95.1	99.6	99.8	98.3	99.0	97.0	98.4
1日平均給水量 H24	82,773	30,024	19,090	7,018	5,451	5,371	16,208	9,898	175,833
1日最大給水量 H24	90,227	34,090	21,654	11,169	5,988	6,444	18,390	11,529	199,491
年間給水量 H24	30,212	10,959	6,968	2,562	1,990	1,960	5,916	3,612	64,179
年間有収水量 H24	25,991	10,148	5,685	1,974	1,432	1,452	5,357	3,157	55,196
有収率 H24	86.0	92.6	81.6	77.1	72.0	75.1	90.6	87.4	82.8
負荷率 H24	91.7	88.1	88.2	62.8	91.0	83.4	88.1	85.6	84.9
給水原価 H24	158.0	146.5	156.8	157.2	154.6	156.7	112.5	154.3	149.6
供給単価 H24	156.3	160.0	160.9	149.4	146.1	158.5	115.9	148.5	149.4
浄水場施設箇所数 (休止を含む)	2	3	1	4	4	4	2	2	22
年間配水量 H24	30,212	10,959	6,968	2,562	1,990	1,960	5,916	3,612	64,179
県受水量 H24	7,544	3,963	1,266	1,022	587	470	654	1,704	17,210
事業収益 H24	4,364	1,692	953	311	227	242	642	491	8,922
給水収益 H24	4,063	1,623	915	295	209	230	621	460	8,416
損益 H24	235,657	199,634	61,515	139	5,205	13,798	35,171	929	552,048

2. 事業の沿革

構成団体の沿革は、次のとおりである。

事業体名	太田市水道事業		館林市水道事業	
創設認可年月日	S. 12. 12. 2		S. 29. 8. 27	
	年月日	内容	年月日	内容
沿革	S12. 12. 2	創設 計画給水人口 25,000人 計画一日最大給水量 4,500m ³ /日	S29. 8. 27	創設 計画給水人口 28,700人 計画一日最大給水量 5,740m ³ /日
	S32. 12. 12	第1次拡張 計画給水人口 50,000人 計画一日最大給水量 13,500m ³ /日	S37. 12. 25	第1次拡張 計画給水人口 28,700人 計画一日最大給水量 5,740m ³ /日
	S39. 1. 24	第2次拡張 計画給水人口 120,000人 計画一日最大給水量 36,000m ³ /日	S40. 12. 27	第2次拡張 計画給水人口 28,700人 計画一日最大給水量 5,740m ³ /日
	S45. 6. 23	第3次拡張 計画給水人口 120,000人 計画一日最大給水量 36,000m ³ /日	S42. 1. 28	第3次拡張 計画給水人口 62,000人 計画一日最大給水量 18,600m ³ /日
	S47. 3. 31	第4次拡張 計画給水人口 200,000人 計画一日最大給水量 103,600m ³ /日	S50. 3. 31	第4次拡張 計画給水人口 63,000人 計画一日最大給水量 25,200m ³ /日
	S54. 4. 2	第4次拡張一部変更 計画給水人口 161,600人 計画一日最大給水量 103,600m ³ /日	S56. 5. 15	第5次拡張 計画給水人口 86,000人 計画一日最大給水量 45,150m ³ /日
	S58. 6. 15	第5次拡張 計画給水人口 205,000人 計画一日最大給水量 159,400m ³ /日	H 4. 3. 9	第6次拡張 計画給水人口 90,500人 計画一日最大給水量 52,750m ³ /日
	S63. 3. 31	第5次拡張一部変更 計画給水人口 205,000人 計画一日最大給水量 159,400m ³ /日	H 7. 3. 31	第7次拡張 計画給水人口 90,500人 計画一日最大給水量 59,000m ³ /日
	H11. 3. 26	第5次拡張一部変更 計画給水人口 220,590人 計画一日最大給水量 159,400m ³ /日		
	H12. 3. 6	第5次拡張一部変更 計画給水人口 179,600人 計画一日最大給水量 115,400m ³ /日		
事業体名	みどり市水道事業		板倉町水道事業	
創設認可年月日	S. 35. 3. 1		S. 40. 7. 30	
	年月日	内容	年月日	内容
沿革	S35. 3. 1	創設（大間々笠懸上水道組合） 計画給水人口 20,000人 計画一日最大給水量 3,600m ³ /日	S40. 7. 30	創設 計画給水人口 8,400人 計画一日最大給水量 1,260m ³ /日
	S44. 3. 31	創設変更 計画給水人口 20,000人 計画一日最大給水量 3,600m ³ /日	S43. 2. 7	第1次拡張 計画給水人口 18,150人 計画一日最大給水量 2,723m ³ /日
	S46. 3. 31	第1次拡張 計画給水人口 45,000人 計画一日最大給水量 22,500m ³ /日	S45. 7. 31	第2次拡張 計画給水人口 20,000人 計画一日最大給水量 4,000m ³ /日
	S63. 5. 31	第2次拡張 計画給水人口 50,000人 計画一日最大給水量 28,900m ³ /日	S46. 9. 1	第2次拡張変更 計画給水人口 20,000人 計画一日最大給水量 4,000m ³ /日
	H13. 8. 1	経営変更 計画給水人口 77,700人 計画一日最大給水量 42,300m ³ /日	S49. 11. 15	第3次拡張 計画給水人口 20,000人 計画一日最大給水量 8,000m ³ /日
	H16. 12. 3	一部廃止 計画給水人口 54,100人 計画一日最大給水量 28,900m ³ /日	H3. 10. 30	第4次拡張 計画給水人口 27,400人 計画一日最大給水量 13,630m ³ /日
	H18. 3. 27	創設（みどり市） 計画給水人口 54,100人 計画一日最大給水量 28,900m ³ /日		

事業体名	明和町水道事業		千代田町水	
創設認可年月日	S. 35. 8. 16		S43. 9. 2	
	年月日	内容	年月日	内容
沿革	S35. 8. 16	創設（広域簡易水道にて創設） 計画給水人口 10,000人 計画一日最大給水量 1,612m ³ /日	S43. 9. 2	創設 計画給水人口 8,000人 計画一日最大給水量 1,200m ³ /日
	S42. 1. 5	第1次拡張 計画給水人口 10,000人 計画一日最大給水量 2,113m ³ /日	S46. 8. 10	第1次拡張 計画給水人口 8,000人 計画一日最大給水量 1,200m ³ /日
	S48. 3. 31	第2次拡張 計画給水人口 10,000人 計画一日最大給水量 3,000m ³ /日	S51. 5. 29	第2次拡張 計画給水人口 11,000人 計画一日最大給水量 3,300m ³ /日
	S49. 9. 11	第2次拡張第1次変更 計画給水人口 10,000人 計画一日最大給水量 3,000m ³ /日	S63. 3. 30	第3次拡張 計画給水人口 13,000人 計画一日最大給水量 7,500m ³ /日
	S59. 8. 23	第3次拡張 計画給水人口 11,300人 計画一日最大給水量 5,000m ³ /日	H 9. 12. 11	第4次拡張 計画給水人口 20,000人 計画一日最大給水量 15,000m ³ /日
	H6. 8. 18	第4次拡張 計画給水人口 13,400人 計画一日最大給水量 10,100m ³ /日		
	H20. 10. 16	第4次拡張第1次変更 計画給水人口 11,600人 計画一日最大給水量 6,600m ³ /日		

事業体名	大泉町水道事業		邑楽町水道	
創設認可年月日	S. 37. 12. 27		S37. 6. 20	
	年月日	内容	年月日	内容
沿革	S37. 12. 27	創設 計画給水人口 20,000人 計画一日最大給水量 5,800m ³ /日	S37. 6. 20	創設 計画給水人口 15,700人 計画一日最大給水量 2,355m ³ /日
	S41. 3. 24	第1次変更 計画給水人口 20,000人 計画一日最大給水量 5,800m ³ /日	S44. 3. 31	第1次拡張 計画給水人口 16,000人 計画一日最大給水量 4,800m ³ /日
	S42. 1. 28	第2次変更 計画給水人口 20,000人 計画一日最大給水量 8,300m ³ /日	S47. 3. 28	第2次拡張 計画給水人口 20,000人 計画一日最大給水量 9,000m ³ /日
	S43. 1. 12	第1次拡張 計画給水人口 20,000人 計画一日最大給水量 10,800m ³ /日	S49. 3. 30	第2次拡張第1次変更 計画給水人口 20,000人 計画一日最大給水量 9,000m ³ /日
	S45. 2. 19	第3次拡張 計画給水人口 60,000人 計画一日最大給水量 21,000m ³ /日	S52. 5. 18	第2次拡張第2次変更 計画給水人口 20,000人 計画一日最大給水量 9,000m ³ /日
	S49. 3. 30	第3次拡張第1次変更 計画給水人口 60,000人 計画一日最大給水量 21,000m ³ /日	S57. 3. 29	第3次拡張 計画給水人口 33,000人 計画一日最大給水量 15,000m ³ /日
	S54. 12. 27	第4次拡張 計画給水人口 50,000人 計画一日最大給水量 39,000m ³ /日	S59. 2. 22	第3次拡張第1次変更 計画給水人口 33,000人 計画一日最大給水量 15,000m ³ /日
	H 2. 7. 16	第4次拡張第1次変更 計画給水人口 50,000人 計画一日最大給水量 39,000m ³ /日	H 7. 6. 19	第4次拡張 計画給水人口 37,000人 計画一日最大給水量 23,800m ³ /日
	H 7. 3. 31	第4次拡張第2次変更 計画給水人口 50,000人 計画一日最大給水量 39,000m ³ /日		
	H14. 2. 14	第4次拡張第3次変更 計画給水人口 50,000人 計画一日最大給水量 39,000m ³ /日		

3. 事業統合を目指す主たる理由

事業統合を目指す主たる理由は、次のとおりである。

- 施設整備水準の向上
- 施設の統廃合・効率的な更新
- 人材確保・技術力の確保
- 通常時の管理体制強化・緊急時体制の強化
- 更新等に必要なる財源の確保・柔軟性ある事業計画

(具体的理由)

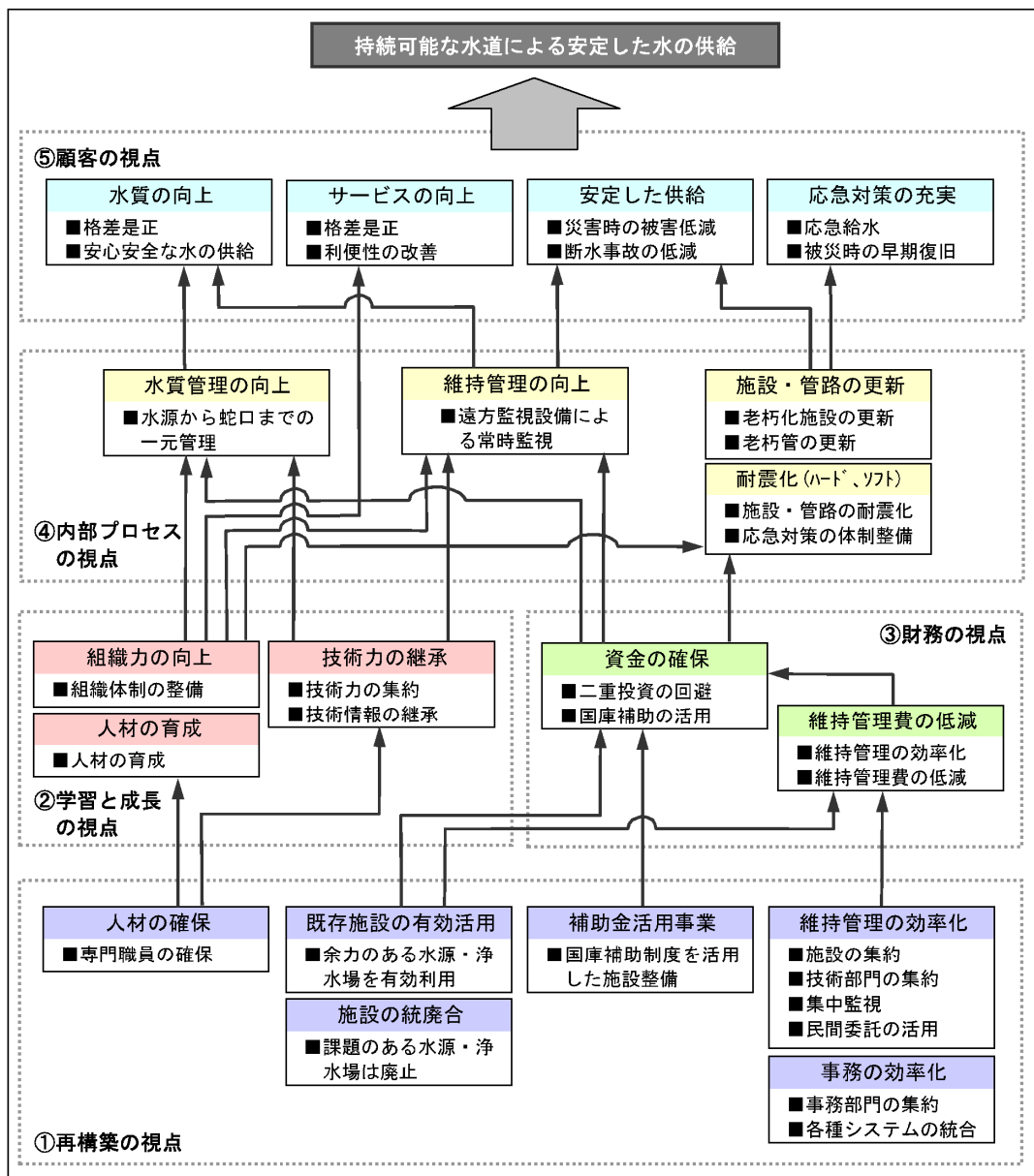
将来的な水需要減少に伴う経営環境悪化が想定される中、大規模な施設更新事業が控えている。こうした状況下において、単独事業で施設更新に取り組んだ場合に比して事業統合による施設統廃合は、資金面での経済性が高く、水運用や危機管理でのマネジメントも高まる結果を得たため、次世代に向けた事業構成として、広域化における事業統合を選択した。

なお、今後の事業推進にあたっては、「事業統合検討の手引き－水道版バランススコアカード（事業統合）の活用－」（平成 23 年 2 月、厚生労働省）を用い、本地域における事業統合の枠組みに合致する戦略目標を設定した。

事業統合の戦略目標（出典：群馬東部水道広域化基本計画、平成 25 年 9 月）

視点	戦略目標	戦略目標達成のための方針
①再構築の視点	既存施設の有効活用 施設の統廃合	水質、老朽化等の課題があるとした水源・浄水場の廃止、余力のある水源・浄水場の有効利用
	維持管理の効率化	施設の集約、技術部門の集約、集中監視の推進、民間委託の活用
	事務の効率化	事務部門の集約、各種システムの統合
	人材の確保	専門職員の確保
	補助金活用事業	国庫補助制度を活用した施設整備
②学習と成長の視点	人材の育成	規模の集約により、将来にわたり事業の継続が可能なように、人材の育成を図る
	組織力の向上	組織体制を整え、組織力の向上を図る
	技術力の継承	技術力の集約、技術情報の継承を図る
③財務の視点	資金の確保	二重投資となるような更新事業、新設事業を回避、国庫補助の活用
	維持管理費の低減	施設の集約による維持管理の効率化により、維持管理費の低減を図る
④内部プロセスの視点	施設・管路の更新	事業統合で確保した財源による老朽化施設・管路の計画的更新
	耐震化 (ハード、ソフト)	事業統合で確保した財源により、施設及び管路の耐震化、応急対策の体制整備を進める
	維持管理の向上	事業統合で技術力や財政規模を集約し、遠方監視設備による常時監視による維持管理レベルの向上
	水質管理の向上	事業統合で技術力や財政規模を集約し、水源から蛇口までの一元管理による水質管理レベルの向上

視点	戦略目標	戦略目標達成のための方針
⑤顧客の視点	サービスの向上	料金統一、支払方法等の利便性の改善など、各種サービスの向上を図る
	水質の向上	技術力や施設の統合を通じて、提供する水質を向上させ、安心・安全な水の供給を図る
	安定した供給	安定的な供給が図れるよう、災害時の被害低減、断水事故の低減等を図る
	応急対策の充実	技術力・財政力の強化により、非常時における応急対策（応急給水、早期復旧）の充実を図る



戦略目標の関係図（戦略マップ）

（出典：群馬県東部水道広域化基本計画、平成25年9月）

4. 事業統合に向けた過程

(1) 事業統合の検討主体

事業統合の検討主体は、次のとおりである。

▶ 中核となった規模の大きい水道事業体

具体的には、太田市水道事業に広域化の事務局が置かれている。

(2) 事業統合に向けた検討経緯

①経緯

群馬県東部に位置する太田市、館林市、みどり市、板倉町、明和町、千代田町、大泉町及び邑楽町の3市5町は、上水道事業の広域化を推進するため、平成24年7月に群馬県東部水道広域研究会を設置した。

群馬県東部地域の水道広域化についての検討では、構成団体の現状分析と課題の把握、目標の設定を行い、中長期的な施設更新・財政計画・サービス等の取組みを概括的に明らかにするとともに、広域化により改善が期待できる事項の検証を行った。それらを取りまとめて、平成25年7月に広域化の基本方針である『基本構想』を策定した。

さらに同年9月には、『基本構想』で描いた長期的な将来像である「持続可能な水道による安定した水の供給」を実現するために、平成27年度から平成36年度までの10年間の計画期間として、具体的な実施計画（施設整備計画・財政計画）にあたる『基本計画』を策定し、翌月には平成28年4月の事業統合に関する基本協定の調印式も行った。

年月	事業統合関連事項 (会議等の名称)	左記の内容 (会議等の検討項目)	出席者
平成24年5月31日	構成8団体首長会議	「群馬県東部の水道広域化について」 広域化研究会の設置に向けて	3市5町首長 3市5町水道担当職員
平成24年7月2日	群馬県東部水道広域研究会 設立会議	※研究会名称、設立趣意及び要綱について (1)群馬県東部水道広域研究会事業計画 (2)群馬県東部水道広域研究会事業予算 (3)群馬県東部水道広域化に係る業務委託について (4)その他	3市5町水道担当部長 3市5町担当職員
平成24年7月17日	第1回群馬県東部水道広域研究会 事務局会議	(1)基本構想等業務委託実施要領に関する説明 (2)広域調査No.1に関する意見交換 (3)その他	3市5町担当職員
平成24年8月1日	第2回群馬県東部水道広域研究会 事務局会議	(1)広域化に対する疑問点と今後の進め方 (2)用水供給事業について (3)その他	3市5町担当職員
平成24年8月20日	第3回群馬県東部水道広域研究会 事務局会議	(1)各団体における業務委託実績について (2)事務局会議で進めていく協議について (3)業務委託関連報告事項について (4)その他	3市5町担当職員
平成24年9月3日	第1回群馬県東部水道広域研究会 研究会会議	(1)平成25年度 研究会組織体制について (2)その他	3市5町水道担当部長 3市5町担当職員

年月	事業統合関連事項 (会議等の名称)	左記の内容 (会議等の検討項目)	出席者
平成24年9月3日	第4回群馬東部水道広域研究会 事務局会議	※民間会社による事例報告 (1)組織・職員配置現況報告について (2)その他	3市5町担当職員
平成24年9月18日	第5回群馬東部水道広域研究会 事務局会議	(1)業務委託における作業計画について (2)その他	3市5町担当職員
平成24年10月1日	第6回群馬東部水道広域研究会 事務局会議	(1)用水供給事業からの受水と連携研究に関する意見交換 (2)その他	3市5町担当職員
平成24年10月15日	第7回群馬東部水道広域研究会 事務局会議	(1)用水供給事業との連携研究に関する報告 (2)業務委託契約締結に関する報告 (3)9月議会補正予算対応に関する報告 (4)その他	3市5町担当職員
平成24年11月1日	第8回群馬東部水道広域研究会 事務局会議	(1)用水供給事業との連携研究に関する報告 (2)太田市包括業務委託に関する報告 (3)その他 ※渡良瀬浄水場施設見学	3市5町担当職員
平成24年11月15日	第9回群馬東部水道広域研究会 事務局会議	(1)ヒアリング結果の概要報告（コンサルタント） (2)P I 算出結果概要報告及び不明点等の確認（コンサルタント） (3)その他	3市5町担当職員
平成24年12月3日	第10回群馬東部水道広域研究会 事務局会議	(1)各団体需要予測に関する報告（コンサルタント） (2)その他 ※西配水場（用供受水池）施設見学	3市5町担当職員
平成24年12月18日	第11回群馬東部水道広域研究会 事務局会議	(1)事業分析に関する報告（コンサルタント） (2)その他 ※明和町上水道事業施設概要説明	3市5町担当職員
平成25年1月15日	第2回群馬東部水道広域研究会 研究会会議	(1)事務局会議事業報告（第1回～第11回） (2)コンサルタントによる委託業務中間報告 (3)群馬県企業局用水供給事業との協議 (4)次年度における広域担当部署設置 (5)その他	3市5町水道担当部課長 3市5町担当職員
平成25年2月1日	第12回群馬東部水道広域研究会 事務局会議	(1)現状評価に関する資料作成等について (2)群馬県企業局からの回答報告 (3)その他 ※大泉町上水道事業施設概要説明	3市5町担当職員
平成25年2月15日	第13回群馬東部水道広域研究会 事務局会議	(1)施設相互融通の基本的な整理（コンサルタント） (2)その他 ※邑楽町上水道事業施設概要説明	3市5町担当職員
平成25年3月1日	第14回群馬東部水道広域研究会 事務局会議	(1)施設相互融通の基本的な整理（再協議） (2)その他 ※みどり市上水道事業施設概要説明	3市5町担当職員
平成25年3月25日	第3回群馬東部水道広域研究会 研究会会議	(1)群馬東部水道広域研究会設置要綱の一部改正 (2)その他	3市5町水道担当部課長 3市5町担当職員

年月	事業統合関連事項 (会議等の名称)	左記の内容 (会議等の検討項目)	出席者
平成25年3月25日	第15回群馬県東部水道広域研究会 事務局会議	(1)施設相互融通の基本的な整理(概要説明) (2)その他	3市5町担当職員
平成25年4月17日	第4回群馬県東部水道広域研究会 研究会会議	(1)平成24年度事業報告 (2)広域事業スケジュールの確認 (3)その他	3市5町水道担当部課長 3市5町担当職員
平成25年4月17日	第1回群馬県東部水道広域研究会 幹事会会議	(1)群馬県東部水道広域化基本構想(案)について (2)広域事業スケジュールの確認 (3)その他	3市5町担当職員
平成25年5月8日	第2回群馬県東部水道広域研究会 幹事会会議	(1)群馬県東部水道広域化基本構想(原案2)について (2)統合時ルールの調整について (3)その他	3市5町担当職員
平成25年5月22日	第5回群馬県東部水道広域研究会 研究会会議	(1)群馬県東部水道広域化基本構想について (2)その他	3市5町水道担当部課長 3市5町担当職員
平成25年6月27日	第3回群馬県東部水道広域研究会 幹事会会議	(1)再構築に係る施設整備の諸元等について (2)更新対象施設の選定案について (3)管理体制の検討案について (4)その他	3市5町担当職員
平成25年7月10日	第4回群馬県東部水道広域研究会 幹事会会議	(1)更新対象管路の選定案について (2)管理体制の検討案について (3)基本計画アウトラインについて (4)その他	3市5町担当職員
平成25年7月24日	第5回群馬県東部水道広域研究会 幹事会会議	(1)概算事業費の算出方法の見直しについて (2)管理体制の検討案について (3)財政計画について (4)基本計画(素案)・概要版(素案)について (5)群馬県東部水道事業の統合に関する基本協定書(案)について (6)その他	3市5町担当職員
平成25年8月7日	第6回群馬県東部水道広域研究会 研究会会議	(1)群馬県東部水道広域化基本計画(案)について (2)その他	3市5町水道担当部課長 3市5町担当職員
平成25年9月26日	第6回群馬県東部水道広域研究会 幹事会会議	(1)統合基本協定書(案)および基本協定調印式について (2)国庫補助申請業務スケジュールについて (3)その他	3市5町担当職員
平成25年10月11日	第7回群馬県東部水道広域研究会 幹事会会議	(1)基本協定調印式の概要について (2)今後のスケジュールについて (3)その他	3市5町担当職員
平成25年10月21日	群馬県東部水道事業の統合に関する基本協定締結		3市5町首長 関係職員

②協議会や検討会等の設置状況

両毛 6 市（太田市、桐生市、館林市、みどり市、足利市及び佐野市）では、両毛地域水道事業管理者協議会を立ち上げ、30 年にわたって災害時を見据えた応援協定締結や配水管網の接続、実務レベルでの研修会等を実施し、その時々々の共通課題について協議してきた歴史がある。

その素地をもとに地域経済活性化のための官民連携の推進支援について、オブザーバーとして邑楽郡 5 町が加わり協議を重ねてきたが、協議の中で広域化が水道事業の抱える課題を効果的に解決するとの共通認識に立ち、3 市 5 町全 8 首長の合意を得て、平成 24 年 7 月に「群馬東部水道広域研究会」を設置、事業統合に向けた協議を行った。

このように、初期段階から広域化を前提にして協議会等を設置していたのではなく、古くから経済圏や生活圏を共有する事業者間で定期的にコミュニケーションをとり、仲間意識を育てていたことが、構想・検討段階へと円滑に進んだ一因となっている。

更に、平成 25 年 10 月に 8 首長による統合基本協定が締結され、翌 11 月には、群馬東部広域水道事業統合協議会を発足させた。この協議会では、平成 28 年 4 月の企業団設立を目指し、新しい組織構築と水道事業統合の施策を検討していくとしている。

段階	協議会・検討会等の名称	設置目的・位置づけ	構成メンバー
1. 初期段階	両毛地域水道事業管理者協議会	水道事業相互連携・災害対策連携・実務レベル情報交換等	群馬県太田市・館林市・みどり市・桐生市 栃木県足利市・佐野市
	地域経済活性化のための公営水道事業における官民連携研究会	地域経済の活性化、及び水ビジネスの国際展開を推進するため、安全・安心な水を安定供給することを前提としつつ、管内公営水道事業者の官民連携を促進するための活動を行う。	群馬県太田市・館林市・みどり市・桐生市 板倉町・明和町・千代田町・大泉町・邑楽町 栃木県足利市・佐野市
2. 構想・検討段階	群馬東部水道広域研究会	水道事業広域化に向けた事業評価・基本構想・基本計画等の策定。	群馬県太田市・館林市・みどり市・板倉町・明和町・千代田町・大泉町・邑楽町
3. 調整段階	群馬東部広域水道事業統合協議会	構成団体における水道事業の統合と、新たな企業団設立に向けての協議	群馬県太田市・館林市・みどり市・板倉町・明和町・千代田町・大泉町・邑楽町

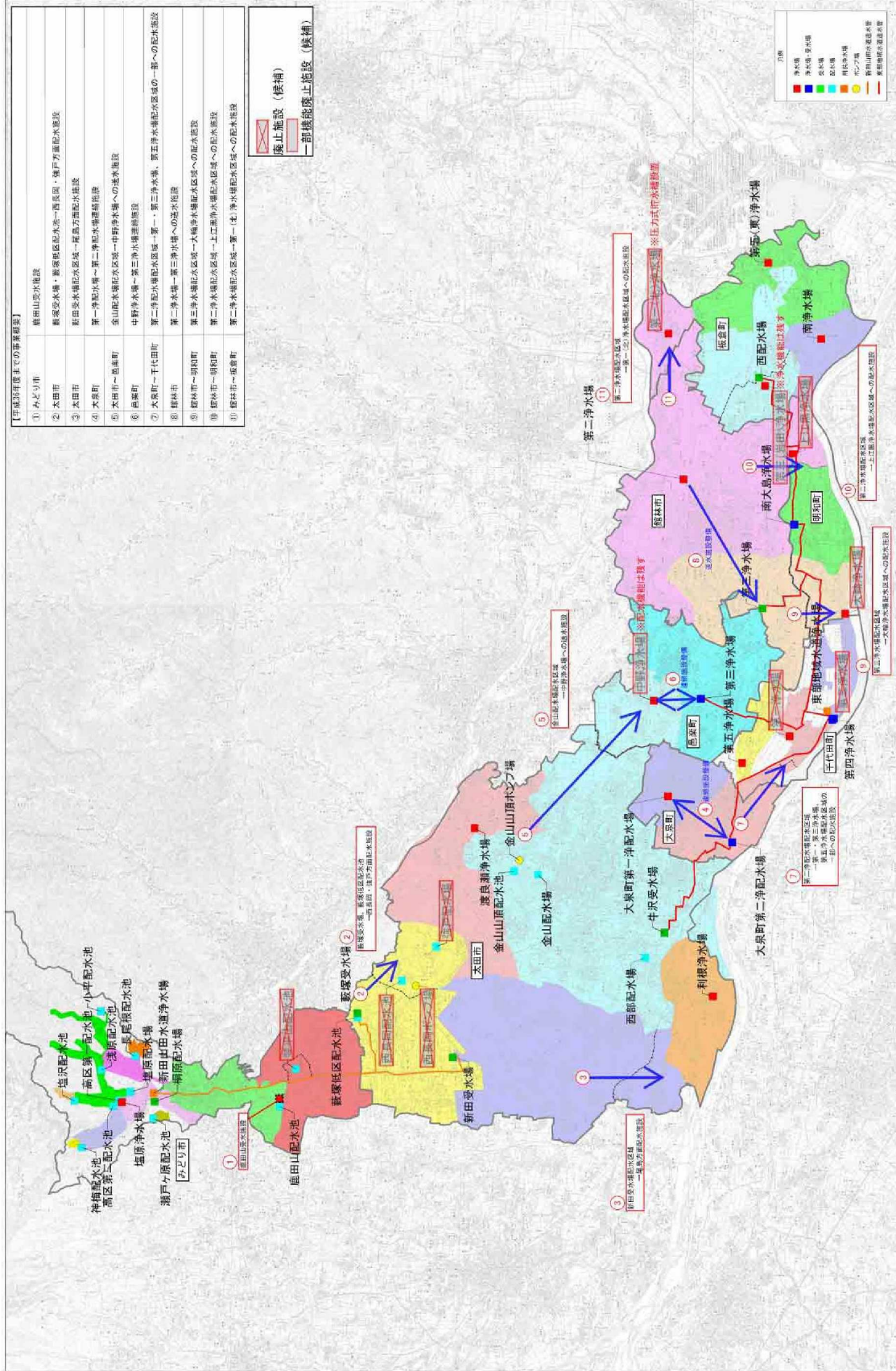
※段階の説明

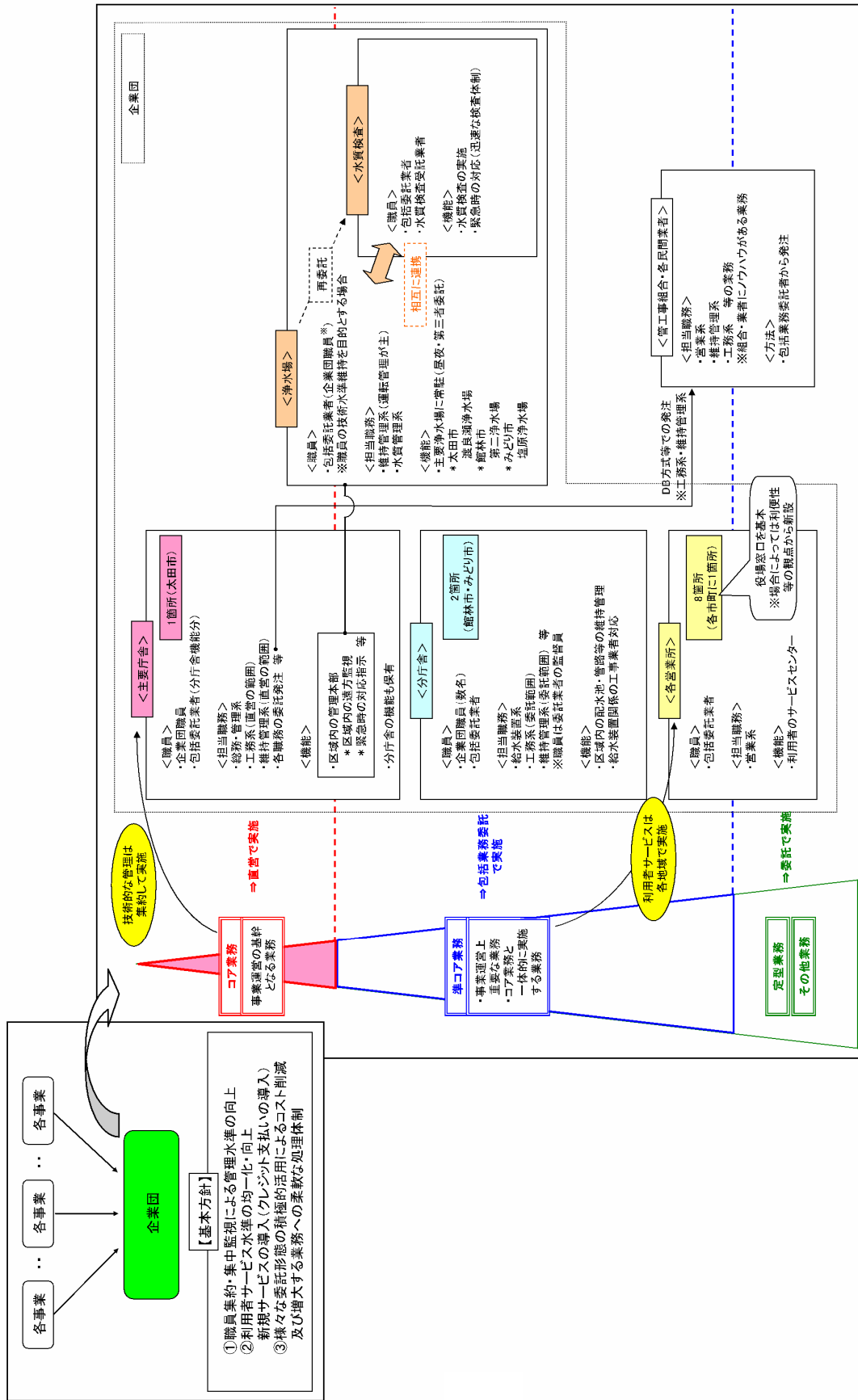
4. 初期段階（まず広域化検討のスタートラインに立つため、関係者と広域化検討を行う場を持っている段階）
5. 構想・検討段階（広域化の形態や枠組みの検討、施設の共同整備、人事交流、遠い将来も含めた着地点の検討等を行っている段階）
6. 調整段階（住民や議会等との合意形成を図りつつ、関係者との調整等を進めている段階）

(3) 事業統合を進める中で生じた課題とその解決策

事業統合を進める中で生じた主要な課題とその解決策は次のとおりである。ここでは掲載していないが、「職員人数配置」、「条例・例規等の見直し」、「資産の引継ぎ」、「各種電算システムの統合」及び「災害時・事故時対応」に関する課題については、今後協議を重ねていく予定である。

課題	内容	解決策
事業体格差の扱い (財政水準)	<ul style="list-style-type: none"> 水道料金の格差～供給単価約50円の差がある。 利益剰余金・内部留保資金に関する格差 他会計出資に関する格差 	<ul style="list-style-type: none"> 水道料金については、統合後において協議するとした。事業統合に関する基本計画では、各団体の事業計画の延長線にあることから、新たな投資とサービスが統合時に発生しない。よって、統合後において協議を行い、格差是正を進めることとした。 各種投資や剰余金は、現時点までの各水道事業に必要なものである。よって、全エリアの事業統合を行うことから、利益剰余金・内部留保資金・他会計からの出資等については調整を行わず、全資産・負債・資本を持ち寄ることとした。
事業体格差の扱い (施設・維持管理水準)	<ul style="list-style-type: none"> 施設の統廃合 サービス水準のすり合わせ 	<ul style="list-style-type: none"> 水運用の合理的な再構築を進めることとして、施設の統廃合は進めていくこととした。 サービス水準のすり合わせは、現在協議中
他会計繰入金等の調整	<ul style="list-style-type: none"> 他会計繰入に関する基準格差 経費支弁基準に関する方法の検討 	<ul style="list-style-type: none"> 他会計繰入に関する各種基準については、現在協議中 経費支弁基準については、当該事業統合エリアに現存する他の広域事業を参照するとした。
地域に密着したサービスの継続	<ul style="list-style-type: none"> 業務委託拡充による窓口の民間委託化（5町庁舎には職員配置なし） 	<ul style="list-style-type: none"> 業務委託においてもサービス等の低下はないものとして、民間委託化を進めることとした。これにより、合理的経営がもたらす利益の確保を優先する。
統合事務	<ul style="list-style-type: none"> 統合事務に係る経費負担 準備室配置職員の確保 統合事務に係る業務委託費の負担 	<ul style="list-style-type: none"> 当該構成団体は3市5町となるが、職員は3市において派遣を行い、全団体に応分な負担を行う方向で調整。 業務委託については、経費負担割合を決め、全団体に負担していくこととした。
住民・議会等への対応	<ul style="list-style-type: none"> 事業計画や統合協定を進めていく段階での議会説明及び住民への周知 	<ul style="list-style-type: none"> 議会に対しては、各プロセスごとに団体間で時期をあわせて報告している。 住民周知については、ホームページや広報等を活用し、各計画等を公表している。





企業団の組織イメージ図及び業務区分 (出典：群馬東部水道広域化基本計画、平成 25 年 9 月)

(4) 今後の広域化実現に向けたスケジュール（ロードマップ）

事業統合に向けたロードマップは次表のとおりであり、現在は STEP3 の段階にある。今後は、平成 28 年 4 月の企業団設立に向けて、各種準備作業を進めていくところである。

なお、事業統合の時期については、広域化の効果を最大限に引き出すために、「①国庫補助制度（水道広域化促進事業）を最大限活用するために早期の申請を目指すこと。」及び「②現時点で各構成団体の施設の老朽化は進んでおり早急に整備を開始する必要があるが、単独整備を最小限に留め早期に広域化を前提とした整備を開始すること。」の 2 点を考慮した結果となっている。

水道事業統合に向けたロードマップ（出典：群馬東部水道広域化基本計画、平成 25 年 9 月）

STEP	要点	時期	留意点
1	・研究会設置	H24.7	—
2	・構成団体による広域化の方針決定 ・基本構想・基本計画の策定	H24.7～H25.9	・定量的に広域化の効果を示すこと等で、構成団体の合意形成を図る。
3	・統合協定書の締結と、次の段階の準備作業 ・協議会の設立 ・国庫補助申請のための事前評価等	H25.10 H25.10～H26.3	・事業統合の合意により国庫補助の要件が満たされ補助申請が可能
4	・事業統合のための認可申請及び補助申請 ・企業団設立のための準備作業	H26.4～H28.3	・企業団設立に際して、法的な手続き、議決（構成団体の条例廃止、規約の制定）等が必要
5	・企業団による事業運営開始	H28.4	・統合後のフォローアップ

秩父地域1市4町

1. 事業の概要

秩父市、横瀬町、皆野町、長瀬町及び小鹿野町では、地域住民の福祉向上と地域振興を図るため、平成21年9月に定住自立圏協定を締結した。同協定では「救急医療体制の充実」や「秩父圏域情報化の推進」などの8項目がある。その中の1つとして「秩父圏域における水道事業の運営の見直し」が明記されており、現在秩父市を中心として、構成自治体が協力しながら、広域的水道整備計画に基づく協議を進めている。

事業体名	秩父市						
都道府県	埼玉県						
事業統合の形態	水平統合						
事業統合年度	未定						
構成団体	①秩父市水道事業 ②横瀬町水道事業 ③小鹿野町水道事業 ④皆野・長瀬上下水道組合水道事業						
直近の認可	単位	①	②	③	④	計	
目標年度						—	
計画給水人口	人	78,810	9,070	15,876	18,743	122,499	
計画一日最大給水量	m ³ /日	46,980	9,520	7,229	8,155	71,884	
平成24年度実績	単位	①	②	③	④	計	
給水人口	人	65,015	8,900	12,629	17,110	103,654	
一日最大給水量	m ³ /日	36,586	3,874	4,544	4,910	49,914	
職員数	計	人	29	5	7	9	50

位置図



※直近の認可及び平成24年度実績はアンケート回答より。

〔秩父地域における水道の状況〕

秩父地域の1市4町（秩父市、横瀬町、皆野町、長瀬町及び小鹿野町）では、荒川水系の二つのダム開発水と河川水を水源とし、各自治体が安心・安全な水の安定供給に取り組んでいる。平成24年度時点での概要は以下のとおりである。

団体名	面積 (km ²)	人口 (給水人口) (人)	供用 開始	職員数 (人)	1ヵ月10m ³ 当料金 13mm(円)	事業 収益 (億円)
秩父市	577.69	67,451 (67,181)	大正13. 11.1	29	1,323	15.04
横瀬町	49.35	8,927 (8,808)	昭和31. 7.1	5	1,365	1.89
皆野町	63.61	10,761 (—)	—	—	—	—
長瀬町	30.40	7,695 (—)	—	—	—	—
小鹿野町	171.45	13,162 (12,840)	昭和41. 2.1	7	997	2.26
(皆野・長瀬上 下水道組合)	—	— (17,110)	昭和41. 12.20	9	1,575	5.01
1市4町(1 組合)計	892.50 (埼玉県の約 1/4)	107,991 (105,939) (埼玉県の1.5%)	—	50	—	24.20

※面積：埼玉県統計資料から。

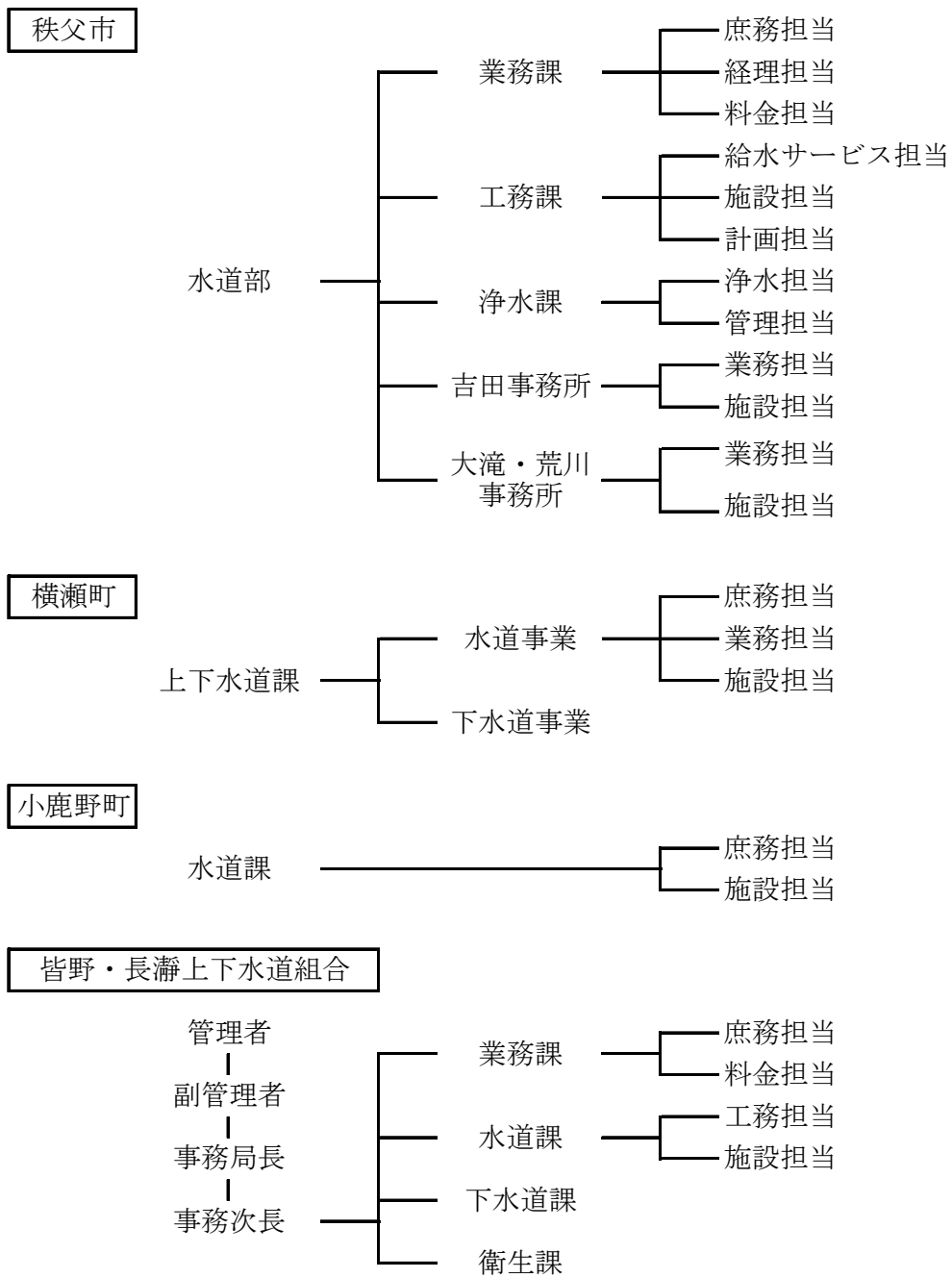
※その他数値：平成24年度地方公営企業決算状況調査から

団体名	有収率 (%)	導・送・ 配水管長 (km)	配水能力 (千m ³)	配水量 (千m ³)	施設利用 率 (%)	余剰能力 (千m ³)
秩父市	73.6	592.83	20,879	12,218	58.5	8,661
横瀬町	88.1	76.56	3,732	1,175	31.5	2,557
小鹿野町	92.9	194.02	2,712	1,659	61.2	1,053
皆野・長瀬 上下水道 組合	91.4	163.87	3,351	1,960	58.5	1,391
4事業体 合計	—	1027.28	30,674	17,012	—	13,662

※各数値：平成24年度地方公営企業決算状況調査から

出典：秩父地域水道広域化について、平成25年8月21日、秩父市、横瀬町、皆野町、長瀬町、小鹿野町、皆野・長瀬上下水道組合

秩父地域における水道の状況



秩父地域における水道事業の組織図

2. 事業の沿革

構成団体の沿革は、次のとおりである。特に秩父市は埼玉県内で最初の近代水道として大正13年に給水を開始して以来90年近い歴史を有している。

事業体名	秩父市		横瀬町	
創設認可年月日	T11. 10. 18		S30. 9. 6	
	年月日	内容	年月日	内容
沿革	T13. 11. 1	給水開始 計画給水人口 15,000人	S31. 7	給水開始
	S33. 8. 29	計画一日最大給水量 1,650m ³ /日 水道事業変更認可（第1期拡張工事） 計画給水人口 40,000人	S31. 10. 1	第1期拡張事業変更認可 計画給水人口3,850人
	S36. 7. 4	計画一日最大給水量 10,000m ³ /日 大田簡易水道創設認可	S34. 2. 20	計画一日最大給水量462m ³ /日 第2期拡張事業変更認可 計画給水人口5,850人
	S36. 10. 30	計画一日最大給水量 440m ³ /日 影森簡易水道創設認可	S37. 12. 22	計画一日最大給水量762m ³ /日 第3期拡張事業変更認可 計画給水人口8,000人
	S39. 12. 28	計画一日最大給水量 865m ³ /日 水道事業変更認可（第2期拡張工事） 計画給水人口 50,000人	S48. 3. 31	計画一日最大給水量2,290m ³ /日 浄水方法変更
	S40. 7. 31	計画一日最大給水量 18,000m ³ /日 荒川西岸簡易水道創設認可	S53. 1. 27	第4期拡張事業変更認可 計画給水人口18,000人
	S47. 6. 30	計画一日最大給水量 750m ³ /日 高篠簡易水道創設認可	S55. 6. 30	計画一日最大給水量9,708m ³ /日 第4期拡張変更事業変更認可
	S53. 3. 31	計画一日最大給水量 460m ³ /日 水道事業変更認可（第3期拡張工事） 計画給水人口 55,700人	H23. 4. 1	第5期拡張事業変更認可 上水事業、簡水事業の統合による認可申請 計画給水人口9,070人
	S63. 3. 31	計画一日最大給水量 30,635m ³ /日 大谷日向簡易水道創設認可 計画給水人口 115人		計画一日最大給水量9,520m ³ /日
	H2. 3. 31	計画一日最大給水量 41m ³ /日 水道事業変更認可（第4期拡張工事） 計画給水人口 62,200人		
	H3. 3. 30	計画一日最大給水量 39,000m ³ /日 大田簡易水道事業⇒秩父市水道事業に統合 高篠簡易水道事業⇒秩父市水道事業に統合 南簡易水道創設認可 計画給水人口 70人		
	H12. 9. 12	計画一日最大給水量 60m ³ /日 荒川西岸簡易水道 休止		
	H16. 11. 30	影森簡易水道 休止（増圧）		
	H17. 4. 1	旧秩父市、吉田町、大滝村、荒川村と合併 旧秩父市と吉田町を秩父市水道事業として認可		
	H19. 4. 17	大滝・荒川管内の簡易水道を統合 橋立浄水場更新工事を着手 (H32完成予定)		
	H20～			

事業体名		小鹿野町	
創設認可年月日		S37.12.14	
年月日	内容	年月日	内容
S37.12.14	事業認可 計画給水人口6,000人 計画一日最大給水量1,510m ³ /日		(左下より)
S41.2.1	給水開始	H18.7	料金体系を旧小鹿野町の体系に統一
S42.7.1	両神簡易水道事業認可 計画給水人口2,600人 計画一日最大給水量433m ³ /日	H19.4.1	旧両神簡易水道事業特別会計を小鹿野町水道事業会計に統合
S42.8.1	第一簡易水道事業認可 計画給水人口1,200人 計画一日最大給水量210m ³ /日	H19.9.7 ～8	台風9号による集中豪雨のため 大規模断水被害 上水道浄水場取水停止 第二簡易水道取水停止
S43.11.11	両神簡易水道給水開始	H23.4.1	簡易水道事業を上水道事業に統合
S44.2.1	第一簡易水道給水開始		
S45.3.31	第1次拡張事業変更認可 伊豆沢の一部を給水区域に		
S46.3.31	第2次拡張事業変更認可 長若簡易水道を上水道に統合 計画給水人口8,000人 計画一日最大給水量2,430m ³ /日 ろ過方式を緩速ろ過から急速ろ過に変更		
S49.8.26	第二簡易水道事業認可 計画給水人口1,100人 計画一日最大給水量180m ³ /日		
S51.3.31	第3次拡張事業変更認可 小判沢を給水区域に		
S51.6.30	両神簡易水道第1次拡張事業変更認可 薄・小森の奥地を給水区域に 計画給水人口3,000人 計画一日最大給水量1,110m ³ /日		
S51.12.1	第二簡易水道給水開始		
S53.7.14	第4次拡張事業変更認可 伊豆沢の全部を給水区域に 計画給水人口8,300人 計画一日最大給水量2,525m ³ /日		
S54.5.18	煤川簡易水道事業認可 計画給水人口150人 計画一日最大給水量30m ³ /日		
S54.10.3	第一簡易水道第1次拡張事業変更認可 計画給水人口1,086人 計画一日最大給水量337m ³ /日		
S56.4.1	煤川簡易水道給水開始		
S56.9.25	第5次拡張事業変更認可 計画給水人口9,955人 計画一日最大給水量5,205m ³ /日 上水道浄水場、配水池、高区配水池、 低区配水池、低区第二配水池 事務所の新設		
S61.3.31	倉尾簡易水道事業認可 計画給水人口1,200人 計画一日最大給水量272m ³ /日		
S63.3.31	両神簡易水道第2次拡張事業変更認可 山居・見違を給水区域に		
H1.4.1	倉尾簡易水道給水開始		
H11.8.13 ～14	熱帯低気圧による集中豪雨のため、 大規模断水被害 上水浄水場取水停止 倉尾簡易水道取水停止 第二簡易水道取水停止 両神簡易水道取水停止		
H14.7.3	合角ダムによる水利権取得 0.036m ³ /秒		
H15.3.25	第6次拡張事業変更認可 計画給水人口9,340人 計画一日最大給水量5,300m ³ /日		
H17.10.1	小鹿野町・両神村が合併、小鹿野町となる		
	(右上に続く)		
		事業体名	皆野・長瀬上下水道組合
		創設認可年月日	S37.12.27
		年月日	内容
		S41.12.20	給水開始 給水人口：11,000人
		S45.3.31	第1次拡張事業変更認可 給水人口：11,400人
		S50.7.15	第2次拡張事業変更認可 給水人口：14,500人
		H14.3.28	第3次拡張事業変更認可 給水人口：18,431人
		H15.2.24	第3次拡張第1次事業変更認可 事業費の変更
		H16.7.5	事業の全部の譲受け 構成町運営の簡易水道を統合 給水人口：18,601人
		H17.3.30	事業の全部の譲受け 構成町運営の簡易水道を統合 給水人口：19,040人
		H18.6.1	第4次拡張事業変更認可 給水人口の減少、給水量の減少、 一部取水地点の変更、一部浄水方法の変更 給水人口：18,743人 給水量：8,295m ³ /日→8,155m ³ /日

3. 事業統合を目指す主たる理由

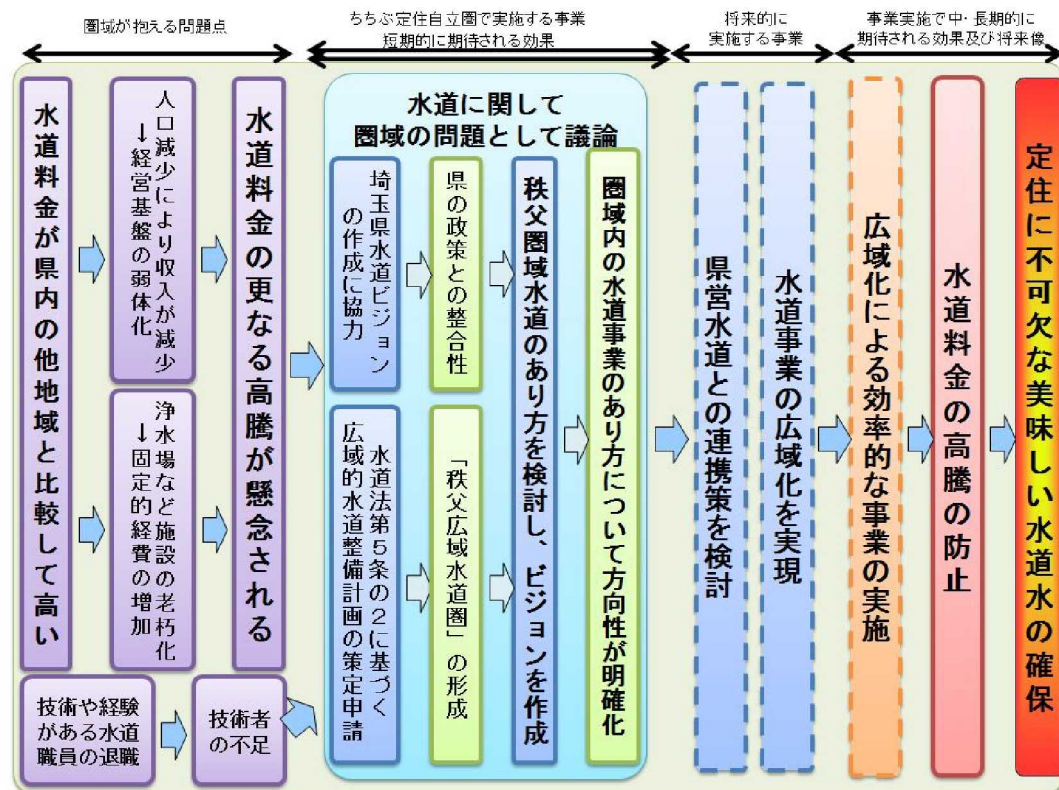
事業統合を目指す主たる理由は、次のとおりである。

- 施設の統廃合・効率的な更新
- 人材確保・技術力の確保
- 通常時の管理体制強化・緊急時体制の強化
- 水源の確保・多元化
- 更新等に必要な財源の確保・柔軟性ある事業計画

(具体的理由)

総務省が推進している定住自立圏構想を基に作成した、「ちちぶ定住自立圏共生ビジョン」(初版は平成22年3月作成、現在は四訂版)の中に「秩父圏域における水道事業の運営見直し」という項目が設けられことと、広域的整備計画が策定されたことにより検討が始まった。

なお、同ビジョンでは下図のとおり、水道事業と取り巻く諸課題の解決策として、広域化による効率的な事業の実施を戦略図の中に位置づけている。



水道分野の戦略図

(出典：ちちぶ定住自立圏共生ビジョン 四訂版、平成25年3月22日、秩父市・横瀬町・皆野町・長瀬町・小鹿野町)

4. 事業統合に向けた過程

(1) 事業統合の検討主体

➤ その他

事業統合の検討主体は、国、県、中核となる水道事業者等でなく、秩父市を核とする「ちちぶ定住自立圏推進委員会」が主体となっている。

(2) 事業統合に向けた検討経緯

①経緯

「ちちぶ定住自立圏共生ビジョン」における水道事業の運営見直しを検討するため、平成 23 年 11 月に秩父地域水道広域化委員会を設置した。同委員会と下部の専門部会及び総務部会における審議を重ね、平成 25 年 9 月に「水道広域化準備室の設置に関する覚書」への署名、締結式を行った。今後は、同準備室を平成 26 年 4 月 1 日に設置し、将来の水道事業統合に向け、必要な準備作業を行うことにより、速やかな組織統合を図る予定である。

年月	事業統合関連事項 (会議等の名称)	左記の内容 (会議等の検討項目)	出席者
H23. 11. 2	秩父地域水道広域化委員会	秩父地域水道広域化委員会を設立 「業務関係専門部会」「維持管理関係専門部会」の設置を承認	関係市町組合の担当部課長 埼玉県生活衛生課 埼玉県企業局
H23. 12. 2	専門部会合同会議開催①	各部会長、副部会長の選任 専門部会の運営方法	委員長、事務局 専門部会担当者
H24. 1. 30	維持管理専門部会②	業務別調整項目について協議	専門部会担当者
H24. 3. 2	業務関係専門部会②	業務別調整項目について協議	専門部会担当者
H24. 3. 9	維持管理専門部会③	業務別調整項目協議のまとめ	専門部会担当者
H24. 3. 16	業務関係専門部会③	業務別調整項目協議のまとめ	専門部会担当者
H23. 11. 2	秩父地域水道広域化委員会	専門部会報告 今後の進め方 「工務専門部会」の設置	関係市町組合の担当部課長 埼玉県生活衛生課 埼玉県企業局
H24. 4. 26	工務専門部会①	業務別調整項目について協議	専門部会担当者
H24. 5. 15	業務関係専門部会④	業務の共同化について検討	専門部会担当者
H24. 5. 25	維持管理専門部会④	業務の共同化について検討	専門部会担当者
H24. 5. 30	工務専門部会②	業務別調整項目について協議	専門部会担当者
H24. 6. 28	工務専門部会③	業務別調整項目協議のまとめ	専門部会担当者
H24. 7. 18	工務専門部会④	業務の共同化について検討	専門部会担当者
H24. 7. 26	維持管理専門部会⑤	業務の共同化について検討	専門部会担当者
H24. 10. 23	秩父地域水道広域化委員会	専門部会検討結果報告 今後の委員会の進め方 組織の一元化を行ったうえで、順次 事業統合をしたいとの見解 次回定住推進委員会へ報告	関係市町組合の担当部課長 埼玉県生活衛生課 埼玉県企業局

年月	事業統合関連事項 (会議等の名称)	左記の内容 (会議等の検討項目)	出席者
H25. 1. 7	定住自立圏推進委員会	委員会報告 今後、組織の一元化を軸に事業統合の調整を進めていくこととなった	構成市町の首長・議長 定住担当部課長
H25. 5. 15	秩父地域水道広域化委員会	先進地視察（北上市）の事例報告 今後の統合スケジュール案の作成等、より具体的な推進のため新たに「総務部会」を設置	関係市町組合の担当部課長 埼玉県生活衛生課 埼玉県企業局 埼玉県秩父地域振興センター
H25. 6. 14	総務部会①	発足経緯確認 今後の進め方 役割分担協議	総務部会担当者
H25. 6. 25	総務部会②	概略スケジュール案 覚書案の検討	総務部会担当者
H25. 6. 28	総務部会先進地視察	群馬東部3市5町 （群馬県太田市）	総務部会担当者
H25. 7. 11	総務部会③	概略スケジュール案・覚書案の決定 広域化の共通説明資料の作成	総務部会担当者
H25. 7. 24	秩父地域水道広域化委員会	第18回ちちぶ定住自立圏推進委員会への報告案決定	関係市町組合の担当部課長 埼玉県生活衛生課 埼玉県企業局 埼玉県秩父地域振興センター
H25. 8. 6	定住自立圏推進委員会	スケジュール案・覚書案を報告	構成市町の首長・議長 定住担当部課長
H25. 8. 8	総務部会④	覚書の締結に向けた準備作業 統合に向けた課題の整理 新たな課題の精査	総務部会担当者
H25. 8. 28	総務部会⑤	26年度準備室予算の検討開始 準備室組織の設置方法の検討 広域化促進補助金等補助金の研究 統合に向けた課題の整理	総務部会担当者
H25. 9. 11	総務部会⑥	覚書締結式の準備作業、段取り 組織、人事、予算案の策定	総務部会担当者
H25. 9. 24	水道広域化準備室の設置に関する覚書締結式	署名	各首長、定住担当部課長 水道担当部課長 埼玉県生活衛生課 総務部会担当者 新聞各社
H25. 10. 17	秩父地域水道広域化委員会	水道におけるアセットマネジメント導入促進に関する調査 総務部会からの報告 今後の取り組み	関係市町組合の担当部課長 埼玉県生活衛生課 埼玉県企業局 埼玉県秩父地域振興センター
H25. 11. 26	秩父地域水道広域化委員会	第19回ちちぶ定住自立圏推進委員会の結果 広域化促進補助金の活用 各市町の取り組み状況 今後の取り組み	関係市町組合の担当部課長 埼玉県生活衛生課 埼玉県企業局 埼玉県秩父地域振興センター
H25. 12. 11	総務部会⑦	検討課題の整理 長期にわたる問題の整理 業務PI	総務部会担当者

(参考) 水道広域化準備室の設置に関する覚書

水道広域化準備室の設置に関する覚書

秩 父 市
横 瀬 町
皆 野 町
長 瀨 町
小 鹿 野 町
皆野・長瀨上下水道組合

水道広域化準備室の設置に関する覚書

ちちぶ定住自立圏を構成する秩父市、横瀬町、皆野町、長瀨町及び小鹿野町の1市4町は、平成23年9月の「ちちぶ定住自立圏形成協定」締結以来、秩父圏域における水道事業の運営の見直しを図るため、様々な検討協議を進めてきたところである。

このたび、これらの協議を踏まえ、秩父市、横瀬町及び小鹿野町の水道事業並びに皆野町と長瀨町で構成する皆野・長瀨上下水道組合の水道事業の組織統合に向け、(仮称)秩父地域水道広域化準備室(以下「準備室」という。)を設置するため、関係する基本事項について、次のとおり覚書を締結する。

(設置の目的)

第1条 この準備室は、将来の秩父圏域水道事業の統合に向け、必要な準備作業を行うことにより、速やかな組織統合を図ることを目的とする。

(設置の期日)

第2条 設置の期日は、平成26年4月1日とする。

(設置場所及び方法)

第3条 この準備室の設置場所、その方法については遅滞なく協議のうえ定めるものとする。

(設置準備)

第4条 各水道事業及びその構成市町は、準備室設置に向けて、全力でそれぞれの水道事業で準備を進めるよう努めなければならない。

この覚書の証として本書6通を作成し、それぞれ記名押印のうえ、その1通を保有するものとする。

平成25年9月24日

秩 父 市 長

横 瀬 町 長

皆 野 町 長

長 瀬 町 長

小 鹿 野 町 長

皆野・長瀬上下水道組合管理者

②協議会や検討会等の設置状況

協議会や検討会等の設置状況は、次のとおりである。初期段階として、秩父地域水道広域化委員会とその下部組織（業務関係専門部会、維持管理専門部会、工務専門部会及び総務部会）を設置している。

段階	協議会・検討会等の名称	設置目的・位置づけ	構成メンバー
1. 初期段階	秩父地域水道広域化委員会	秩父地域における水道を広域化にすることにより合理的な整備を行うことにより安心・安全で安定的な給水体制を確立することを目的とする。	1市2町1組合の担当部課長 埼玉県生活衛生課 埼玉県企業局
	業務関係専門部会	秩父地域水道広域化委員会の目的を達成するため業務別調整項目の調査研究を行う。	1市2町1組合の担当者
	維持管理専門部会		
	工務専門部会		
総務部会	秩父地域水道広域化委員会からの諮問に対して、調査研究し意見報告する。	1市2町1組合の担当者	
2. 構想・検討段階	—	—	—
3. 調整段階	—	—	—

※段階の説明

7. 初期段階（まず広域化検討のスタートラインに立つため、関係者と広域化検討を行う場を持っている段階）
8. 構想・検討段階（広域化の形態や枠組みの検討、施設の共同整備、人事交流、遠い将来も含めた着地点の検討等を行っている段階）
9. 調整段階（住民や議会等との合意形成を図りつつ、関係者との調整等を進めている段階）

（3）事業統合を進める中で生じた課題とその解決策

事業統合を進める中で生じた課題については、平成26年4月から設置される「広域化準備室」で本格的に検討していく予定である。

（4）今後の広域化実現に向けたスケジュール（ロードマップ）

事業統合に向けたスケジュールは、次のとおりである。

- 平成27年…組織統合の協定書締結、水道事業認可の申請

（5）事業統合までに実施する広域化メニュー

事業統合を目指した検討を優先して進めており、その他の広域化メニューに関する検討は行っていない。

千葉県

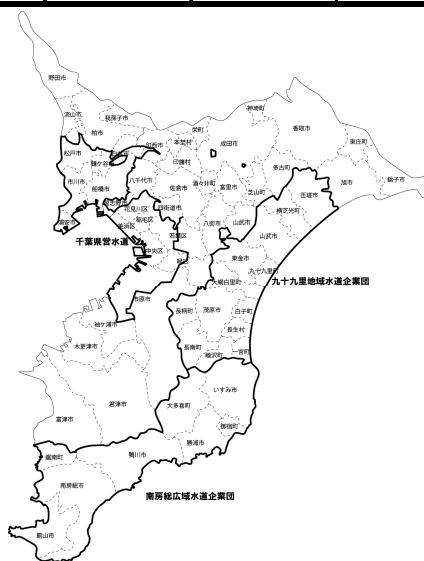
1. 事業の概要

平成17年7月、学識経験者等による検討委員会を設置し、平成19年2月、県は、広域的な水源の確保及び用水供給を担うこととし、県営水道を核とした水道用水供給事業体の水平統合を基本に、九十九里地域・南房総地域等をリーディングケースとして統合・広域化を進めていく提言が示された。

この提言を踏まえ、九十九里地域・南房総地域水道実務者による検討を進め、平成22年3月に検討結果と、「当面の考え方」などを公表し、各市町村等からの意見を踏まえながら、検討を行っている。

事業体名	千葉県					
都道府県	千葉県					
事業統合の形態	水平統合					
事業統合年度	未定					
構成団体	①千葉県営水道 ②九十九里地域水道企業団 ③南房総広域水道企業団					
直近の認可	単位	①	②	③		計
目標年度		平成22年度	平成23年度	平成32年度		—
計画給水人口	人	3,238,000				3,238,000
計画一日最大給水量	m ³ /日	1,440,000	194,100	42,330		1,676,430
平成23年度実績	単位	①	②	③		計
給水人口	人	2,937,568				2,937,568
一日最大給水量	m ³ /日	996,190	126,520	42,083		1,164,793
職員数	事務職	人	257	22	10	289
	技術職	人	650	62	19	731
	技能職	人	4	0	0	4
	計	人	911	84	29	1,024

位置図

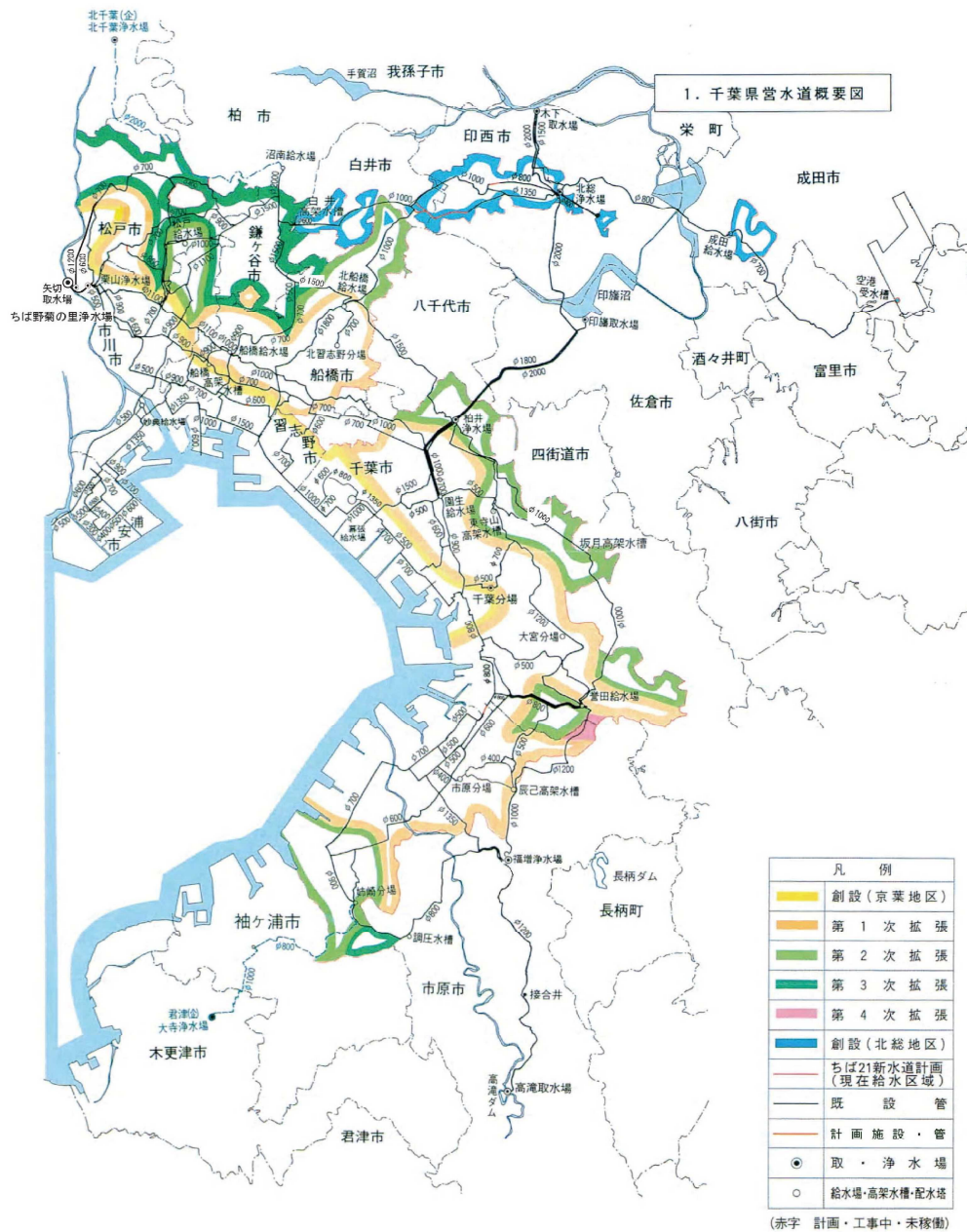


※直近の認可及び平成23年度実績は水道統計（平成23年度、社団法人日本水道協会）より。

〔千葉県営水道〕

千葉県上水道事業は昭和9年に創設、同11年に給水を開始して以来、県勢の発展に合わせて数次にわたる拡張を行ってきた。

平成24年度末現在、給水区域は県北西部地域の11市（千葉市、市川市、船橋市、松戸市、習志野市、市原市、鎌ヶ谷市、浦安市、成田市、印西市、白井市）に及び、県人口の約半数に当たる294万人の給水人口は東京都、横浜市の上水道事業に次いで全国第3位の規模となっている。（出典：水道事業年報 平成24年度版、千葉県水道局）



千葉県営水道概要図（出典：水道事業年報 平成24年度版、千葉県水道局）

●施設概要

千葉県営水道の水源及び浄水場の概況は、次のとおりである。

千葉県営水道の水源及び浄水場

水系等	取水場名	浄水場名	現有能力 (m ³ /日)	水源	H24水利権 (m ³ /s)	
表流水	利根川水系 江戸川	ちば野菊の里浄水場	60,000	江戸川自流	0.260	
				農業用水合理化	0.470	
		矢切取水場	栗山浄水場	186,000	江戸川自流	0.800
	奈良俣ダム 中川・江戸川				0.484 0.976	
	利根川水系 利根川	印旛取水場	柏井浄水場 (東側)	170,000	利根川河口堰	2.070
					八ツ場ダム 上流ダム	- -
		木下取水場	柏井浄水場 (西側)	360,000	利根川河口堰	1.050
					川治ダム 渡良瀬遊水地 奈良俣ダム 湯西川ダム	1.474 - 0.000 1.026
		木下取水場	北総浄水場	126,700	利根川河口堰	0.360
					川治ダム 奈良俣ダム 湯西川ダム	0.495 0.000 0.484
養老川水系 養老川	高滝取水場	福増浄水場	90,000	高滝ダム	1.100	
利根川水系 房総導水路	長柄取水場 (仮称)	房総導水路系浄水場 (仮称)	-	長柄、東金ダム	-	
計			992,700		11.049	
受水	北千葉(企) 君津(企)	沼南給水場 姉崎分場	201,300 60,000			
				計	261,300	
地下水	予備水源					
合計			1,254,000			

出典：水道事業年報（平成24年度版）千葉県水道局

〔九十九里地域水道企業団・南房総広域水道企業団〕

九十九里地域水道企業団は、九十九里地域 17 市町村に係る水道用水供給事業の経営を目的とした、施設の建設及び維持管理並びにこれに附帯する一切の事務を共同処理するため、昭和 46 年に発足し、昭和 52 年 7 月から八匝水道企業団及び山武郡市広域水道企業団へ給水を開始した。

また、昭和 55 年度には長柄系の施設が完成し、同年 7 月、長生郡市広域市町村圏組合に給水を開始したことにより、全面的な給水体制を整備した。

その後、さらに水需要の増加が見込まれたため、第一次拡張事業（認可：昭和 59 年 3 月）、第一次拡張事業変更（認可：平成 3 年 10 月）を経て、現在は一日最大給水量 194,100m³/日の施設能力を有している。

南房総広域水道企業団は、夷隅、安房郡市において、夏季の水需要増大に対する水不足をはじめ、冬季においても慢性的な渇水に悩まされていた状況にあり、またさらに地域住民の生活様式の変化や地域振興等に伴い、新たな水需要が予想されたこともあって、水源を房総導水路及び大多喜ダムに求め、17 市町村において水道用水供給事業に関する事務を共同処理し、一日最大給水量 55,060m³/日の水道用水を各事業体に供給することを目的として、平成 2 年 8 月に設立した企業団である。

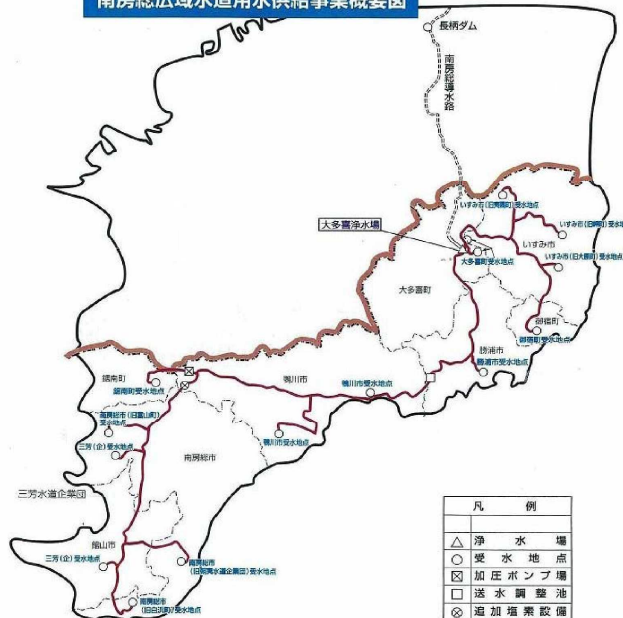
以後、平成3年3月に事業認可を受け、平成8年10月から一部構成団体に給水を開始し、平成12年4月から全ての構成団体に給水を開始した。その後、平成19年5月に水道水源開発等整備事業の再評価の結果、大多喜ダム建設事業への参画を中止したことから、平成24年3月に創設事業認可変更をし、現在に至っている。

なお、構成団体は、市町村合併により、現在は4市3町1水道企業団である。

九十九里地域水道企業団概要図



南房総広域水道用水供給事業概要図



事業概要図（九十九里地域水道企業団・南房総広域水道企業団）

（出典：九十九里地域・南房総地域水道実務者検討会検討結果〔報告〕、平成22年3月）

●施設概要

両企業団の水源及び浄水場の概要は、次に示すとおりである。各浄水場の浄水処理は、取水から送水までの工程において、薬品注入点の違いはあるものの、同じ方法で処理している。

水源及び水利権の状況（九十九里地域水道企業団・南房総広域水道企業団）

H19. 3. 31現在

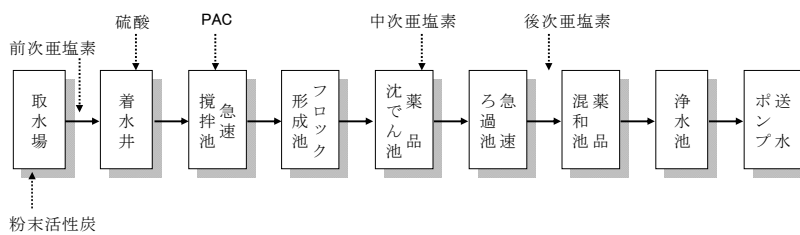
九十九里（企）					南房総（企）				
水源				水利権 (m ³ /s)	水源				水利権 (m ³ /s)
名称	事業主体	配分量 (m ³ /s)	給水量 (m ³ /日)		名称	事業主体	配分量 (m ³ /s)	給水量 (m ³ /日)	
霞ヶ浦開発	水資源機構	0.865	71,750	0.865	房総導水路	水資源機構	0.500	42,330	0.500
奈良保ダム	水資源機構	0.135	11,190	0.135	※大多喜ダム	千葉県	0.171	12,730	0
霞ヶ浦導水	国土交通省	0.340	28,200	0					
房総導水路	水資源機構	0.800	66,370	0.800					
※東金ダム	水資源機構	0.200	16,590	0.098					
計		2.340	194,100	1.898	計		0.671	55,060	0.500

※ 東金ダムは夏期水量（7月1日～8月31日）である。
 ※ 大多喜ダムは平成19年度に実施した事業再評価において参画中止とした。

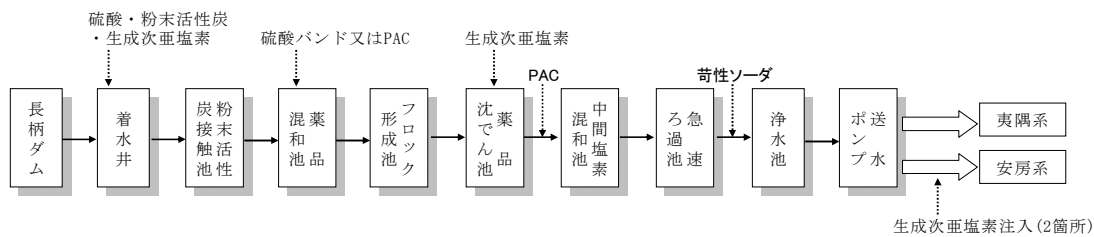
浄水場の概要（九十九里地域水道企業団・南房総広域水道企業団）

浄水場名	九十九里（企）			南房総（企）
	光浄水場	東金浄水場	長柄浄水場	大多喜浄水場
給水開始年	昭和 52年	昭和 52年	長柄Ⅰ：昭和 55年 長柄Ⅱ：平成 14年	平成8年
現有施設能力	29,860m ³ /日	72,000m ³ /日	長柄Ⅰ：50,600m ³ /日 長柄Ⅱ：41,640m ³ /日	55,060m ³ /日
施設能力計	194,100m ³ /日			55,060m ³ /日

< 九十九里(企) 光・東金・長柄浄水場 >



< 南房総(企) 大多喜浄水場 >



浄水処理フロー（九十九里地域水道企業団・南房総広域水道企業団）

（出典：九十九里地域・南房総地域水道実務者検討会検討結果〔報告〕、平成22年3月）

2. 事業の沿革

構成団体の沿革は、次のとおりである。

事業体名	千葉県営水道		九十九里地域水道企業団	
創設認可年月日	S9. 3. 31		S. 47. 3. 31	
	年月日	内容	年月日	内容
沿革	S9. 3. 31	内務省から水道施設認可受ける 計画給水人口 250,000人 計画一日最大給水量 37,500m ³	S42. 8	九十九里地域広域 上水道事業促進期成同盟結成
	S11. 6. 1	供用開始	S46. 12	九十九里地域水道企業団設立
	S30. 11. 10	第1次拡張事業変更認可 計画給水人口 458,000人 計画一日最大給水量 123,750m ³	S47. 4	創設事業着手
	S37. 3. 26	第2次拡張事業変更認可 計画給水人口 694,500人 計画一日最大給水量 271,000m ³	S52. 7	八匝水道企業団及び 山武郡市広域水道企業団へ供給開始
	S39. 12. 28	第3次拡張事業変更認可 計画給水人口 1,214,000人 計画一日最大給水量 541,000m ³	S55. 7	長生郡市広域市町村圏組合水道部へ 供給開始
	S45. 3. 31	北総地区水道事業創設認可 計画給水人口 400,000人 計画一日最大給水量 190,000m ³	S56. 3	創設事業完了
	S46. 3. 31	第4次拡張事業変更認可 計画給水人口 2,794,000人 計画一日最大給水量 1,350,000m ³	S59. 4	第1次拡張事業着手
	S57. 3. 31	第4次拡張事業・統合認可 (北総地区水道事業との統合) 計画給水人口 3,194,000人 計画一日最大給水量 1,540,000m ³	S61. 7	第1次拡張事業のうち 長柄浄水場系の工事完了
	H6. 3. 31	ちば21新水道計画(創設変更認可) 計画給水人口 3,238,000人 計画一日最大給水量 1,440,000m ³	H3. 11	第1次拡張変更事業着手
		H6. 3	第1次拡張変更事業のうち 東金浄水場系の工事完了	
		H15. 3	第1次拡張変更事業の完了	

出典) 水道事業年報(平成24年度版)千葉県水道局、九十九里地域・南房総地域水道実務者検討会
検討結果〔報告〕平成22年3月

事業体名	南房総広域水道企業団	
創設認可年月日	H3. 3. 14	
	年月日	内容
沿革	H2. 8	南房総広域水道企業団設立認可
	H3. 8	創設事業開始
	H8. 10	一部構成団体に給水開始
	H12. 4	全ての構成団体に給水開始
	H19. 5	大多喜ダム建設事業への参画中止
	H23. 3	創設事業完了
	H24. 3	創設事業変更認可

出典) 南房総広域水道企業団「事業のあらまし」
平成24年7月

3. 事業統合を目指す主たる理由

事業統合を目指す主たる理由は、次のとおりである。

- 運営基盤の強化
- 通常時の管理体制強化・緊急時体制の強化
- 人材確保・技術力の確保
- 施設整備水準の向上
- 施設の統廃合・効率的な更新
- 水源の確保・多元化
- 更新等に必要な財源の確保・柔軟性ある事業計画
- 料金格差の是正

(具体的理由)

有識者による県内水道経営検討委員会で、次のような提言を受け、用水供給事業体の統合について検討を始めた。

- ・ 千葉県において進めるべき統合・広域化は、県内の水道の運営基盤を強化し、高い技術力、経営力、財務力を有する事業体をつくり上げることにより、これまでに達成してきた水道の水準を次世代に確保し続け、さらに 21 世紀に求められるより高いサービス水準の水道を実現していくことを目的とすべき。
- ・ 住民生活に密接なサービスである水道事業は、地方分権社会における補完性の原理・近接性の原理から市町村が担い、県は、千葉県が地理的に水源確保に不利な地域であることなどから、広域的な水源の確保及び用水供給を担うことを基本とする。

4. 事業統合に向けた過程

(1) 事業統合の検討主体

- 都道府県

用水供給事業体の事業統合の検討にあたっては、千葉県総合企画部水政課が事務局となつて検討会等を運営している。

(2) 事業統合に向けた検討経緯

①経緯

古くは平成 13 年 11 月の第 18 回千葉県行政改革推進委員会までさかのぼるが、千葉県では、県内水道のあり方に関する議論が継続的に続けられてきた経緯がある。今後の目指すべき方向性を議論するため、平成 17 年 7 月、学識経験者等による県内水道経営検討委員会を設置し、平成 19 年 2 月には、同検討委員会から「これからの千葉県内水道について〔提言〕」が提出された。

この提言を踏まえ、平成 19 年 5 月に九十九里地域・南房総地域水道実務者検討会を設置し、平成 22 年 3 月には同検討会の「検討結果〔報告〕」を取りまとめ、その結果と「県

内水道の統合・広域化の当面の考え方」、「九十九里地域・南房総地域の水道用水供給事業体と県営水道の統合の考え方」を公表した。その後はこの考え方に対する各市町村等の意見を踏まえつつ、庁内関係課による検討会議を通じて、「県内水道の統合・広域化の進め方（取組方針）案」をまとめ、平成25年5月各市町村等への説明を行ったところである。

年月	事業統合関連事項 (会議等の名称)	左記の内容 (会議等の検討項目)	出席者
H13. 11	第18回千葉県行政改革推進委員会	公営企業のあり方について	有識者等
H14. 1～ H15. 5	県内水道問題協議会	県内水道の将来の方向に係る方針に関する こと 県内水道の将来の方向に係る調査及び検討 に関すること	副知事、県関係部長、 県水道局長
H15. 7～ H17. 3	県内水道のあり方に関する 検討会	今後の県内水道のあり方について検討	県水政課、県水道局、 県内全市町村、県内全 末端給水事業体、県内 全用水供給事業体
H17. 7～ H19. 2	県内水道経営検討委員会	将来にわたり安全で良質な水を安定かつ効 率的に供給していくために望ましい県内水 道事業の経営形態等の検討	有識者等
H19. 2	これからの千葉県内水道の あり方について〔提言〕	県内水道経営検討委員会で取りまとめた提 言が委員長から知事へ提出された。	
H19. 5～ H21. 11	九十九里地域・南房総地域 水道実務者検討会	九十九里地域・南房総地域における県営水 道と用水供給事業体の水平統合に関する検 討	九十九里地域水道企業 団事務局長 南房総広域水道企業団 事務局長 千葉県水道局担当課長 千葉県総合企画部水政 課長
H22. 3	県内水道のあり方に関する 検討会	実務者検討会の検討結果、「県内水道の統 合・広域化の当面の考え方」、「九十九里 地域・南房総地域の水道用水供給事業体と 県営水道の統合の考え方」の説明	県水政課、県水道局、 県内全市町村、県内全 末端給水事業体、県内 全用水供給事業体
H22. 5～6	県内水道の統合等に係る意 向確認及びアンケートの実 施	上記「考え方」に関する意向確認（九十九 里地域、南房総地域）及びアンケート調査 （北千葉地域、東総地域、君津地域、印旛 地域、香取地域、県営水道地域）の実施、 結果説明	県水政課
H24. 2～	庁内関係課検討会議	中・長期的な財政見通しや用水供給料金等 を検討	県水政課、県水道局他
H25. 5～	「統合・広域化の進め方 (取組方針)案」の説明会	「統合・広域化の進め方（取組方針）案」 の説明 関係市町村と協議中	県水政課、県水道局、 県内全市町村、県内全 末端給水事業体、県内 全用水供給事業体

②協議会や検討会等の設置状況

初期段階の検討として、県庁内において、副知事、関係部局長で構成する「県内水道問題協議会」、県と県内全市町村等を構成メンバーとする「県内水道のあり方に関する検討会」及び、学識経験者等からなる「県内水道経営検討委員会」を設置した。

その後リーディングケースとして九十九里地域・南房総地域における用水供給事業者と県営水道との水平統合について、関係機関と検討を進めることとし、「九十九里地域・南房総地域水道実務者検討会」を設置した。

段階	協議会・検討会等の名称	設置目的・位置づけ	構成メンバー
1. 初期段階	県内水道問題協議会	県内水道の将来の方向について、基本的かつ総合的な見地に立って検討する。	副知事、県関係部長、県水道局長
	県内水道のあり方に関する検討会	県と市町村（企業団等含む）、市町村と市町村間の率直な意見交換等を行い、県内水道をとりまく現状認識の共有化を図るとともに、今後の県内水道のあり方について検討する。	県水政課、県水道局、県内全市町村、県内全末端給水事業者、県内全用水供給事業者
	県内水道経営検討委員会	県内水道のあり方として望ましい方向性を見出すことを目的とし、学識経験者等から提言を得るため、設置	学識経験者等
	九十九里地域・南房総地域水道実務者検討会	九十九里地域・南房総地域における県営水道と用水供給事業者の水平統合に関する実務レベルの検討を行うために設置	九十九里地域水道企業団事務局長 南房総広域水道企業団事務局長 千葉県水道局担当課長 千葉県総合企画部水政課長
2. 構想・検討段階	—	—	—
3. 調整段階	—	—	—

※段階の説明

10. 初期段階（まず広域化検討のスタートラインに立つため、関係者と広域化検討を行う場を持っている段階）
11. 構想・検討段階（広域化の形態や枠組みの検討、施設の共同整備、人事交流、遠い将来も含めた着地点の検討等を行っている段階）
12. 調整段階（住民や議会等との合意形成を図りつつ、関係者との調整等を進めている段階）

(3) 事業統合を進める中で生じた課題とその解決策

「九十九里地域・南房総地域水道実務者検討会検討結果〔報告〕」では、リーディングケースの統合を進めた場合、様々な要因により、統合による効果に個々の末端給水事業体間で不均衡が生じる結果となった。

このため、市町村等からの意見を踏まえ、「県内水道の統合・広域化の進め方（取組方針）案」を示したところであり、リーディングケースの統合効果を末端給水事業体が等しく享受できるよう財政措置のあり方などについて関係市町村等と協議を行っている。

(4) 今後の広域化実現に向けたスケジュール（ロードマップ）

現在、「県内水道の統合・広域化の進め方（取組方針）案」を市町村等に示し、協議をしているところであり、理解が得られた場合には、実務担当者による検討会議を設置し、より具体的な進め方や諸課題の協議を経た後、「(仮称) 統合協議会」を設置する予定。

(5) 事業統合までに実施する広域化メニュー

「県内水道の統合・広域化の進め方（取組方針）案」において、第1ステップとして経営統合を提案している。

県内水道の統合・広域化の進め方（取組方針）案

平成25年5月

千葉県

県では、平成22年3月に「県内水道の統合・広域化の当面の考え方」、「九十九里地域・南房総地域の水道用水供給事業体と県営水道の統合の考え方」を公表し、県内各地域の市町村等に対して、意向確認・アンケート調査を実施したところ、地域の実情に応じ、様々な意見が示された。

その後、県では、市町村等からの意見を踏まえ、用水供給料金を平準化した場合の財政措置のあり方や中・長期的な影響を含む今後の財政収支見通しなどの検討を進めてきたところである。

県としては、「当面の考え方」、「統合の考え方」を基本としつつ、その後の検討結果を踏まえ、今後の県内水道の統合・広域化の進め方（取組方針）を次のとおりとする。

1. 基本的な考え方

（1）統合・広域化の目的

統合・広域化の目的は、水道事業体の運営基盤の強化、水質事故・震災など災害等の緊急時対応、技術の確保・継承、合理的な施設の整備・更新、用水供給料金の格差縮小など一つの事業体では解決し得ない様々な課題に広域的に対処し、安全で良質な水を将来に渡し、安定的に供給していくことにある。

（2）県内水道の目指す姿

- 県は、広域自治体として、広域的な水源の確保及び水道用水供給事業を担い、市町村は、基礎自治体として、住民生活に密接なサービスである末端給水事業を担うことを基本とする。
- この基本的な考え方に基づき、県は、県内水道用水供給事業体の水平統合を目指すこととし、まずは、九十九里地域・南房総地域の水道用水供給事業体と県営水道との統合をリーディングケースとして進めていく。
その他の地域（北千葉地域、東総地域、君津地域、印旛地域）との統合・広域化については、それぞれの地域の実情に配慮しつつ、市町村等と十分な対話を行い、合意形成を図りながら進めていく。
- 併せて、統合・広域化の目的を達成していくためには、市町村等が担う末端給水事業についても、運営基盤（技術力・経営力・財務力）の強化を図ることが重要であることから、統合・広域化の促進、支援に取り組む。
- また、県としては、以上の考えを踏まえ、県内水道のあり方に関する方向を示す水道整備基本構想（千葉県版地域水道ビジョン）等の策定に取り組む。

2. リーディングケースの進め方

リーディングケースの進め方については、以下の手順により、段階的に進める。

【第1ステップ：経営統合】

- 水道用水供給事業を行う経営主体は、各企業団から県営水道に変わるが、従来どおり地域（九十九里地域、南房総地域）別の事業での運営を基本とする。（用水供給料金は事業単位で算定する。）
- 県及び市町村の一般会計からの実質負担額については、市町村水道総合対策事業補助金を含め、現行と同水準を基本とする。（市町村水道総合対策事業補助金は原則として継続する。）
- 用水供給料金については、システム改修などの初期投資費用が掛かることから、経営統合後すぐに引下げることが困難と考えられるが、その後、管理部門の集約など統合効果が生じれば、引下げに努めていく。

【第2ステップ：事業統合】

- 経営統合の段階で、運営基盤の強化等を図った上で、用水供給料金の平準化に向け、事業統合を目指す。（各事業の会計を一つにする。）
- 用水供給料金平準化に必要な財政措置については、試算の結果、多額な負担が見込まれることから、九十九里・南房総地域に支出している市町村水道総合対策事業補助金相当額の活用を前提として、コスト縮減等による統合効果も加味した上で、なお不足する額については、県及び九十九里・南房総地域の市町村において負担する。

3. その他

- 九十九里地域・南房総地域の関係市町村等の理解が得られれば、経営統合前に実務担当者による検討会議を設置し、より具体的な進め方や諸課題の協議を経た後、「(仮称) 統合協議会」を設置する。
- リーディングケースにおける合理的な施設の整備・更新（両企業団と県営水道との施設整備水準など）、両企業団の職員の身分等の課題については、経営統合前の協議により、合意形成を図っていく。

君津地域水道事業統合研究会

1. 検討の概要

平成19年2月に千葉県が設置した「県内水道経営検討委員会」から県内の水道事業体について、今後20年以内に一事業体化を目指していくこととの提言が出されたことから、君津地域においても単独水源という地域特性から4市と企業団で統合・広域化に関する検討を行った。事業統合の形態は、1つの経営主体が企業団の用水供給事業と4市の水道事業を事業統合した末端給水事業の2つの事業を運営するものとし、末端給水事業の自己水源の整理や連絡管の整備による施設の効率化等を検討している。

事務局	君津広域水道企業団							
都道府県	千葉県							
事業統合の形態	1つの組織が4つの市の水道事業を水平統合した末端給水事業と用水供給事業を運営							
事業統合年度	未定							
構成団体	①君津広域水道企業団 ④富津市水道部 ②木更津市水道部 ⑤袖ヶ浦市水道局 ③君津市水道部							
直近の認可	単位	①	②	③	④	⑤	計	
目標年度		平成37年度	平成33年度	平成32年度	平成33年度	平成17年度	—	
計画給水人口	人	—	137,000	94,800	44,100	82,200	358,100	
計画一日最大給水量	m ³ /日	205,000	53,800	40,100	20,300	49,230	368,430	
平成23年度実績	単位	①	②	③	④	⑤	計	
給水人口	人	—	129,703	87,187	44,381	58,988	320,259	
一日最大給水量	m ³ /日	144,544	53,338	34,522	19,990	23,172	275,566	
職員数	事務職	人	20	16	13	13	8	70
	技術職	人	45	31	11	7	12	106
	技能職	人	1	0	0	0	1	2
	計	人	66	47	24	20	21	178

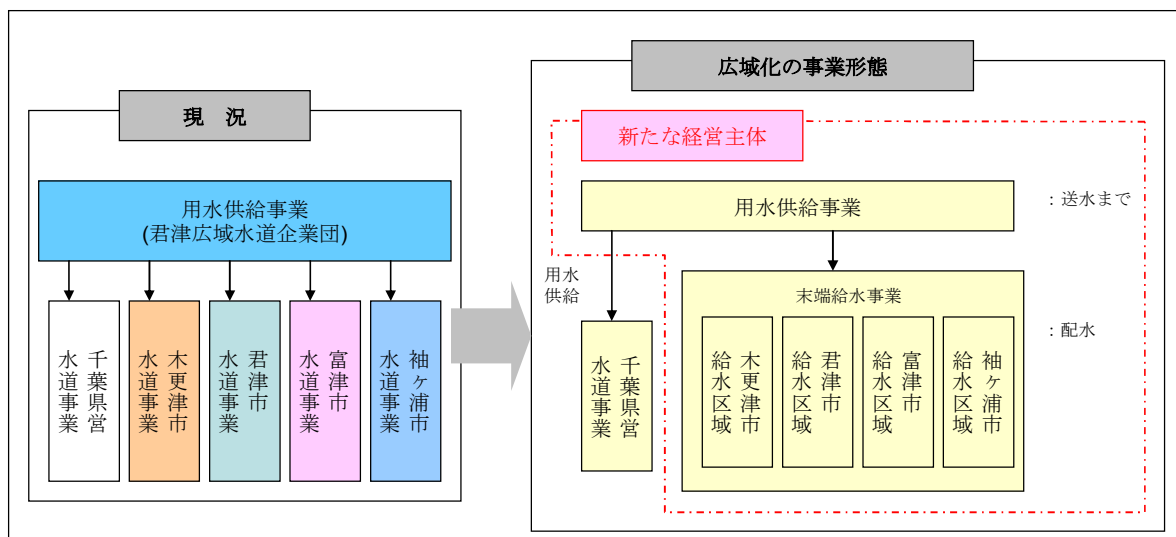
位置図



※平成23年度実績は水道統計（平成23年度、社団法人日本水道協会）より。

●事業統合の形態

統合後の形態としては、統合が円滑に進む形態として、末端給水事業を水平統合し、1つの経営主体が用水供給事業と末端給水事業を経営し、経営の一体化を図る予定である。

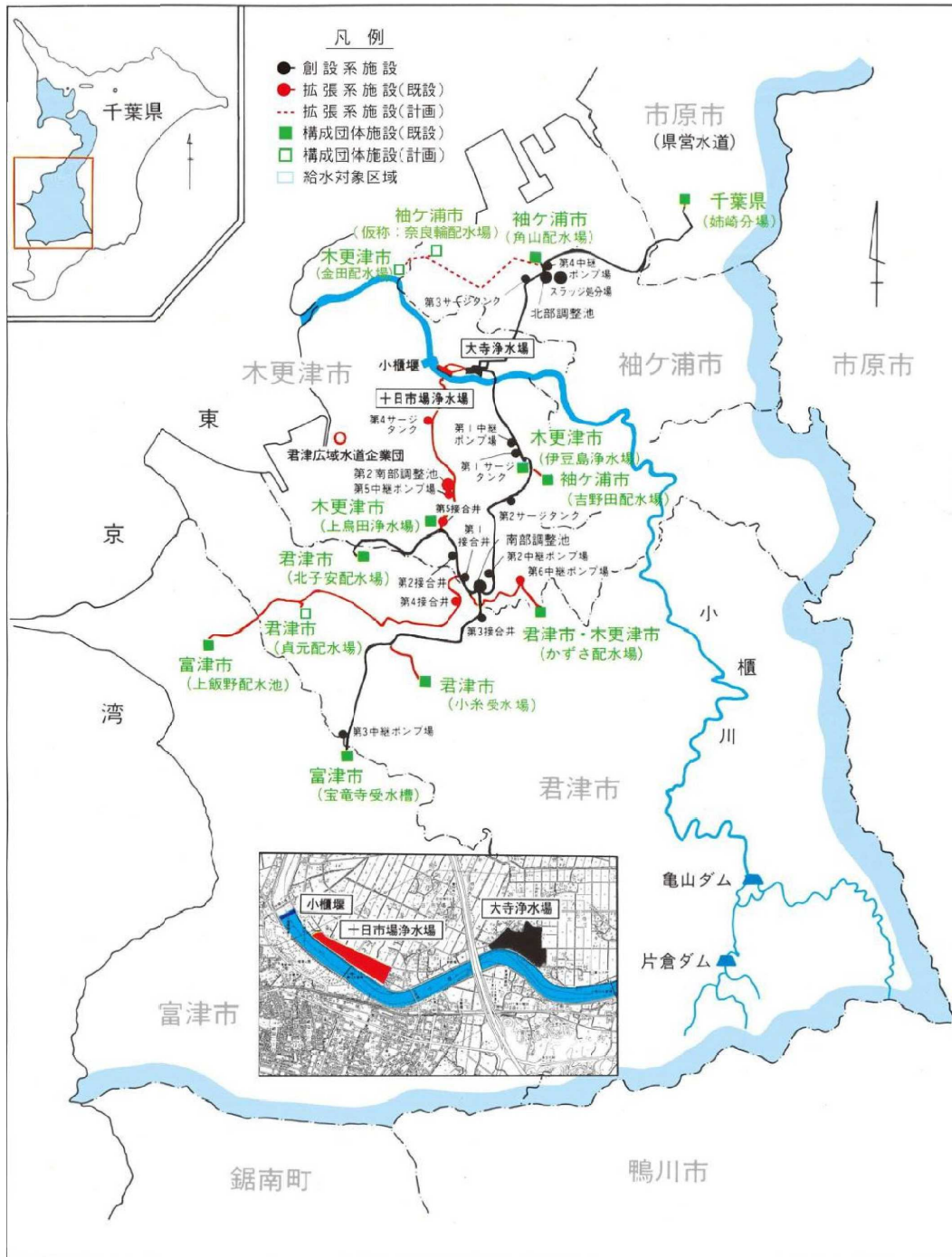


事業統合の形態（出典：君津地域水道事業統合広域化基本計画書（案））

〔君津広域水道企業団〕

●施設概要

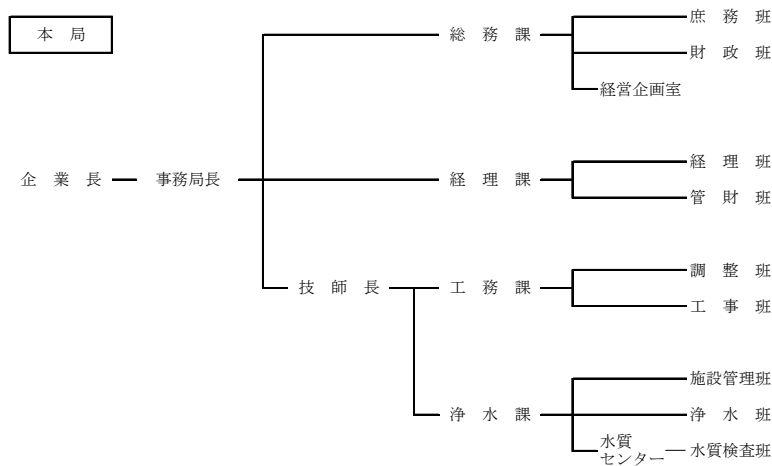
創設時からある大寺浄水場（処理能力 135,000m³/日）と第1次拡張事業で整備した十日市場浄水場（処理能力 80,000 m³/日、現在 60,000 m³/日）の2浄水場があり、79kmにわたる送水管で構成団体へ送水している。



事業概要図（出典：平成24年度水道用水供給事業年報、君津広域水道企業団）

●組織体制

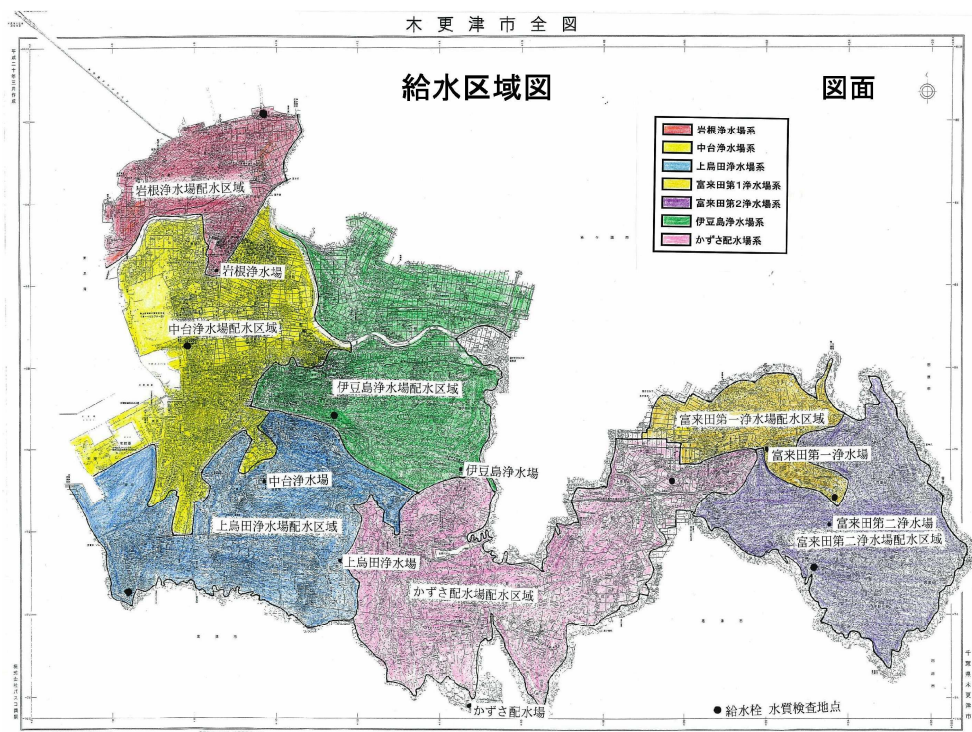
君津広域水道企業団における平成 25 年 4 月 1 日現在の組織体制は、次のとおりである。



[木更津市水道部]

●施設概要

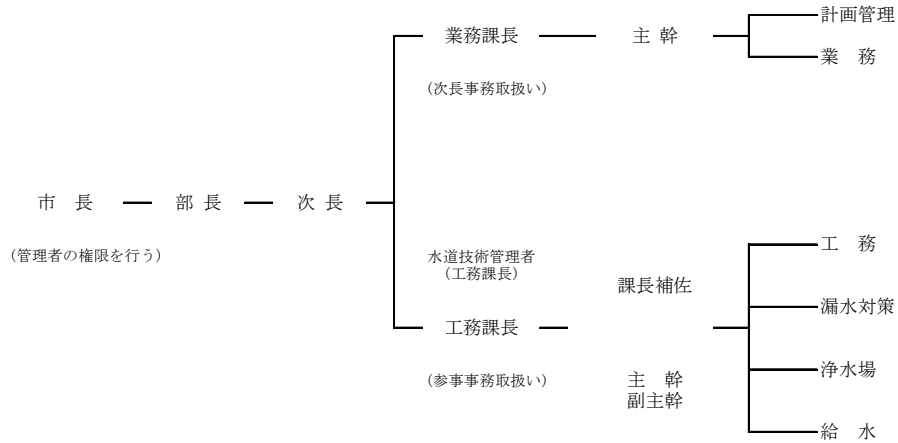
地下水を水源とする 5 つの浄水場（岩根、中台、上鳥田、富来田第 1、富来田第 2）からの浄水と君津広域水道企業団からの受水を各配水池に供給している。



給水区域図（出典：平成 25 年度 水質検査計画、木更津市水道部）

●組織体制

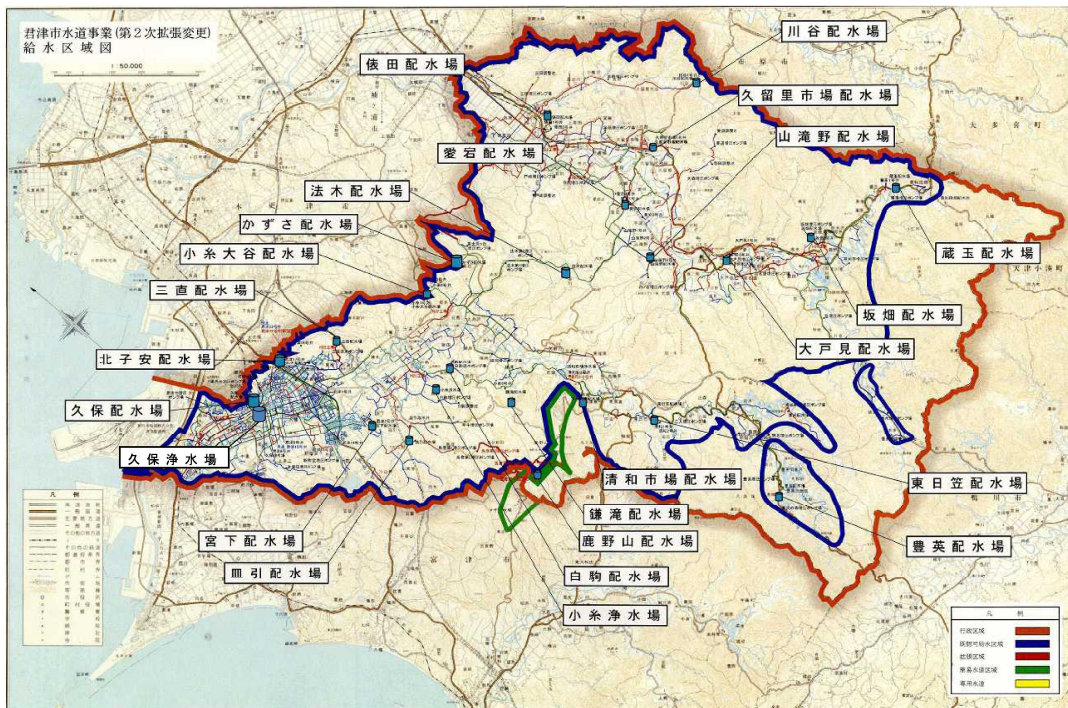
木更津市水道部における平成 25 年 4 月 1 日現在の組織体制は、次のとおりである。



[君津市水道部]

●施設概要

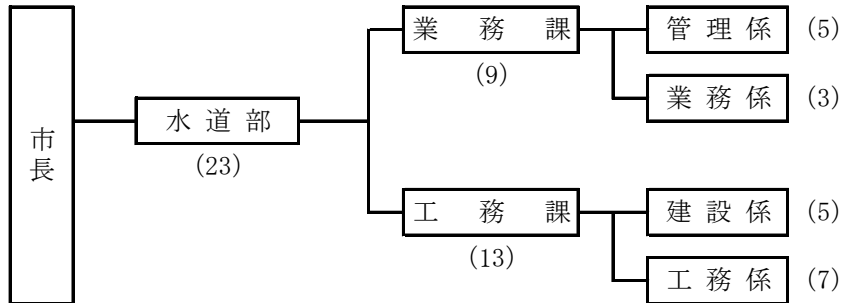
地下水（深井戸）を水源とする 15 の浄水場（久保、宮下、皿引、小糸、小糸大谷、鎌滝、清和市場、東日笠、川谷、俵田、愛宕、山滝野、大戸見、坂畑、蔵玉）からの浄水と君津広域水道企業団からの受水を各配水池に供給している。



水道施設一般平面図（出典：君津市水道ビジョン）

●組織体制

君津市水道部における平成25年4月1日現在の組織体制は、次のとおりである。

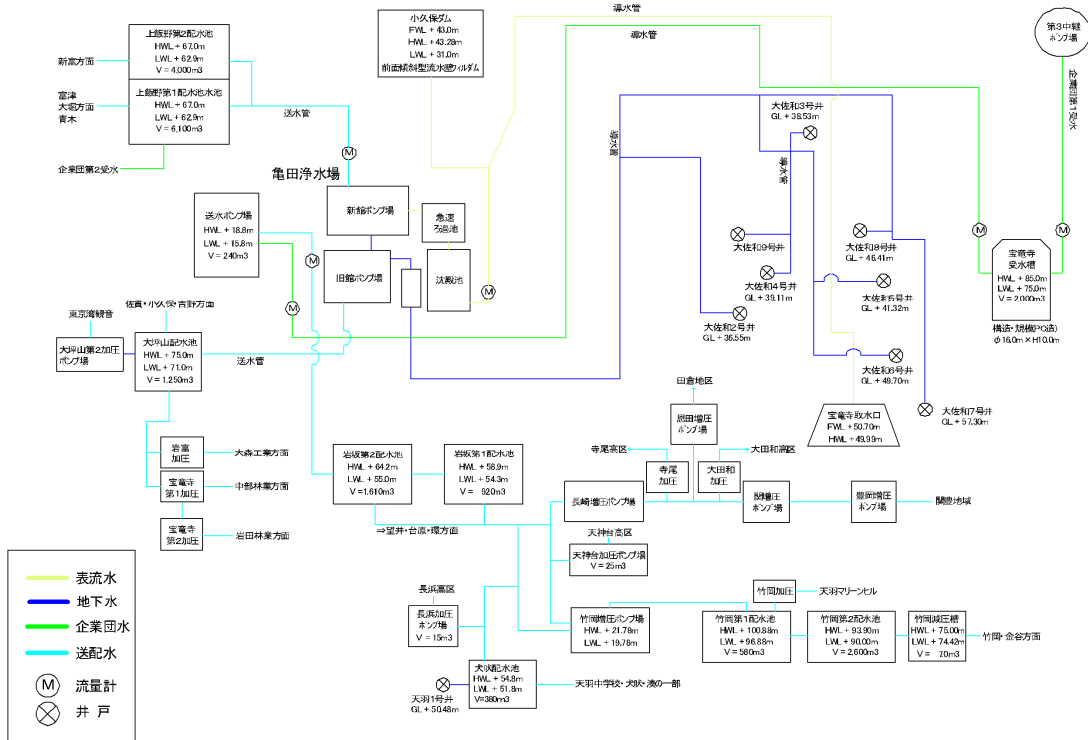


組織体制（出典：平成24年度 水道事業概要(君津市水道部)）

〔富津市水道部〕

●施設概要

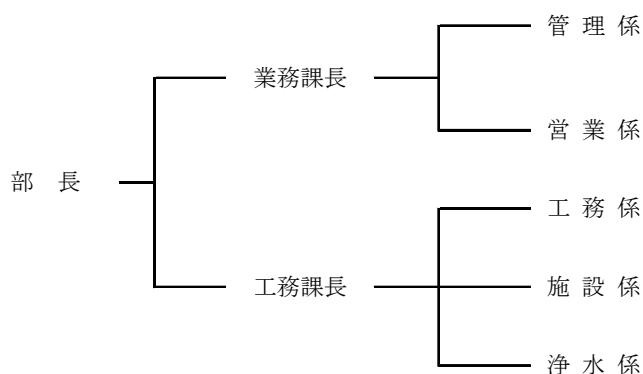
富津市の水道は、旧大佐和町と旧天羽町の水道事業が昭和57年1月に統合し市営水道として発足したものである。その後も3町合併（昭和46年）による市域の拡大、人口の増加、生活水準の向上など市の発展に伴って増加する水需要に応えるため施設を拡充してきた。現況での水道施設は次のとおりである。



水道施設の概要（出典：富津市地域水道ビジョン、平成23年3月）

●組織体制

富津市水道部における平成 25 年 4 月 1 日現在の組織体制は、次のとおりである。



[袖ヶ浦市水道局]

●施設概要

袖ヶ浦市の水道は、昭和 36 年に袖ヶ浦町長浦簡易水道として、昭和 39 年に平川町簡易水道として給水を開始し、それぞれ拡張及び統合を重ねて上水道事業へ転換し、両町合併により昭和 46 年度からは袖ヶ浦町水道事業として、今日に至っている。

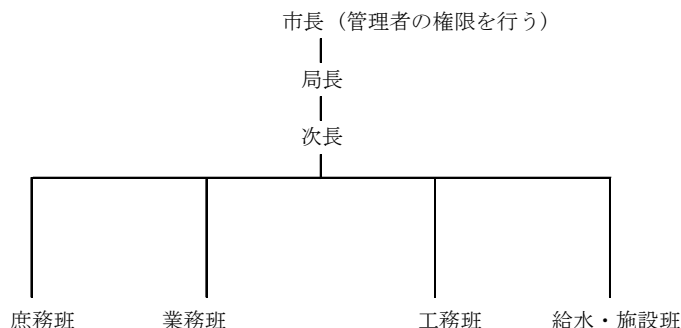
水源は、君津広域水道企業団からの受水を除き全てが地下水（深井戸）である。このため、塩素滅菌又は除鉄・除マンガン処理を行い各配水池に送水している。現有の主要施設（浄水場、受水施設）は次のとおりである。

現有主要施設（出典：袖ヶ浦の水道、平成 25 年度版、袖ヶ浦市水道局）

施設名	現有配水能力 (m ³ /日)	備考
代宿浄水場	950	
勝下浄水場	3,800	
蔵波浄水場	1,090	
飯富浄水場	1,820	休止中
永吉浄水場	3,800	
川原井浄水場	360	
吉野田浄水場	240	休止中
小計	10,000	休止中を除く
角山配水場	21,100	企業団受水
吉野田配水場	3,400	企業団受水
小計	24,500	
合計	34,500	

●組織体制

袖ヶ浦市水道局における平成 25 年 4 月 1 日現在の組織体制は、次のとおりである。



組織体制（出典：袖ヶ浦の水道、平成 25 年度版、袖ヶ浦市水道局）

2. 事業の沿革

君津地域の木更津市、君津市、富津市、袖ヶ浦市の各水道事業は、長い間その水源を主として地下水に求めていたが、その地下水の揚水量にも限界があり、また、地盤沈下対策の面からも新規の採取規制が厳しく、将来予想される地域開発に伴う人口増加と生活水準の向上による水需要の増加に対応するため河川表流水への転換を迫られる状況であった。

そこで、この君津地域 4 市は水道用水の長期安定給水のための水源の広域的有効利用と財政投資の効率化を図ることを目的として、昭和 49 年 3 月君津郡市広域市町村圏事務組合に君津広域水道用水供給事業を創設した。この創設事業は、小櫃川水系の片倉ダムを水源として、昭和 57 年度において計画一日最大給水量 55,000m³/日を供給するものであった。

一方、千葉県営水道も事業時期を同じくして、同じ小櫃川水系の亀山ダムを水源とした原水を京葉地区に導水する計画を立てていたため、この千葉県営水道事業と君津広域水道用水供給事業がそれぞれ小櫃川流域に取水場を設けることは河川管理上及び施設の利用上問題があるとして、水源及び施設の有効利用と施設の維持管理の合理化を推進し、事業経営の経済的有効性を図るため両事業の一体化が具体化した。

このことから、千葉県営水道事業のうち小櫃川水系施設に関する事業を中止し、新たに千葉県、木更津市、君津市、富津市、袖ヶ浦市で構成する君津広域水道企業団を昭和 53 年 2 月に発足させ、事業を推進している。

事業体名	君津広域水道企業団		木更津市水道事業	
創設認可年月日	S49. 3. 30		S23. 12. 15	
	年月日	内容	年月日	内容
沿革	S49. 3. 30	創 設 計画一日最大給水量55,000m ³ /日	S23. 12	給水開始
	S53. 4. 1	創設変更事業 計画一日最大給水量135,000m ³ /日	S32. 4. 13	第1次拡張事業変更認可 計画給水人口28,000人
	S58. 3. 31	第1次拡張事業認可 計画一日最大給水量215,000m ³ /日	S33. 8. 13	第2次拡張事業変更認可 計画給水人口32,000人
	S61. 4 H4. 7	袖ヶ浦町(吉野田配水場)に給水開始 木更津市(上烏田浄水場)及び君津市 (北子安配水場、小糸受水場)並びに 富津市(上飯野配水池)への給水を開始	S34. 12. 18	第3次拡張事業変更認可 計画給水人口39,000人
	H8. 3. 8	第1次拡張変更事業(当初計画) 計画一日最大給水量235,000m ³ /日	S37. 12. 28	第4次拡張事業変更認可 計画給水人口55,400人
	H13. 5. 21	第1次拡張変更事業(建設変更) 計画一日最大給水量205,000m ³ /日	S45. 2. 19	第5次拡張事業変更認可 計画給水人口117,600人
	H17. 9. 12	第1次拡張変更事業(建設変更) 計画一日最大給水量205,000m ³ /日	S55. 6. 18	第6次拡張事業変更認可 計画給水人口139,800人
	H18. 3	「十日市場浄水場」増設工事完成 (60,000m ³ /日)	H1. 3. 3	第7次拡張事業変更認可 計画給水人口152,500人
			H25. 3. 25	第7次拡張事業変更認可 計画給水人口137,000人
				計画一日最大給水量53,800m ³ /日 金田配水場建設 (H27. 3完成予定)
				中台浄水場を新設
				計画一日最大給水量9,750m ³ /日 鎌足地区簡易水道事業等を統合

事業体名	君津市水道部		富津市水道部	
創設認可年月日	S. 58. 7. 11		S. 41. 3. 3	
	年月日	内容	年月日	内容
沿革	S58. 7. 11	創設 計画給水人口 99,800人 一日最大給水量 48,000m ³ /日	S38. 7	旧天羽町簡易水道事業創設 計画給水人口 4,800人 一日最大給水量 1,055m ³ /日
	H1. 3. 13	第1次拡張事業認可 計画給水人口 102,800人 一日最大給水量 53,000m ³ /日	S39. 7	旧天羽町簡易水道事業供用開始
	H6. 3. 31	第2次拡張事業認可 計画給水人口 114,000人 一日最大給水量 61,600m ³ /日	S41. 3	旧大佐和町水道事業創設 計画給水人口 12,500人 一日最大給水量 3,750m ³ /日
	H18. 3. 17	第2次拡張変更事業認可 計画給水人口 94,800人 一日最大給水量 40,100m ³ /日	S43. 4	旧大佐和町水道事業供用開始
	H22. 4. 15	第2次拡張変更事業認可 計画給水人口 94,800人 一日最大給水量 40,100m ³ /日	S57. 1	旧大佐和町、旧天羽町水道事業統合 (富津市水道事業) 計画給水人口 66,900人 一日最大給水量 34,500m ³ /日
	H24. 3. 29	第2次拡張変更事業認可 計画給水人口 94,800人 一日最大給水量 40,100m ³ /日	S57. 4	富津市第3次拡張事業着手
			S57. 5	君津広域水道企業団用水受水(第1) 第3次拡張事業第1期工事着手
			S59. 4	富津地区埋立地へ送水開始 小久保ダム供用開始 天羽地区暫定給水開始
			S62. 3	第3次拡張事業第1期工事完了 (送水ルート)
			S62. 4	天羽地区へ企業団水送水開始
			H4. 3	第3次拡張変更事業 計画給水人口 76,560人 一日最大給水量 49,300m ³ /日
			H4. 4	第3次拡張変更事業着工
			H4. 8	君津広域水道企業団用水受水(第2)
		H20. 3	第3次拡張変更事業 計画給水人口 47,687人 一日最大給水量 21,290m ³ /日	
		H24. 4	第3次拡張変更事業 計画給水人口 44,100人 一日最大給水量 20,300m ³ /日	

事業体名	袖ヶ浦市水道局	
創設認可年月日	S. 37. 12. 21	
	年月日	内容
沿革	S37. 12	平川簡易水道創設事業認可 計画給水人口 5,000人 一日最大給水量 840m ³ /日
	S42. 3	袖ヶ浦上水道創設事業認可 計画給水人口 10,000人 一日最大給水量 2,600m ³ /日
	S43. 12	平川上水道創設事業認可 計画給水人口 8,100人 一日最大給水量 2,025m ³ /日
	S45. 3	袖ヶ浦第一次拡張事業認可 計画給水人口 20,000人 一日最大給水量 5,400m ³ /日
	S45. 3	平川第二次拡張事業認可 計画給水人口 10,000人 一日最大給水量 4,000m ³ /日
	S47. 3	袖ヶ浦第二次拡張事業認可 計画給水人口 20,000人 一日最大給水量 9,200m ³ /日
	S47. 3	平川町第三次拡張事業認可 計画給水人口 13,300人 一日最大給水量 6,650m ³ /日
	S51. 9	袖ヶ浦上水道第三次拡張事業認可 計画給水人口 48,700人 一日最大給水量 28,530m ³ /日
	S59. 7	袖ヶ浦上水道第四次拡張事業認可 計画給水人口 76,400人 一日最大給水量 49,050m ³ /日
	H7. 12	袖ヶ浦上水道第五次拡張事業認可 計画給水人口 82,200人 一日最大給水量 49,230m ³ /日

3. 事業統合を目指す主たる理由

事業統合を目指す主たる理由は、次のとおりである。

- 施設整備水準の向上
- 施設の統廃合・効率的な更新
- 人材確保・技術力の確保
- 通常時の管理体制強化・緊急時の体制強化
- 更新等に必要な財源の確保・柔軟性ある事業計画
- 料金格差の是正

(具体的理由)

平成 19 年 2 月に、千葉県が設置した「県内水道経営検討委員会」から県内の水道事業体について、今後 20 年以内に一事業体化を目指していくこととの提言が出されたことから、君津地域においても、単独水源という地域特性から統合・広域化に関する検討を行うこととした。

4. 事業統合に向けた過程

(1) 事業統合の検討主体

事業統合の検討主体は、次のとおりである。

➤ 中核となった規模の大きい水道事業体

具体的には、君津広域水道企業団が行っている。

(2) 事業統合に向けた検討経緯

①経緯

千葉県が設置した「県内水道経営検討委員会」から県内の水道事業体について、一事業体化を目指していくこととの提言が出されたことを受け、君津地域における水道事業のあり方を検討するため4市水道と企業団で構成する「君津地域水道事業のあり方検討会」を設置し、平成19～22年度にかけて検討を行ったが、統合後の事業運営の具体的な形態がみえていないことから、4市が統合を判断するまで至らない状況であった。

その後、4市の水道と企業団の他に新たに千葉県水道局と千葉県総合企画部水政課も参加して「君津地域水道事業統合研究会」を設置し、平成23～24年度にかけて、各事業体が単独の場合と統合した場合の事業計画を比較し、各市が統合の判断を行うための「君津地域水道事業統合広域化基本計画書（案）」を作成した。

上記計画書（案）に基づいて各事業体の首長により協議したところ、君津地域水道事業の統合・広域化の方向性について平成25年9月に各事業体の首長合意が得られ、同年10月17日には君津地域水道事業統合・広域化覚書に関する調印式を行った。

年月	事業統合関連事項 (会議等の名称)	左記の内容 (会議等の検討項目)	出席者
H19.5.31	水道事業管理者会議	君津地域水道事業のあり方検討会(下部組織の幹事会、ワーキンググループを含む)の設置について	○各市水道の水道管理者 ○企業団事務局長
H19.10.30	第1回あり方検討会幹事会	業務指標(PI)算出結果について 外部委託の導入について	○各市水道部工務課長 及び業務課長 ○企業団総務課長 及び工務課長
H19.11.14	第1回あり方検討会	業務指標(PI)算出結果について 外部委託の導入について	○各市水道事業管理者 ○企業団事務局長 及び技師長
H20.3.11	第2回あり方検討会幹事会	統合に向けた課題と対応策について 次年度の外部委託の検討内容について	○各市水道部工務課長 及び業務課長 ○企業団総務課長 及び工務課長
H20.3.27	第2回あり方検討会	統合に向けた課題と対応策について 次年度の外部委託の検討内容について	○各市水道事業管理者 ○企業団事務局長 及び技師長
H20.11.20	第3回あり方検討会幹事会	広域化基本検討試案 ・広域化の形態 ・水運用計画 ・施設管理計画 ・施設更新計画 ・財政収支の設定条件	○各市水道部工務課長 及び業務課長 ○企業団総務課長 及び工務課長
H20.11.25	第3回あり方検討会	広域化基本検討試案 ・広域化の形態 ・水運用計画 ・施設管理計画 ・施設更新計画 ・財政収支の設定条件	○各市水道事業管理者 ○企業団事務局長 及び技師長
H21.3.2	第4回あり方検討会幹事会	広域化基本検討試案 ・財政収支計画	○各市水道部工務課長 及び業務課長 ○企業団総務課長 及び工務課長
H21.3.19	第5回あり方検討会幹事会	広域化基本検討試案 ・財政収支計画	○各市水道部工務課長 及び業務課長 ○企業団総務課長 及び工務課長
H21.3.30	第4回あり方検討会	広域化基本検討試案 ・財政収支計画	○各市水道事業管理者 ○企業団事務局長 及び技師長 ○千葉県総合企画部 水政課(オブザーバー)
H21.10.1	第6回あり方検討会幹事会	広域化基本検討(その2) ・施設更新計画の検討 ・施設管理体制の検討 ・財政収支計画の前提条件	○各市水道部工務課長 及び業務課長 ○企業団総務課長 及び工務課長
H21.10.6	第5回あり方検討会	広域化基本検討(その2) ・施設更新計画の検討 ・施設管理体制の検討 ・財政収支計画の前提条件	○各市水道事業管理者 (部長) ○企業団事務局長 及び技師長

年月	事業統合関連事項 (会議等の名称)	左記の内容 (会議等の検討項目)	出席者
H22.3.15	第7回あり方検討会幹事会	広域化基本検討(その2) ・財政収支計画	○各市水道部工務課長 及び業務課長 ○企業団総務課長 及び工務課長
H22.3.23	第6回あり方検討会	広域化基本検討(その2) ・財政収支計画	○各市水道事業管理者 (部長) ○企業団事務局長 及び技師長
H23.8.31	君津郡市連絡協議会	(仮称)君津地域水道事業統合研究会の 提案について	○各市水道事業管理者 (部長)及び次長 ○企業団事務局長 及び総務課長
H23.10.25	君津地域水道事業統合研究会 設立準備会	君津地域水道事業統合研究会 及び同作業部会の設置について	○各市水道事業管理者 (部長)及び次長 ○企業団事務局長、 技師長及び総務課長
H24.4.26	第1回統合研究会及び第1回 作業部会合同会議	業務内容の確認	○各市水道事業管理者 (部長、局長)及び次長 ○企業団事務局長、 技師長及び総務課長
H24.6.29	第2回統合研究会作業部会	・施設整備等に関する状況の把握・整理 ・水需給予測の再検討 ・統合シミュレーションの前提条件	○各市水道部(局)次長 ○企業団技師長及び 総務課長
H24.7.31	第2回統合研究会及び第3回 作業部会合同会議	・施設整備等に関する状況の把握・整理 ・水需給予測の再検討 ・統合シミュレーションの前提条件	○各市水道事業管理者 (部長、局長)及び次長 ○企業団事務局長、 技師長及び総務課長
H24.9.21	第4回統合研究会作業部会	・水需給予測の再検討 ・施設統合整備の再検討について ・管理体制の検討について	○各市水道部(局)次長 ○企業団技師長及び 総務課長
H24.10.26	第5回統合研究会作業部会	・事業体別の財政収支計画	○各市水道部(局)次長 ○企業団技師長及び 総務課長
H24.11.16	第3回統合研究会及び第6回 作業部会合同会議	・水需給予測の再検討 ・施設統合整備の再検討 ・管理体制の検討 ・事業体別の財政収支計画	○各市水道事業管理者 (部長、局長)及び次長 ○企業団事務局長、 技師長及び総務課長
H24.12.26	第7回統合研究会作業部会	・事業体間の格差分析	○各市水道部(局)次長 ○企業団技師長及び 総務課長
H25.1.28	第8回統合研究会作業部会	・君津地域水道事業統合の形態 ・事業統合の財政収支計画と効果の 検証 ・基本計画書の作成	○各市水道部(局)次長 ○企業団技師長及び 総務課長
H25.2.8	第9回統合研究会作業部会	・単独事業の財政収支計画 ・事業統合の財政収支計画と効果の 検証 ・基本計画書の作成	○各市水道部(局)次長 ○企業団技師長及び 総務課長

年月	事業統合関連事項 (会議等の名称)	左記の内容 (会議等の検討項目)	出席者
H25.3.21	第4回統合研究会及び第10 作業部会合同会議	・事業間の格差分析 ・事業統合の財政収支計画 ・基本計画書(案)	○各市水道事業管理者 (部長、局長)及び次長 ○企業団事務局長、 技師長及び総務課長
H25.4.17	君津地域統合広域化の打合	・基本計画書(案)の位置付け ・格差の是正	○各市水道部長(局長) 及び次長 ○企業団事務局長、 技師長及び総務課長
H25.5.10	君津地域統合広域化の打合 (第2回)	・合意形成のスケジュール ・統合広域化の方向性に合意し、協議・ 検討を行うこととする覚書の協議	○各市水道部長(局長) 及び次長 ○企業団事務局長、 技師長及び総務課長
H25.5.15	君津地域統合広域化の打合 (第3回)	・覚書(根幹的事項)の協議	○各市水道部長(局長) 及び次長 ○企業団事務局長、 技師長及び総務課長
H25.5.23	君津地域統合広域化の打合 (第4回)	・覚書(根幹的事項)の協議	○各市水道部長(局長) 及び次長 ○企業団事務局長、 技師長及び総務課長
H25.7.4	君津地域統合広域化の打合 (第5回)	・覚書(案)及び基本計画書(案)の市長 部局説明の結果報告	○各市水道部長(局長) 及び次長 ○企業団事務局長、 技師長及び総務課長
H25.8.9	君津地域統合広域化の打合 (第6回)	・格差是正方策(案)の市長部局説明の 結果報告	○各市水道部長(局長) 及び次長 ○企業団事務局長、 技師長及び総務課長
H25.8.22	君津地域統合広域化の打合 (第7回)	・覚書の調整 ・構成団体首長会議の調整 ・議会説明の調整	○各市水道部長(局長) 及び次長 ○企業団事務局長、 技師長及び総務課長
H25.9.10	君津地域統合広域化の打合 (第8回)	・議会説明の結果報告 ・構成団体首長会議 ・議員説明時期の調整	○各市水道部長(局長) 及び次長 ○企業団事務局長、 技師長及び総務課長
H25.9.13	構成団体首長会議	統合・広域化の方向性についての合意	○各団体首長 ○各市水道部長(局長) 及び次長 ○企業団事務局長、 技師長、総務課長
H25.10.2	君津地域統合広域化の打合 (第9回)	・各団体の現況報告(議会等対応結果) ・覚書調印式の事前打合せ	○各市水道部長(局長) 及び次長 ○企業団事務局長、 技師長及び総務課長
H25.10.9	君津地域統合広域化の打合 (第10回)	・覚書調印式の事前打合せ	○各市水道部長(局長) 及び次長 ○企業団事務局長、 技師長及び総務課長

年月	事業統合関連事項 (会議等の名称)	左記の内容 (会議等の検討項目)	出席者
H25.10.17	覚書調印式		<ul style="list-style-type: none"> ○各団体首長 ○各市水道部長(局長)及び次長 ○企業団事務局長、技師長、総務課長
H25.10.17	君津地域統合広域化の打合 (第11回)	・次年度以降の検討組織について	<ul style="list-style-type: none"> ○各市水道部長(局長)及び次長 ○企業団事務局長、技師長、総務課長

君津地域水道事業統合・広域化に関する覚書

木更津市、君津市、富津市、袖ヶ浦市（以下、これらを「四市」という。）及び君津広域水道企業団（以下「企業団」という。）は、君津地域の水道事業の効率化を図るため、次の事項を基本として君津地域水道事業の統合・広域化の方向性について合意し、今後統合・広域化基本計画の策定及び協議検討を進めることとして覚書を締結する。

（対象とする事業）

第1条 対象とする事業は、木更津市水道事業、君津市水道事業、富津市水道事業、袖ヶ浦市水道事業及び君津広域水道用水供給事業とする。

（統合の時期）

第2条 統合の時期は、四市及び企業団（以下「構成団体」という。）が協議して定める日とする。

（統合の形態）

第3条 四市の水道事業の統合形態は、水平統合とする。

（経営の主体）

第4条 統合後の水道事業及び企業団の行う用水供給事業は、あらたな経営主体が経営する。

（水道料金等）

第5条 水道料金は、統合時において統一することを基本とする。ただし、各市の事情により各市域ごとに一定期間別に定めることができるものとする。

2 水道料金以外の加入金、手数料等の額は、統合時に統一する。

（統合効果の配分）

第6条 統合の効果は、構成団体すべてが享受できるよう努める。

2 統合効果の四市間の配分調整は、今後協議して定めるものとする。

（水道施設の整備）

第7条 あらたな経営主体は、地域の発展の動向に対応するとともに、給水区域における給水サービスの向上を図るため、四市の水道施設整備計画を尊重し施設の整備を行うものとする。

（資産等の引継ぎ）

第8条 統合時において、構成団体が所有し経営の用に供している資産等は、あらたな経営主体にすべて引き継ぐものとする。

2 統合前、すでに事業の用に供していない資産等は、構成団体において整理するよう努めるものとする。

（財政調整）

第9条 統合前において、各市水道事業が累積欠損金を保有するときは、統合時までには解消するものとする。

(経費の負担)

第10条 統合後の水道事業に対する四市の負担は、地方公営企業繰出し基準に基づき構成団体が協議して定めるものとする。

2 統合前に四市がそれぞれの水道事業に対し負担している経費は、それぞれの負担の趣旨に応じて、統合後もこれを継続するものとする。

(基本計画策定の姿勢)

第11条 統合・広域化基本計画の策定にあたっては、適切な事業計画を策定し、収入、支出を精査するものとする。

(統合までの経費負担)

第12条 覚書締結後、統合までの間に行う統合・広域化の準備に関する経費（人件費を除く。）の負担については、均等負担を原則として構成団体の協議により決定する。

(その他)

第13条 この覚書に定めのない事項又は本覚書の内容に疑義が生じたときは、構成団体が協議の上定めるものとする。

本覚書の証として本書5通を作成し、当事者署名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成25年10月17日

木更津市潮見一丁目1番地
木更津市
市長

君津市久保二丁目13番1号
君津市
市長職務代理者
副市長

富津市下飯野2443番地
富津市
市長

袖ヶ浦市坂戸市場1番地1
袖ヶ浦市
市長

木更津市新田二丁目8番17号
君津広域水道企業団
企業長

②協議会や検討会等の設置状況

広域化に対する各事業体の首長合意を得るまでの間、初期段階として「君津地域水道事業のあり方検討会」及び「君津地域水道事業統合研究会」の2つの検討会を設置した。

段階	協議会・検討会等の名称	設置目的・位置づけ	構成メンバー
1. 初期段階	君津地域水道事業のあり方検討会	木更津市、君津市、富津市、袖ヶ浦市及び君津広域水道企業団が協力して、今後の君津地域における水道事業のあり方について検討・協議することを目的とする。	○4市水道事業管理者 ○企業団事務局長、技師長
	君津地域水道事業統合研究会	君津地域における用水供給事業と水道事業の統合広域化に関する実務レベルの検討を行うために設置する。	○千葉県総合企画部 水政課長 ○千葉県水道局管理部 総務企画課長 ○4市水道事業管理者 もしくは部長、局長 ○企業団事務局長
2. 構想・検討段階	—	—	—
3. 調整段階	—	—	—

※段階の説明

13. 初期段階（まず広域化検討のスタートラインに立つため、関係者と広域化検討を行う場を持っている段階）
14. 構想・検討段階（広域化の形態や枠組みの検討、施設の共同整備、人事交流、遠い将来も含めた着地点の検討等を行っている段階）
15. 調整段階（住民や議会等との合意形成を図りつつ、関係者との調整等を進めている段階）

(3) 事業統合を進める中で生じた課題とその解決策

平成 25 年 10 月現在、統合広域化の方向性について合意し、今後統合・広域化基本計画の策定及び協議検討を進めることとした覚書を交わしたばかりである。今後は、料金の統一、職員の身分、施設整備計画等の様々な課題があるとの認識はあるものの、具体的な内容についてはこれから協議、検討していく見込みである。

なお、平成 23～24 年度にかけて検討した「君津地域水道事業統合広域化基本計画書（案）」では、事業統合における効果と課題について、次のように整理を行っている。

事業統合における効果と課題

項目	効果	課題
施設	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 集中監視設備の導入により、施設の一元管理が可能となり、常時及び非常時における水運用能力が向上する。 ▶ 末端給水事業と用水供給事業の施設を一体的に監視できるため、受水量と配水量の調整が容易となり、維持管理の効率化を図ることができる。 ▶ 重点的な漏水調査を実施することにより、漏水の未然防止を図るとともに、漏水調査による統計データを蓄積・分析することで、効果的な更新事業を展開することができる。 ▶ 連絡管の整備により非常時のバックアップ体制が確立し、危機管理能力が向上する。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 集中監視設備の導入による維持管理体制を確立するためには、施設の水運用マニュアルの整備と職員への周知徹底を図る必要がある。 ▶ 施設の更新基準や委託管理業務の仕様等が事業によって異なるため、施設の管理水準の統一を図る必要がある。
経営	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 君津地域で見ると、単独事業でそれぞれが事業運営するよりも事業統合した方が、年間 84.7 百万円の維持管理費用を削減することができる。 ▶ 君津地域で見れば職員数が減少するため、人件費を削減できる。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 集中監視設備や管理棟などの統合に関わる初期投資のための資金を確保する必要がある。 ▶ 出資金を計上する場合は、出資金の財源の確保が課題となる。

出典：君津地域水道事業統合広域化基本計画書（案）

事業統合における効果と課題（つづき）

項目	効果	課題
経営	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 君津地域で見れば、維持管理費が低減するため、単独事業よりも低い供給単価での経営が可能である。 ▶ 国庫補助金等を活用することで、更新資金を確保するほか、起債の割合を低くすることで、支払利息や起債残高を低減でき、将来世代への負担を軽減することが可能である。 ▶ 事業規模の拡大に伴い、大規模更新のための資金を確保しやすい環境となる。 ▶ 平成 38 年度以降は、単独事業より低い基本料金単価での経営が可能となるため、構成団体の受水負担が低減する。 ▶ 君津市の久保浄水場等の統廃合により供給水量が増え、収益増となる。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 長期的にみると単独事業における 4 市の格差が大きくなるため、木更津市と袖ヶ浦市で君津市と富津市の負担を背負うことになる。よって、4 市水道事業の格差が大きな課題となる。 ▶ 出資金を計上しない場合は、平成 28 年度から大幅な料金値上げが必要となることから、利用者の理解を得ることが大きな課題となる。 ▶ 4 市とも口径別料金体系であるが、市によって料金水準や逓増度が異なり、また、加入金、開発負担金、手数料も異なるため、これらの水準を統一する必要がある。
人	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 管理棟に職員が集約され、各種システムの導入により、職員の情報の一元管理が可能となり、効率的な事業を実施することができる。 ▶ 事業規模の拡大とともに 100 人以上の職員数を確保できること、独立した企業となれば市長部局との異動がなくなることから、専門的な知識をもった職員を継続的に育成しやすい環境となる。また、技術力の確保に伴い、職員の危機管理能力が向上する。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 職員と委託業者との連携の強化を図る必要がある。 ▶ マニュアルの整備状況が市によって異なるため、マニュアルを整備する必要がある。 ▶ サービスセンターや管工事組合などの委託事業者を整理する必要がある。 ▶ 用水供給事業、末端給水事業おのおの実務経験がない職員が一体化することから、両事業の知識をいかに習得することが大きな課題となる。

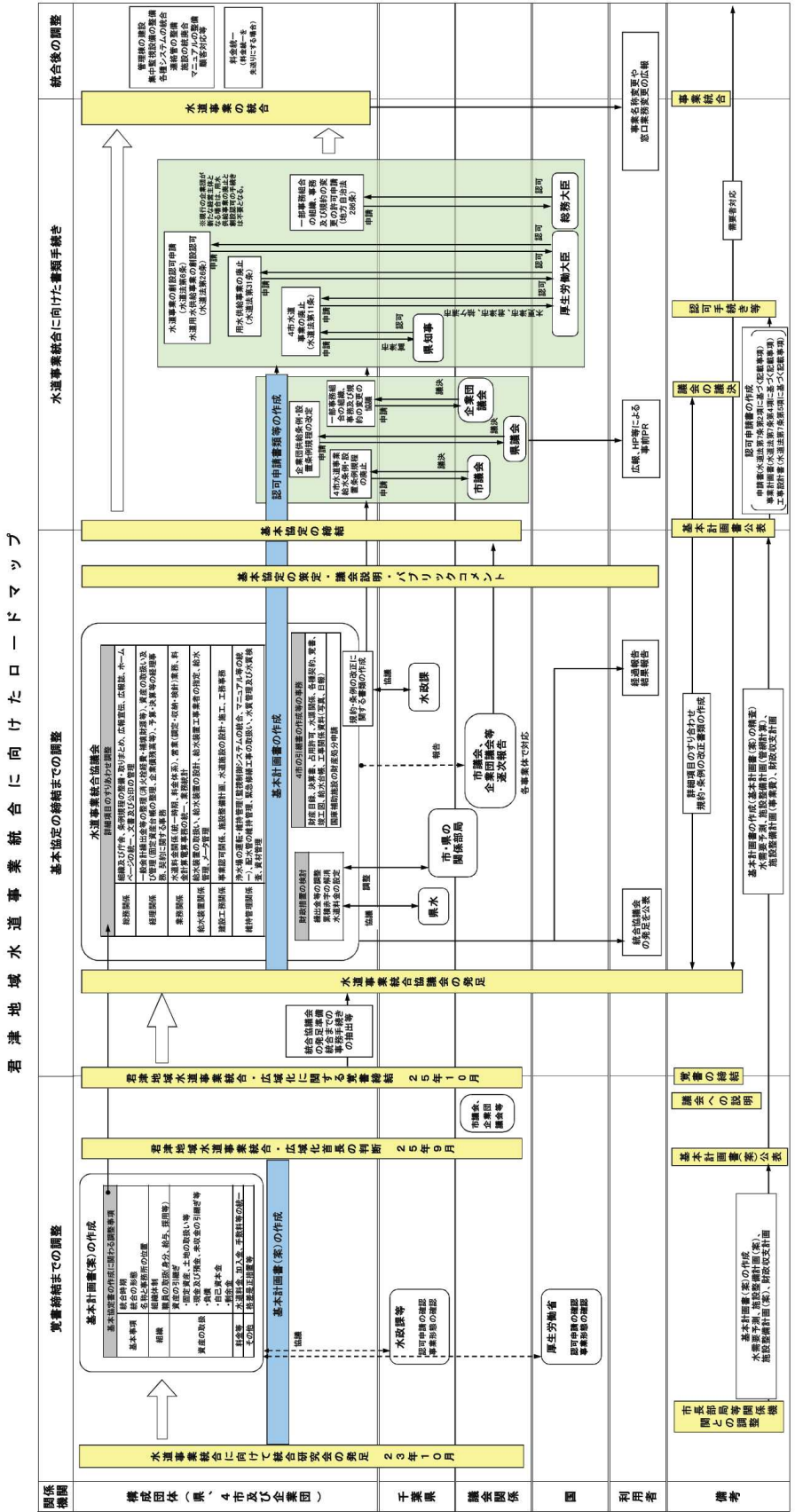
出典：君津地域水道事業統合広域化基本計画書（案）

(4) 今後の広域化実現に向けたスケジュール（ロードマップ）

現在、統合・広域化基本計画の策定及び協議検討を進めることに関する覚書を交わした段階である。今後は水道事業統合協議会を発足し、次ページに示すロードマップにしたがって事業統合に向けた調整を行っていく予定である。

(5) 事業統合までに実施する広域化メニュー

事業統合を前提とした検討を進めており、統合までに別の広域化メニューを実施する予定はない。



水道事業統合に向けたロードマップ (君津広域水道企業団と構成4市)

小諸市、小諸市外二市御牧ヶ原水道組合

1. 事業の概要

小諸市と小諸市外二市御牧ヶ原水道組合は、平成24年12月12日に、御牧ヶ原水道の給水地区における簡易水道事業を小諸市上水道事業へ事業統合することの基本合意書を締結した。その後、御牧ヶ原水道給水地区の住民に対して説明会を行い、平成27年4月を目標に事業統合することとなった。その構成団体の概要は次のとおりである。

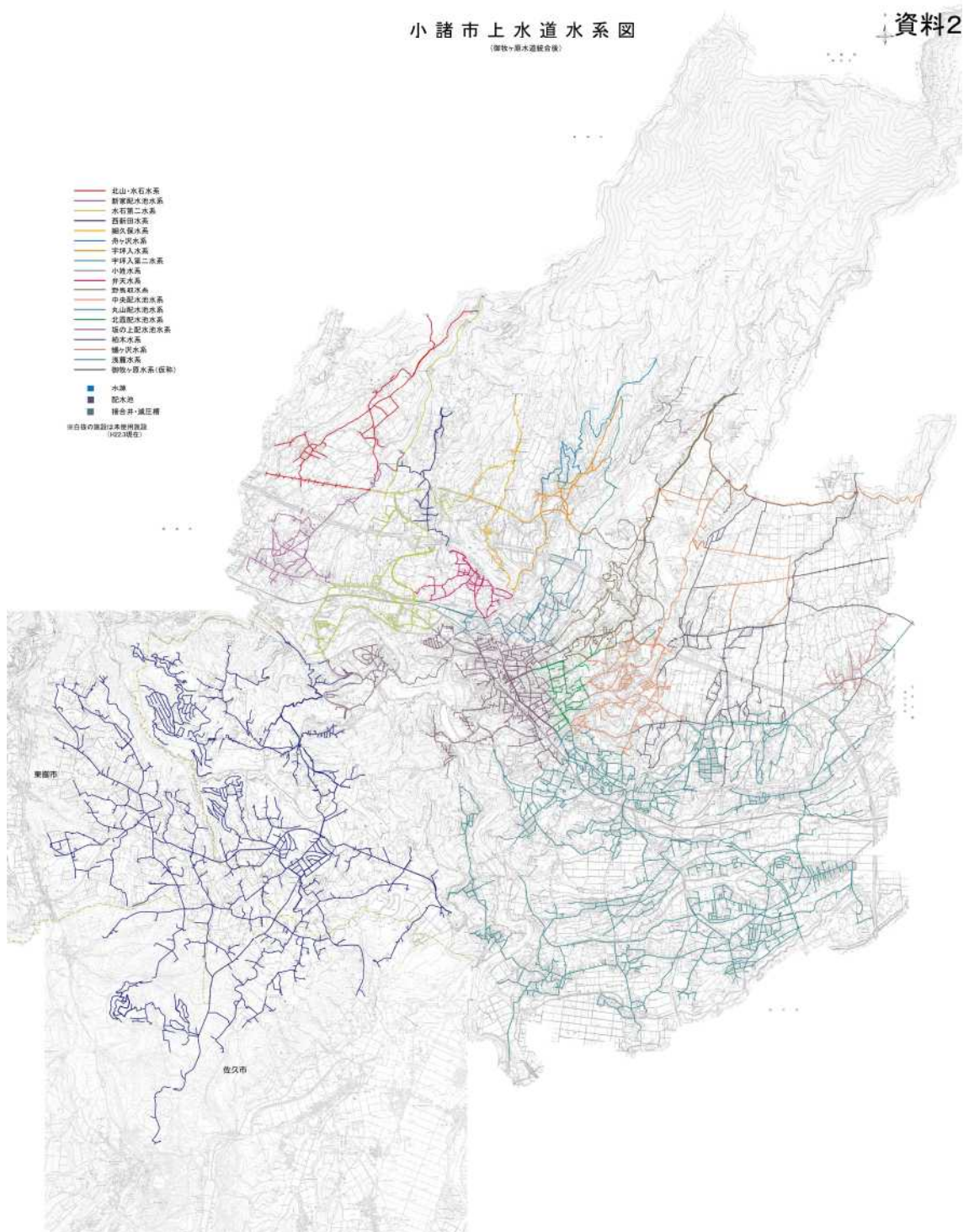
事業体名	小諸市 小諸市外二市御牧ヶ原水道組合				
都道府県	長野県				
事業統合の形態	水平統合				
事業統合年度	平成27年度				
構成団体	①小諸市水道事業 ②小諸市外二市御牧ヶ原水道組合 (小諸市、佐久市、東御市の3市が協力して運営)				
直近の認可	単位	①	②		計
目標年度		平成30年度	—		—
計画給水人口	人	42,800	2,550		45,350
計画一日最大給水量	m ³ /日	26,930	2,340		29,270
平成23年度実績	単位	①	②		計
給水人口	人	41,564	2,423		43,987
一日最大給水量	m ³ /日	25,656	1,433		27,089
職員数	事務職	人	14	1	15
	技術職	人	4		4
	技能職	人	0		0
	計	人	18	1	19

位置図



※直近の認可及び平成23年度実績は、①は水道統計（平成23年度、社団法人日本水道協会）、②は簡易水道事業年鑑（平成23年度、総務省）より。

●上水道水系図（御牧ヶ原水道統合後）



(出典：小諸市水道ビジョン)

2. 事業の沿革

構成団体の沿革は、次のとおりである。

事業体名 創設認可 年月日	小諸市		小諸市外二市御牧ヶ原水道組合	
	年月日	内容	年月日	内容
	T11. 2. 3	創設 計画給水人口9,000人 計画一日最大給水量1,350m ³ /日	S38. 5. 30	創設 計画給水人口2,000人 計画一日最大給水量300m ³ /日
	S 3. 10. 25	第1次拡張事業変更認可 計画給水人口14,000人 計画一日最大給水量2,100m ³ /日	S44. 11. 28	第1次拡張事業変更認可 計画給水人口3,000人 計画一日最大給水量450m ³ /日
	S32. 6. 20	第2次拡張事業変更認可 計画給水人口19,700人 計画一日最大給水量4,925m ³ /日	S47. 10. 11	第2次拡張事業変更認可 計画給水人口3,000人 計画一日最大給水量600m ³ /日
	S37. 3. 22	第3次拡張事業変更認可 計画給水人口29,450人 計画一日最大給水量7,863m ³ /日	S53. 3. 17	第3次拡張事業変更認可 計画給水人口2,700人 計画一日最大給水量2,252m ³ /日
	S41. 11. 11	第4次拡張事業変更認可 計画給水人口34,000人 計画一日最大給水量10,200m ³ /日	H5. 12. 15	第4次拡張事業変更認可 計画給水人口2,550人 計画一日最大給水量2,340m ³ /日
	S49. 6. 28	第5次拡張事業変更認可 計画給水人口34,000人 計画一日最大給水16,300m ³ /日		
沿革	S51. 7. 22	第6次拡張事業変更認可 計画給水人口37,500人 計画一日最大給水量20,000m ³ /日		
	S57. 11. 1	第7次拡張事業変更認可 計画給水人口39,000人 計画一日最大給水量26,000m ³ /日		
	H 1. 10. 11	第8次拡張事業変更認可 計画給水人口40,000人 計画一日最大給水量26,500m ³ /日		
	H11. 8. 31	第9次拡張事業変更認可 計画給水人口43,800人 計画一日最大給水量32,600m ³ /日		
	H15. 3. 25	第10次拡張事業変更認可 計画給水人口43,900人 計画一日最大給水量32,800m ³ /日		
	H21. 3. 31	第11次拡張事業変更認可 計画給水人口42,800人 計画一日最大給水量26,930m ³ /日		

3. 事業統合を目指す主たる理由

事業統合を目指す主たる理由は、次のとおりである。

■ 水源の確保・多元化、料金格差の是正

(具体的理由)

御牧ヶ原簡易水道の水源である表流水の取水量及び水質が不安定であり、また、広大な給水面積に対し給水人口が少ないことから経営効率が悪く、構成市の負担がなければ老朽化した施設の更新も困難な状況である。

4. 事業統合に向けた過程

(1) 事業統合の検討主体

事業統合の検討主体は、次のとおりである。

➤ 中核となった規模の大きい水道事業者

具体的には、小諸市水道事業である。

(2) 事業統合に向けた検討経緯

①経緯

事業統合に向けた検討の経緯は、次のとおりである。

年月	事業統合関連事項 (会議等の名称)	左記の内容 (会議等の検討項目)	出席者
平成21年7月	御牧ヶ原水道組合担当部課 長会議	基本計画書に基づく問題点の確認 と今後の対応について	構成市担当部課長
平成23年3月	御牧ヶ原水道組合担当部課 長会議	大規模事業者への統合を基本方針 して検討することを確認	構成市担当部課長
平成23年11月	構成市理事者会議	小諸市上水道事業へ編入を基本と して具体的検討に入ることを確認	構成市市長、担当部課 長

②協議会や検討会等の設置状況

事業統合に重点を置いた協議会や検討会等については、特に設置していない。

(3) 事業統合を進める中で生じた課題とその解決策

事業統合を進める中で生じる課題の抽出とその解決策については、現在検討中である。

(4) 今後の広域化実現に向けたスケジュール（ロードマップ）

事業統合は平成27年度を予定しているが、具体的なスケジュール等については現在作成中である。

(5) 事業統合までに実施する広域化メニュー

事業統合までに別の広域化メニューを実施する予定はない。

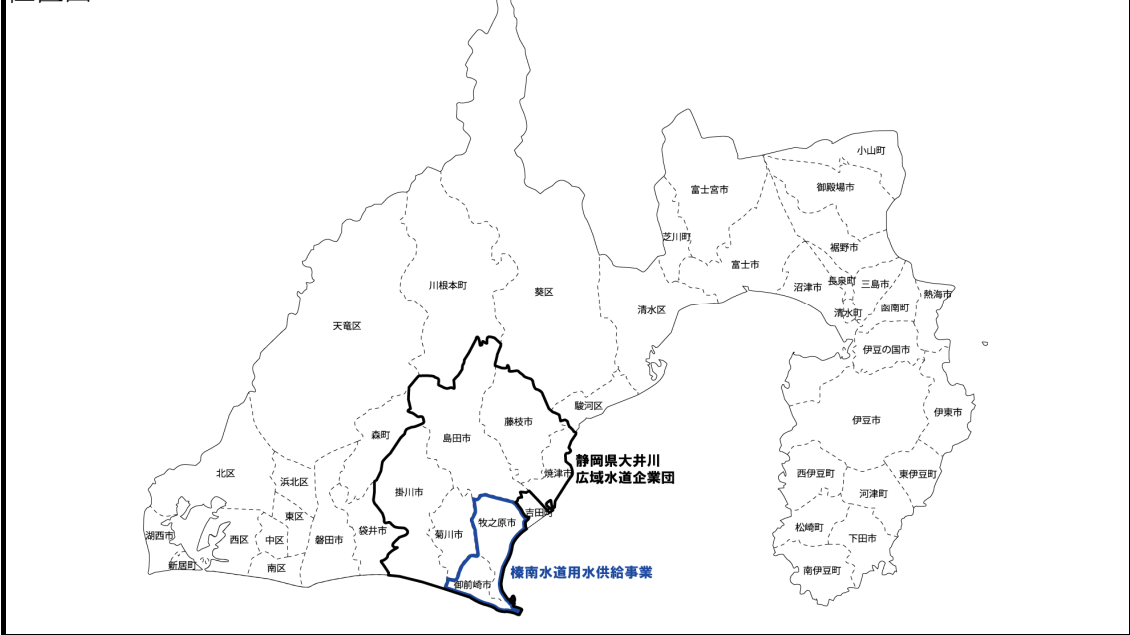
榛南水道用水供給事業、大井川広域水道用水供給事業

1. 事業の概要

「静岡県水道整備計画基本構想」の基本的な考え方を受けて策定された「大井川地域広域的水道整備計画」では、水道用水供給施設を統合することを基本方針としており、これにしたがって、榛南水道用水供給事業を大井川広域水道用水供給事業に統合を図るものである。事業統合を目指す構成団体の概要は、次のとおりである。

事業体名		榛南水道用水供給事業、大井川広域水道用水供給事業					
都道府県		静岡県					
事業統合の形態		水平統合					
事業統合年度		未定					
構成団体		①榛南水道用水供給事業（静岡県企業局） ②大井川広域水道用水供給事業（静岡県大井川広域水道企業団）					
直近の認可		単位	①	②			計
目標年度			平成25年度	平成25年度			—
計画給水人口		人	—	—			0
計画一日最大給水量		m ³ /日	27,000	321,400			348,400
平成23年度実績		単位	①	②			計
給水人口		人	—	—			—
一日最大給水量		m ³ /日	20,600	119,369			139,969
職員数	事務職	人	0	11			11
	技術職	人	5	12			17
	技能職	人	0	0			0
	計	人	5	23	0	0	28

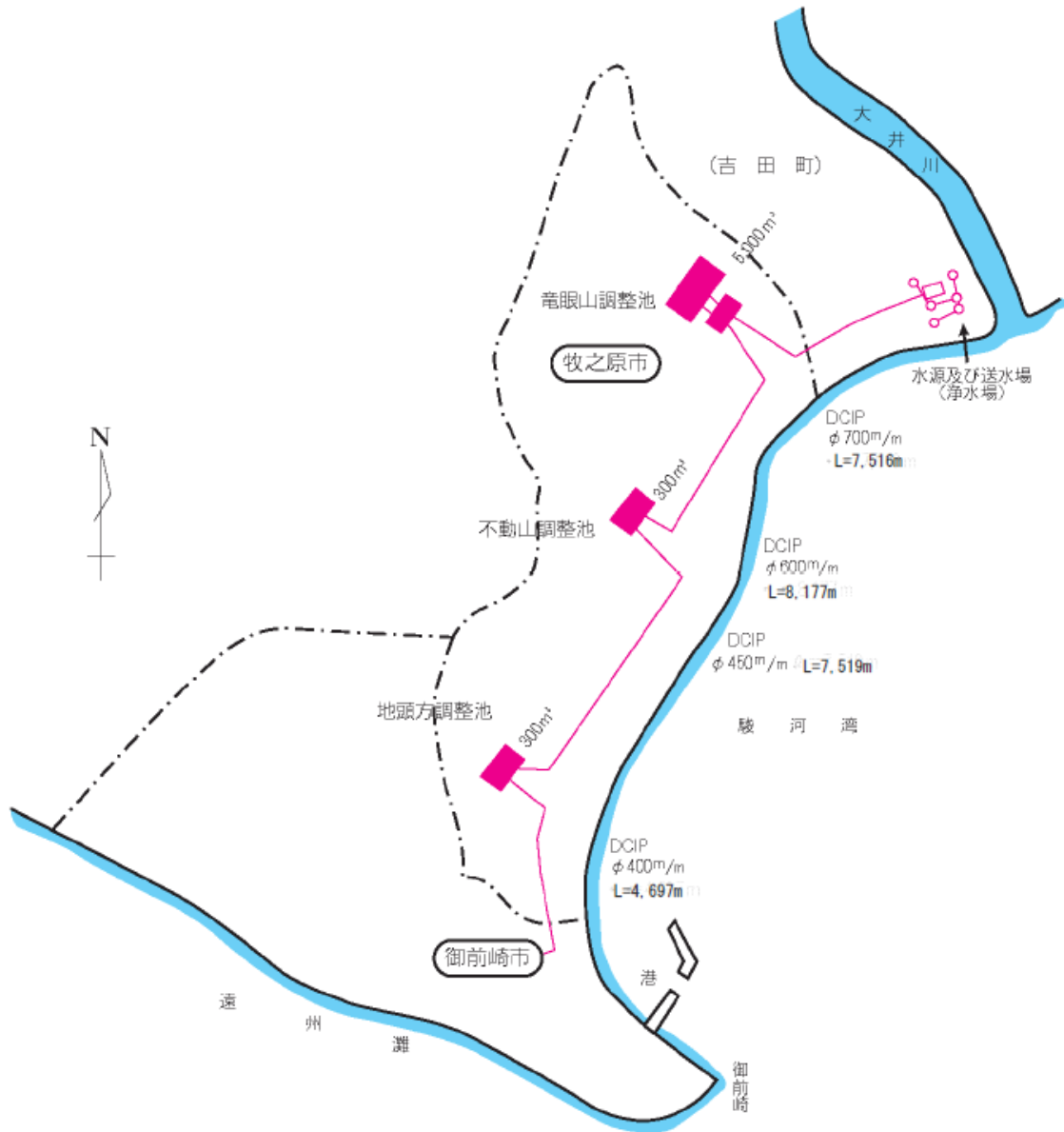
位置図



※直近の認可及び平成23年度実績は水道統計（平成23年度、社団法人日本水道協会）より。

〔榛南水道用水供給事業〕

●事業概要



(出典：企業局地域水道ビジョン 平成 21 年 5 月策定)

〔大井川広域水道用水供給事業〕

●事業概要

事業計画

区分	認可計画	H19事業再評価
目標年次	平成25年度	平成37年度
給水対象	4市10町1企業団	7市2町1企業団
給水人口	747,400人	602,620人
1日最大供給水量	321,400m ³	160,700m ³
工期	平成17年度	平成25年度
事業費計	1,175億円	595億円
1期事業	475億円	475億円
2期事業	700億円	120億円

供給水量計画

(単位：m³)

	計画水量	融通後水量	増減 (融通水量)
左岸系 用水供給水量	75,200	55,200	△ 20,000
右岸系 用水供給水量	85,500	105,500	20,000
計	160,700	160,700	0



(出典：企業団地域水道ビジョン 平成 21 年 2 月策定)

2. 事業の沿革

構成団体の沿革は、次のとおりである。

事業体名	榛南水道用水供給事業（静岡県企業局）		静岡県大井川広域水道企業団	
創設認可年月日	S42. 3. 29		S52. 9. 29	
	年月日	内容	年月日	内容
沿革	S42. 3. 29	創設認可 計画給水人口60,000人 計画一日最大給水量27,000m ³ /日	S52. 2. 28	自治大臣から企業団の設立許可
	S42. 9	給水開始（10,000m ³ /日）	S52. 9. 29	厚生大臣から事業認可 計画給水人口531,700人 計画一日最大給水量160,700m ³ /日
	S47. 3. 31	第1回変更認可 計画給水人口60,000人 計画一日最大給水量27,000m ³ /日	S63. 4	4市6町に一部給水開始
	S61. 2. 13	第2回変更認可 計画給水人口73,600人 計画一日最大給水量27,000m ³ /日	H3. 4	4市10町に給水
	H16. 10. 22	第3回変更認可 計画給水人口54,410人 計画一日最大給水量27,000m ³ /日	H7. 11. 30	第1回変更認可 計画給水人口747,400人 計画一日最大給水量321,400m ³ /日

3. 事業統合を目指す主たる理由

事業統合を目指す主たる理由は、次のとおりである。

■ その他

（具体的理由）

- 国（厚生省・当時）は、昭和 52 年の水道法の改正により広域的水道整備計画に関する規定を設け、同年度に県は「静岡県水道整備計画基本構想」を策定し、県内に4つの水道広域圏を設定し、圏域内の水道を一元化する方針を示した。
- 昭和 52 年 9 月の大井川広域水道用水供給事業の認可申請の際に、知事から厚生大臣あての認可申請進達書で、既設の榛南水道用水供給事業と統合する旨を明記している。
- 昭和 53 年度に県は「大井川地域広域的水道整備計画」を策定し、その中で「大井川水道用水供給施設を新たに布設し、既存の水道用水供給施設と統合して計画区域への水道用水供給事業を実施する。」と記載している。
- 昭和 61 年、平成 16 年の榛南水道用水供給事業の変更認可手続きにおいて、統合に向けた取組について厚生労働省から指導を受けている。
- 平成 6 年度の「大井川地域広域的水道整備計画」においては、経営計画の項目で、「大井川広域水道用水供給事業と榛南水道用水供給事業を統合し、経営の合理化、健全化に努める。」と表記している。
- 平成 7 年の大井川広域水道用水供給事業の変更認可手続きにおいて、統合に向けた取組について厚生労働省から指導を受けている。

4. 事業統合に向けた過程

(1) 事業統合の検討主体

事業統合の検討主体は、次のとおりである。

▶ 中核となった規模の大きい水道事業者

具体的には、静岡県大井川広域水道企業団である。

(2) 事業統合に向けた検討経緯

①経緯

事業統合に向けた検討の経緯は、次のとおりである。

年月	事業統合関連事項 (会議等の名称)	左記の内容 (会議等の検討項目)	出席者
平成16年度 9月13日	課長会議	・経緯と課題について情報交換	県水利用室、県企業局、 大井川広域水道企業団
平成17年度		・財産譲渡について、企業局は「有償譲渡」、企業団は「無償譲渡」が原則としてそれぞれ考え方を整理	
平成18年度 8月3日	課長会議	・財産譲渡協議（平行線） ・譲渡に係る合意が困難であり22年度の統合目標は取下げ ・基本的に統合協議は継続	県水利用室、県企業局、 大井川広域水道企業団
8月17日	課長会議	・維持管理業務委託の取扱い ・統合問題の取扱い	
平成21年度 10月28日	管理者協議	・榛南水道維持管理業務の受託を企業団から取止めの申入れ ・統合協議は継続	県水利用室、県企業局、 大井川広域水道企業団
平成23年度 10月21日	管理者協議	・25年度以降に協議を再開	県企業局、大井川広域水道企業団

②協議会や検討会等の設置状況

事業統合に重点を置いた協議会や検討会等については、特に設置していない。

(3) 事業統合を進める中で生じた課題とその解決策

事業統合を進める中で生じる課題の抽出とその解決策については、現在検討中であり、以下のような状況にある。

- 統合の対象となる財産の譲渡方法について、双方の意見が合意に達していない。
- その他、統合に向けた課題の掘下げ、具体的な検討を行う必要がある。

(4) 今後の広域化実現に向けたスケジュール（ロードマップ）

協議は継続するものの明確なスケジュールは未定である。

(5) 事業統合までに実施する広域化メニュー

事業統合までに別の広域化メニューを実施する予定はない。

大阪広域水道企業団

1. 大阪広域水道企業団の概要

近年、水需要の減少により料金収入が減少する一方で、施設更新等に必要な財政負担が増加するなど、府域水道事業を取りまく経営環境は厳しくなっている。

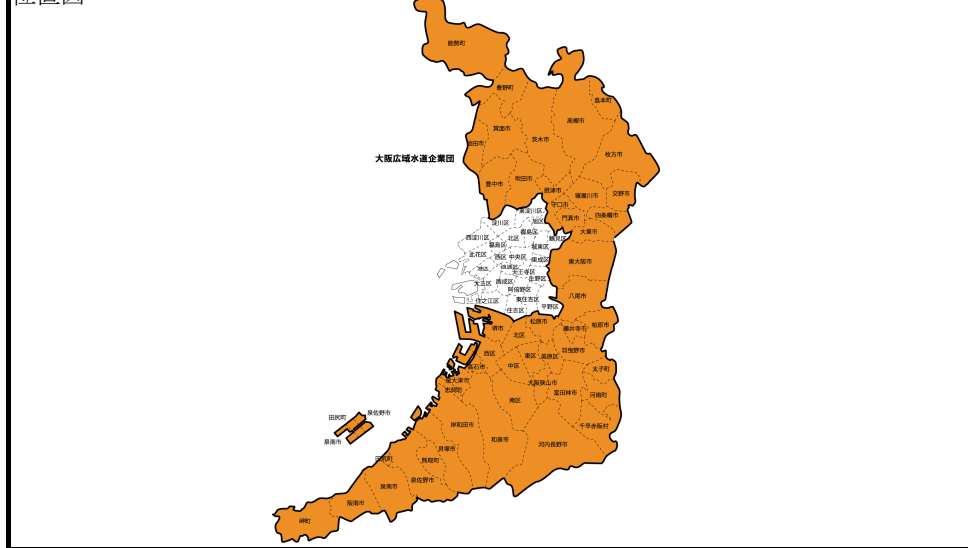
こうした変化に対応し、市町村との連携拡大や広域化により効率的な事業運営を行うため、大阪市を除く府内 42 市町村で、一部事務組合である大阪広域水道企業団を設立し、旧大阪府水道部の水道用水供給事業と工業用水道事業を承継して、平成 23 年 4 月 1 日から事業を開始した。

水道用水供給事業では、大阪市を除く府内 42 市町村に年間約 5 億 3,000 万 m³（給水区域における総使用量の約 7 割）の水道用水を供給している。

また、工業用水道事業では、製造業をはじめ、電気・ガス・熱供給事業など、府内の企業約 440 社に対して、冷却用や洗浄用等に利用する工業用水を供給している。

事業体名	大阪広域水道企業団		
都道府県	大阪府		
事業統合の形態	垂直統合		
事業統合年度	未定		
構成団体	大阪市を除く府内全 42 市町村		
直近の認可	単位	計	
目標年度		—	
計画給水人口	人	—	
計画一日最大給水量	m ³ /日	1,750,000	
平成23年度実績	単位	計	
給水人口	人	—	
一日最大給水量	m ³ /日	1,658,733	
職員数	事務職	人	62
	技術職	人	301
	技能職	人	0
	計	人	363

位置図



※直近の認可及び平成23年度実績は水道統計（平成23年度、社団法人日本水道協会）より。

2. 構成団体の概要

構成団体の概要は、次表のとおりである。

事業体名	創設事業		直近の認可(届出)					平成23年度実績					
	給水開始年月	計画給水人口(人)	年月日	事業の分類	目標年度	計画給水人口(人)	計画一日最大給水量(m ³ /日)	給水人口(人)	一日最大給水量(m ³ /日)	職員数(人)			
										事務職	技術職	技能職	計
堺市	M43/04	60,000	H20/03/31	15拡変	H27	843,800	355,000	843,549	302,830	125	135	0	260
岸和田市	S16/08	40,000	H18/03/31	6拡変	H27	221,100	104,500	198,406	76,500	27	21	9	57
豊中市	S03/06	15,000	S47/03/31	4拡変	S50	502,000	216,575	390,286	137,335	39	78	26	143
池田市	S13/11	35,000	H05/12/03	6拡	H22	117,500	69,000	103,434	40,014	19	20	19	58
吹田市	S02/08	30,000	H22/03/29	6拡4	H27	368,900	155,100	357,664	129,110	48	97	0	145
泉大津市	S04/01	13,000	H19/03/27	6拡	H22	81,000	43,700	77,167	28,724	9	10	3	22
高槻市	S18/05	1,500	H24/03/14	7拡2	H27	360,100	126,200	354,908	119,830	38	52	17	107
貝塚市	S11/04	18,000	H21/01/29	7拡	H27	96,100	39,800	90,306	33,171	11	19	10	40
守口市	T14/10	5,500	H19/08/01	7拡変	H27	150,000	65,200	145,581	55,040	26	51	0	77
枚方市	S09/02	12,000	H05/03/24	7拡変	H15	419,000	206,800	406,790	151,640	32	85	21	138
茨木市	S04/04	10,000	H20/10/29	9拡変	H27	276,000	111,000	276,120	91,178	18	23	30	71
八尾市	S14/04	15,000	H07/07/27	6拡	H15	300,000	153,000	270,900	107,687	44	63	0	107
泉佐野市	S33/04	23,500	H19/04/01	5拡変	H15	107,400	102,100	100,365	45,100	11	13	6	30
富田林市	S10/09	5,000	H21/05/11	6拡3	H27	125,600	56,200	117,951	46,516	12	32	0	44
寝屋川市	S24/05	3,500	H02/12/25	6拡変	H15	273,000	129,000	238,558	81,496	32	30	3	65
河内長野市	S09/07	4,000	H22/03/17	—	H30	114,842	45,626	111,028	38,845	19	17	0	36
松原市	S30/12	27,000	S57/03/31	3拡	H22	150,000	61,500	123,253	42,106	12	14	1	27
大東市	S07/05	6,000	H03/03/30	5拡	H12	141,000	70,000	126,515	47,431	18	16	0	34
和泉市	S30/09	19,200	H22/02/02	4拡2	H27	199,600	77,400	183,942	61,493	14	25	0	39
箕面市	S26/08	20,000	H23/03/23	5拡4	H27	135,100	48,200	131,183	45,183	15	16	17	48
柏原市	S18/03	11,000	H18/03/23	4拡	H20	79,400	41,000	75,149	30,276	8	17	0	25
羽曳野市	S03/05	2,500	H22/11/22	—	H32	116,600	46,200	113,587	42,135	14	20	0	34
門真市	S40/04	151,130	S61/03/19	2拡	H07	151,130	72,000	128,647	47,510	21	12	8	41
摂津市	S31/04	11,250	S57/03/11	4拡	H02	93,000	57,400	84,522	32,700	12	12	14	38
高石市	S15/05	14,000	S58/02/09	5拡	H02	73,500	37,900	58,756	21,990	12	13	0	25
藤井寺市	S35/04	40,000	S58/03/29	4拡	S64	73,000	34,000	66,947	23,542	8	12	0	20
東大阪市	S07/03	41,000	H22/03/18	4拡2	H23	548,170	295,000	507,382	190,620	71	77	0	148
泉南市	S34/12	19,000	H24/03/30	8拡	H28	64,600	28,500	62,687	24,130	8	14	0	22
四條畷市	S34/04	11,000	H12/03/31	5拡	H15	60,000	25,400	57,220	19,279	8	11	0	19
交野市	S31/04	3,500	H13/11/26	6拡	H22	92,100	38,500	77,075	24,952	17	12	0	29
大阪狭山市	S36/03	11,000	H21/04/13	2拡2	H27	61,000	26,700	57,943	20,830	7	10	0	17
阪南市	S54/04	46,000	H08/03/29	3拡	H15	74,000	38,000	56,126	20,415	11	6	0	17
島本町	S33/09	16,000	H20/06/24	4拡変	H27	32,100	11,700	29,945	10,380	6	3	2	11
豊能町	S57/04	22,000	H13/03/30	1拡	H22	35,000	16,000	21,320	7,909	4	2	4	10
能勢町	H19/04	16,500	H13/03/30	創設	H22	16,500	7,200	10,761	3,522	3	1	0	4
志岡町	S11/03	8,600	S45/03/31	4拡	S50	20,000	8,800	17,939	6,672	2	1	0	3
熊取町	S38/03	20,000	H02/06/11	5拡	H12	58,100	26,100	44,452	15,762	8	5	0	13
田尻町	S33/05	8,700	H01/06/26	3拡	H12	13,600	6,800	8,452	3,060	1	3	4	8
岬町	S30/11	6,500	H21/02/25	5拡変	H27	21,600	9,490	16,977	8,197	3	1	1	5
太子町	S51/04	20,000	H15/03/20	2拡	H22	17,000	7,000	14,166	4,689	5	1	0	6
河南町	S45/04	16,000	H14/03/08	3拡	H22	20,800	10,700	16,750	6,106	3	3	0	6
千早赤阪村	S43/11	5,500	S62/03/31	2拡変	H12	9,400	3,740	5,477	2,089	3	0	1	4
合計	—	864,380	—	—	—	6,712,642	3,084,031	6,180,186	2,247,994	804	1,053	196	2,053

※認可及び平成23年度実績は水道統計(平成23年度、社団法人日本水道協会)より。

3. 大阪広域水道企業団が目指す広域化の目標（府域一水道）

広域化の推進に当たっては、関係市町村を広域的な視点でリードする存在、すなわち「広域化の核」が不可欠である。この点、府域においては大阪市を除く全域に大阪広域水道企業団を通じた広域的な水道システムが整備されていることから、当該企業団が中心となって、「府域一水道」の実現を目指して広域化が進められている。

なお、大阪府内では43の市町村が水道事業を運営しているが、水道施設や料金の格差、自己水源の保有状況等、それぞれの事情が異なっており、市町村によって広域化の緊急性に違いがある。こうしたことから、「府域一水道」の実現までの期限は設けておらず、協議の整ったところから、順次、統合していくこととしている。

4. これまでの広域化の取組み

上記のとおり、大阪府内では市町村によって広域化の緊急性に違いがあるため、大阪広域水道企業団では、連携に取り組みやすく、かつ、効果が大きいと考えられる分野から、事務の共同処理や水道事業の受託などの手法により広域化を進めることを基本とし、協議の整ったところから、順次、統合していくこととしている。

これまでの取組内容は、次のとおりである。

(1) 河南水質管理ステーションの設置

従来、府内42市町村では個々に水質管理を実施してきたが、大阪広域水道企業団と大阪府河南地域の10市町村とで連携して地域における全ての水質管理を共同で実施する府内初の広域的な水質管理拠点を設置し、平成25年4月1日から運用を開始した。

本拠点でマンパワーや分析機器を共有化することにより、地域の市町村水道事業に係る水質検査、水質管理の充実を図っていくこととしている。

- ① **対象団体** : 富田林市、河内長野市、松原市、柏原市、羽曳野市、藤井寺市、大阪狭山市、太子町、河南町、千早赤阪村
- ② **設置場所** : 河内長野市日野浄水場及び柏原市玉手浄水場内
- ③ **設置時期** : 平成25年4月1日
- ④ **実施業務** : 水質検査及び水質管理全般
- ⑤ **運営体制** : 大阪広域水道企業団の職員及び市町村からの派遣職員で構成し、大阪広域水道企業団が代表して運営（事業費は10市町村が按分して負担）

(2) 市町村水道事業の個別業務（設計・工事）の受託

大阪広域水道企業団では、府域水道事業を取り巻く課題に対応し、事業の効率化や技術力を確保していくため、水道事業の受託・技術的支援を行うこととしており、平成 25 年度から市町村水道事業の個別業務（設計・工事）の受託を開始した。

平成 25 年度は 1 件を受託、平成 26 年度は新たに 2 件を受託し、合計 3 件の設計・工事を実施していく。

①河南町 大宝低区及び高区配水池の耐震化に係る実施設計・工事

- ・ 総事業費（概算） 約 3～4 億円（河南町からの委託料収入により実施）
- ・ 事業スケジュール（予定）

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
低区実施設計	→			
高区実施設計		→		
低区 工事			→	
高区 工事				→

②藤井寺市 道明寺浄水場の更新に係る実施設計・工事

- ・ 総事業費（概算） 13 億円程度（藤井寺市からの委託料収入により実施）
- ・ 事業スケジュール（予定）

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28～32 年度
調査	→		
実施設計	→	→	
工事			→

③島本町 大藪浄水場 監視制御設備等の更新に係る実施設計・工事

- ・ 総事業費（概算） 約 4～5 億円（島本町からの委託料収入により実施）
- ・ 事業スケジュール（予定）

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
実施設計	→	→		
工事			→	→

(3) 大阪市との統合協議

大阪市から「大阪広域水道企業団と統合したい」旨の申入れがあったことから、平成26年4月の統合を目指して（協議開始当初は平成25年度前半での統合を目指して）協議が進められてきた。

平成25年4月23日の「43市町村の首長会議」においては、両者の統合案について、43市町村の首長全員の了承を得るに至ったが、平成25年5月24日の大阪市の5月定例会において、大阪維新の会を除く会派が「市民にメリットがない」として統合に関する議案に反対し、否決となった。

その後、平成25年6月19日に開催された大阪市戦略会議において「統合案と大阪市の意見との隔たりが大きい」として、大阪市の「大阪広域水道企業団との統合協議は一旦中止し、民営化の検討を進める」ことを決定した。

こうしたことを受けて、大阪広域水道企業団も構成団体である42市町村と協議を行い、「大阪市との統合協議は一旦中止する」ことを決定した。

なお、統合協議の主な経過は、次のとおりである。

日付	内容
平成23年12月23日	大阪市戦略会議 ・ 大阪市水道局が企業団との統合に向けたロードマップ等を示し、大阪市長の了承を得る。
平成24年1月16日	大阪広域水道企業団 企業長・大阪市長 会談 ・ 首長の代表による検討委員会を設置し、協議を開始すること等を確認。
平成24年1月31日	平成23年度 42市町村の首長会議 ・ 水道事業統合検討委員会の設置等を決定。
平成24年2月1日	「大阪広域水道企業団・大阪市 水道事業統合検討委員会」を設置
平成24年3月26日	第1回 水道事業統合検討委員会 ・ 府域一水道は中長期での議論とし、まずは「企業団と大阪市との統合」について検討すること等を確認。
平成24年8月10日	第2回 水道事業統合検討委員会 ・ 大阪市長が「大阪市が統合を判断するためには、一定期間内に市町村水道事業も統合する、いわゆる『府域一水道』の実現について、43市町村長の方針確認が必要」と提案。 ・ これまでの検討経過をまとめた「中間報告（案）」について議論できず。

日 付	内 容
平成 24 年 8 月 24 日	<p>第 1 回 43 市町村の首長会議</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 府域一水道の期限を切るとの結論には至らなかったものの、今後、府域一水道について各市町村がどのように考えているかを整理していくことを確認。 ・ 「中間報告（案）」について、「大阪市柴島浄水場の上系を廃止。用水供給事業会計と大阪市域水道事業会計との統合なし。大阪市域水道事業で発現する統合メリット（18年間で221億円のメリット発現）は43市町村で共有」をベースに検討を進めていくこと等を確認。
平成 24 年 10 月 22 日	<p>第 3 回 水道事業統合検討委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 大阪市長からの新たな提案（企業団が大阪市に提示した3つの統合条件について、企業団と統合する際の共通の条件・ルールとすることを42市町村長に確認いただけるのであれば、府域一水道の期限を切るとは求めない）を議論。 ・ 「大阪市との統合条件を含め、府域一水道に向けた課題・統合条件について議論を開始すること」等を確認。
平成 25 年 1 月 25 日	<p>平成 24 年度 42 市町村の首長会議</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 企業団が大阪市に提示した3つの統合条件を含め、次の4つの条件を企業団と統合する際の共通条件とすることを確認。 <ol style="list-style-type: none"> ① 資産は、負債を含めて無償で承継する。 ② 技能職員は引き継がない。 ③ 外郭団体は引き継がない。 ④ 土地の利活用については、水道事業で使用しない土地の売却は企業団が実施するが、跡地利用の計画立案のイニシアティブは企業団に資産を引き継いだ市町村が持つ。
平成 25 年 2 月 18 日	<p>第 4 回 水道事業統合検討委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「統合素案」を審議。 ・ 1月25日の「42市町村の首長会議の結果」や「大阪市域水道事業で発現する統合メリットは、全額を43市町村で共有すること（ただし、使途については継続協議とすること）」等を確認。
平成 25 年 2 月 24 日	<p>第 2 回 43 市町村の首長会議</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「統合素案」について審議。全会一致で了承を得る。 ・ 4月以降に「統合メリットの使途」について議論すること等を確認。
平成 25 年 3 月 7 日	<p>大阪市長 定例記者会見</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「統合素案」に対し、大阪市会各会派から厳しい意見が出ていることを受け、大阪市長が「この状況を受け、考えるのは企業団側だ。企業団側が譲歩すべき。」といった旨発言。

日付	内容
平成 25 年 4 月 15 日	第 5 回 水道事業統合検討委員会 ・ 「統合素案」を修正（→統合メリット 221 億円全額を大阪 市域水道事業で活用することに修正）
平成 25 年 4 月 23 日	第 3 回 43 市町村の首長会議 ・ 修正後の「統合案」について審議。全会一致で了承を得る。
平成 25 年 5 月 24 日	大阪市会 5 月定例会 ・ 大阪維新の会を除く会派が「市民にメリットがない」とし て統合に関する議案に反対し、否決となる。
平成 25 年 6 月 19 日	大阪市戦略会議 ・ 「統合案と大阪市会における意見との隔たりが大きい」と して、大阪市が「企業団との統合協議は一旦中止し、民営化 の検討を進める」ことを決定。
平成 25 年 7 月 10 日	企業団・42 市町村で協議し、大阪市との統合協議は一旦中止 することを決定

【参考：各会議の役割】

43 市町村の首長会議	企業団と大阪市との水道事業統合案について協議
水道事業統合検討 委員会	43 市町村の首長会議に付議する案件を協議 ※首長の代表 8 人で組織 (堺市長、茨木市長、東大阪市長、大阪狭山市長、泉南市長、 千早赤阪村長[前任：能勢町長]、豊中市長、大阪市長)

(4) 新たな統合協議の開始

大阪市との統合協議は一旦中止となったが、大阪広域水道企業団としては、府域一水道を目指していくことに変わりはなく、引き続き企業団構成市町村との議論を深め、広域化を推進していくとしており、平成 26 年 4 月から千早赤阪村との統合協議を開始する。

また、他にも「平成 26 年 4 月から大阪広域水道企業団との統合協議を開始したい」との意向を示している団体があり、現在、当該団体において内部調整が行われている（平成 26 年 2 月現在）。調整が整えば、こうした団体とも協議していくこととなる。

(5) 今後の課題

府域水道事業の経営環境が厳しさを増す中で、水道施設を計画的に更新し、住民サービスの維持・向上を図りつつ、料金値上げの抑制と水道事業の運営基盤を強化していくには、出来るだけ早期に「府域一水道」を実現し、事業の効率化を図ることが重要である。

しかしながら、「府域一水道」を実現する期限は設けられておらず、協議の整ったところから順次、統合を進めていくこととされているため、府域の水道事業全体として最も効率的・効果的な体制が確立されるまでには相当の期間を要することがあり得る。

統合までの準備期間をいかに短縮できるかが、今後の課題である。

香川県

1. 事業の概要

香川県では、給水収益の減少、香川用水の取水制限等への対応、水道施設の大規模更新や耐震化、職員の技術力の継承など県内の水道事業者が抱える課題に対応し、将来にわたり安全な水道水を安定的に供給できる運営基盤の確立を目指し、水道事業の広域化を推進している。

事業体名	香川県		
都道府県	香川県		
事業統合の形態	垂直統合及び水平統合		
事業統合年度	未定		
構成団体	香川県内の水道事業及び水道用水供給事業		
直近の認可	単位	計	
目標年度		—	
計画給水人口	人	1,006,720	
計画一日最大給水量	m ³ /日	807,365	
平成23年度実績	単位	計	
給水人口	人	966,652	
一日最大給水量	m ³ /日	635,332	
職員数	事務職	人	184
	技術職	人	237
	技能職	人	3
	計	人	424

内訳は別表に示す

内訳は別表に示す

位置図



※直近の認可及び平成23年度実績は水道統計（平成23年度、社団法人日本水道協会）より。

2. 事業の沿革

構成団体の沿革（創設事業と直近の認可）は、別表のとおりである。

〔別表〕 構成団体の概要と沿革

事業体名	創設事業		直近の認可(届出)				平成23年度実績						
	給水開始年月	計画給水人口(人)	年月日	事業の分類	目標年度	計画給水人口(人)	計画一日最大給水量(m ³ /日)	給水人口(人)	一日最大給水量(m ³ /日)	事務職	技術職	技能職	計
高松市	T10/09	75,000	H23/03/29	8 拡2	H42	411,500	155,500	415,562	150,464	45	113	1	159
丸亀市	T15/10	45,000	H20/07/03	9 拡	H28	111,000	58,300	110,290	46,370	18	20	0	38
坂出市	S10/04	25,000	S62/11/09	3 拡変	H12	76,300	45,000	54,415	26,195	17	11	0	28
善通寺市	S26/03	38,800	H19/04/01	5 拡	H28	34,000	14,300	33,265	12,437	5	5	0	10
観音寺市	S13/08	20,000	H22/04/01	5 拡変	H30	62,280	30,800	61,488	28,094	14	8	1	23
さぬき市	H14/04	58,504	H20/10/29	創設変	H28	54,790	27,700	51,066	21,121	15	0	0	15
東かがわ市	H15/04	36,200	H14/09/19	創設	H28	36,200	23,100	32,531	16,723	8	0	1	9
三豊市	H18/01	71,700	H22/01/04	創設変	H36	68,900	41,400	66,835	34,904	6	10	0	16
土庄町	S34/03	19,000	H09/03/28	6 拡	H23	17,000	10,400	13,646	7,608	7	0	0	7
小豆島町	S31/04	12,000	H20/03/21	6 拡変	H28	14,900	10,600	13,680	8,624	5	4	0	9
三木町	S38/09	11,900	H11/03/31	4 拡変	H28	28,200	14,600	27,361	10,227	6	0	0	6
宇多津町	S28/12	11,000	H12/05/19	4 拡	H22	19,100	13,600	18,395	7,427	2	1	0	3
綾川町	S30/04	5,000	H22/03/31	—	H37	25,000	10,800	23,547	9,612	8	0	0	8
琴平町	S12/10	6,000	H05/12/20	10 拡	H20	12,300	9,400	9,719	5,317	6	0	0	6
多度津町	S26/01	9,000	H10/04/30	5 拡	H24	23,650	18,400	23,275	11,792	4	3	0	7
まんのう町	H18/03	12,100	H21/03/31	創設変	H34	11,600	4,600	11,577	4,358	4	0	0	4
香川県	S49/08	—	H11/02/09	2 拡	H26	—	309,100	—	225,842	12	62	0	74
小豆地区広域行政組合	S50/08	—	S63/04/01	2 拡	H09	—	9,765	—	8,217	2	0	0	2
合計	—	456,204	—	—	—	1,006,720	807,365	966,652	635,332	184	237	3	424

※認可及び平成23年度実績は水道統計(平成23年度、社団法人日本水道協会)より。

3. 事業統合を目指す主たる理由

事業統合を目指す主たる理由は、次のとおりである。

- 水需給の不均衡解消
- 施設整備水準の向上
- 施設の統廃合・効率的な更新
- 人材確保・技術力確保
- 通常時の管理体制強化・緊急時体制の強化
- 水源の確保・多元化
- 更新等に必要な財源の確保・柔軟性ある事業計画
- 料金格差の是正

(具体的理由)

施設の統廃合・効率的な更新、更新等に必要な財源の確保・柔軟性ある事業計画

給水人口の減少に伴い、給水量・給水収益の減少が予測されることから、業務の効率化、水道施設の最適化を図り、経営基盤を強化する必要がある。

水需給の不均衡解消、水源の確保・多元化

香川用水の取水制限の頻発化や県内水源の供給力の低下に対応し、安定的な給水を確保するためには、広域的な観点から、香川用水・県内水源の一元管理、緊急時の水源確保や地域間の水融通を行う必要がある。

施設整備水準の向上

水道施設は大量に更新時期を迎えてきており、計画的な更新整備を図る必要がある。

施設整備水準の向上、通常時の管理体制強化・緊急時体制の強化

東南海・南海地震の発生に備えて、早急に耐震化を推進する必要がある。また、大地震等大規模災害に対応するため、全県的な応急・復旧など危機管理体制を整備する必要がある。

料金格差の是正

水道事業者間で水道料金や施設整備水準に格差があるため、サービス水準の平準化の観点から、調整措置を講じる必要がある。

人材確保・技術力確保

今後、水道事業に従事する職員が大量に定年退職する中で、職員数の最適化を図りながら、水道事業を管理運営する人材の確保や技術力の継承を図る必要がある。

4. 事業統合に向けた過程

(1) 事業統合の検討主体

事業統合の検討主体は、次のとおりである。

- 香川県広域水道事業体検討協議会（県と市町で構成される任意協議会）

(2) 事業統合に向けた検討経緯

①経緯

事業統合に向けた検討の経緯は、次のとおりである。

年月	事業統合関連事項 (会議等の名称)	左記の内容 (会議等の検討項目)	出席者
H22. 2. 13	第1回水道広域化専門委員会	専門委員会の設置、県内水道の概況について	専門委員
H22. 4. 9	第2回水道広域化専門委員会	水源地視察	専門委員
H22. 4. 10	同上	共同研究、調査内容等について	専門委員
H22. 7. 24	第3回水道広域化専門委員会	業務指標等による現状評価、今後の進め方について	専門委員
H22. 12. 18	第4回水道広域化専門委員会	県内水道事業の将来予測、あるべき姿の検討について	専門委員
H23. 3. 8	第5回水道広域化専門委員会	専門委員会報告書、知事への提言について	専門委員
H23. 3. 18	知事への提言	専門委員会から県内一水道の提言	知事、専門委員
H23. 8. 2	第1回水道広域化協議会	協議会、今後の進め方について	知事、市町長
H25. 2. 7	第2回水道広域化協議会	中間とりまとめについて	知事、市町長
H23. 8. 31	第1回幹事会	幹事会の役割について	幹事
H23. 12. 12	第2回幹事会	基本方針の検討について	幹事
H24. 5. 23	第3回幹事会	広域化の手順及び目標時期について	幹事
H24. 10. 23	第4回幹事会	中間とりまとめ(案)について	幹事
H23. 10. 6	第1回総務・業務合同部会	部会の役割について	総務・業務部会員
H24. 1. 13	第2回総務・業務合同部会	広域化の形態について	総務・業務部会員
H24. 1. 30	第1回ブロック別業務部会	水源、浄水場等の共同化について	ブロック内業務部会員
H24. 2. 17	第3回総務部会	組織、総務・経理・営業関係業務について	総務部会員
H24. 2. 17	第3回業務部会	水源の一元管理、浄水場の統合について	業務部会員
H24. 3. 26	第4回総務部会	費用負担、水道料金について	総務部会員
H24. 3. 27	第2回ブロック別業務部会	水道施設の更新、耐震化について	ブロック内業務部会員
H24. 4. 27	第5回総務部会	職員の取扱いについて	総務部会員
H24. 4. 27	第4回業務部会	水質管理、危機管理体制について	業務部会員
H24. 6. 5	第6回総務部会	簡水、工水、下水道事業の取扱いについて	総務部会員
H24. 7. 26	第3回総務・業務合同部会	業務関係、中間とりまとめ骨子について	総務・業務部会員
H24. 7. 31	第3回ブロック別業務部会	ブロック内浄水場統廃合計画について	業務部会員
H24. 9. 26	第4回総務・業務合同部会	中間とりまとめ(素案)について	総務・業務部会員
H25. 1. 31	第5回総務・業務合同部会	第2回水道広域化協議会について	総務・業務部会員
H25. 3. 1	第6回総務・業務合同部会	広域水道事業体検討協議会の設置について	総務・業務部会員
H25. 5. 21	広域水道事業体検討協議会第1回総務・業務合同部会	部会の役割について、施設整備等調査検討業務について	総務・業務部会員
H25. 8. 30	第2回総務・業務合同部会	水需要予測、事業体の現況評価、施設整備案の検討について	総務・業務部会員
H25. 11. 13	第3回総務・業務合同部会	施設整備案、財政収支見通しについて	総務・業務部会員
H25. 11. 25	第1回幹事会	施設整備案、財政収支見通しについて	幹事

②協議会や検討会等の設置状況

事業統合に向けた協議会や検討会等の設置状況は、次のとおりである。

段階	協議会・検討会等の名称	設置目的・位置づけ	構成メンバー
1. 初期段階	香川県水道広域化専門委員会	水道事業の広域化について、専門的かつ客観的な見地から検討を行う。	安藤茂（水道技術研究センター）、細井由彦（鳥取大学工学部）、角道弘文（香川大学工学部）、佐藤裕弥（浜銀総合研究所）、宮田要（公認会計士・日本水道協会経営アドバイザー）
2. 構想・検討段階	香川県水道広域化協議会	水道事業の広域化について、県と市町が協議・検討を行う。	知事、市町長（幹事会）県政策部長・水道局長、市町水道担当課長（総務・業務部会）県水道局総務課長・建設管理課長、市町水道担当課長等
	香川県広域水道事業体検討協議会	水道広域化協議会でとりまとめられた広域化に関する基本方針などを踏まえ、広域水道事業及び管理運営を行う事業体に関し、具体的な検討を行い、広域化に参画するかどうかの判断材料を提供する。	知事、市町長（直島町を除く）（幹事会）県政策部長・水道局長、市町水道担当課長（総務・業務部会）県水道局総務課長・建設管理課長、市町水道担当課長等
3. 調整段階	—	—	—

※段階の説明

- 16. 初期段階（まず広域化検討のスタートラインに立つため、関係者と広域化検討を行う場を持っている段階）
- 17. 構想・検討段階（広域化の形態や枠組みの検討、施設の共同整備、人事交流、遠い将来も含めた着地点の検討等を行っている段階）
- 18. 調整段階（住民や議会等との合意形成を図りつつ、関係者との調整等を進めている段階）

(3) 事業統合を進める中で生じた課題とその解決策

現在検討中であるが、水道料金、施設整備水準、内部留保額、起債残高の格差が当面の課題となっている。

(4) 今後の広域化実現に向けたスケジュール（ロードマップ）

未定である。

(5) 事業統合までに実施する広域化メニュー

事業統合までに別の広域化メニューを実施する予定はない。